

富士川町国土強靱化地域計画
～災害に強い町づくりを目指して～

(改訂版 案)

令和8年〇月

富士川町

目 次

はじめに.....	1
第1章 計画の策定趣旨、位置付け.....	2
1. 計画の策定趣旨.....	2
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画期間.....	2
4. 計画の進捗管理.....	2
第2章 基本的な考え方.....	3
1. 強靱化の理念.....	3
2. 基本目標.....	3
3. 富士川町国土強靱化地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化....	3
(1) 町土強靱化の理念に関する主要事項.....	4
(2) 分野横断的に対応すべき事項.....	5
(3) 社会情勢の変化に関する事項.....	6
(4) 近年の災害で得られた新たな知見.....	8
4. 中長期的に取り組むべき課題.....	8
(1) 大規模自然災害への備えをより盤石に.....	8
(2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる町土づくり.....	9
(3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現....	9
(4) 大規模自然災害への備えをより盤石に.....	9
5. 強靱化政策の展開方向.....	10
6. 基本的な進め方.....	12
(1) P D C Aサイクルの活用.....	12
7. 特に配慮すべき事項.....	12
(1) 土地利用、産業構造の脆弱性についての対応.....	12
(2) 自然災害の発生頻度や被害の甚大さについての調査研究.....	13
(3) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせとデジタル活用による施策の効率化.	13
(4) リダンダンシーの確保とB C Pの策定・実効性担保.....	13
(5) より良い復興 (Build Back Better) や様々な場面での活用を意識した備え.....	13
(6) 国及び地方公共団体相互における体制の構築.....	14
(7) 近年の災害からの教訓.....	14
8. 重要業績指標.....	14

第3章 脆弱性評価.....	15
1. 脆弱性評価の方法.....	15
2. 想定するリスク.....	15
(1) 本町の特徴.....	15
(2) リスクの特定.....	16
3. 施策分野.....	19
4. 起きてはならない最悪の事態.....	21
5. 脆弱性評価の結果.....	23
(1) 脆弱性評価の実施手順.....	23
(2) 脆弱性評価の結果.....	23
第4章 富士川町強靱化の推進方針.....	24
1. 個別施策分野の推進方針.....	24
2. 横断的分野の推進方針.....	30
(別紙1) 各施策グループの推進方針.....	33
(別紙2) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果.....	87
(別紙3) 施策分野ごとの脆弱性評価結果.....	146

はじめに

令和6年元日に能登半島を中心として発生した地震は、甚大な被害を引き起こし、復旧復興に向けた取り組みが進められているところであり、国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）制定の契機となった平成23年東日本大震災をはじめ、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて、平時から大規模自然災害に対する備えを行うことが重要である。

平成25年に基本法が公布・施行されてから、国では、平成26年6月に、同法に基づき、国土強靱化に係る他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、平成30年12月及び令和5年7月に、「国土強靱化基本計画」の期間満了に伴い、近年の激甚化・頻発化する災害から得られた知見、デジタルの力による対応力の強化を新たに盛り込み、基本計画の見直しを行い、取り組みを推進してきている。

富士川町では、山梨県が今後想定される南海トラフ地震や山梨県の中心に位置する曾根丘陵断層帯で発生する地震、富士山火山噴火、豪雨・豪雪等の大規模自然災害に備え、平成27年12月に山梨県強靱化計画を策定したことに伴い、平成29年3月に富士川町国土強靱化地域計画を策定し、継続的・安定的に防災・減災、町土強靱化の取り組みを進めているところである。

国土強靱化は、大規模自然災害から住民の生命・財産・暮らしを守り、経済活動を含む社会の重要な機能を維持するための政策であり、誰もが豊かさを実現するための強固な基盤を構築し、持続可能な発展を遂げるうえで欠かすことのできないものである。

今回、山梨県が令和6年3月に山梨県強靱化計画を改訂したことに伴い、県計画と連携を図り、町土の強靱化を図っていくため、本町においても富士川町国土強靱化地域計画を改訂することとする。

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

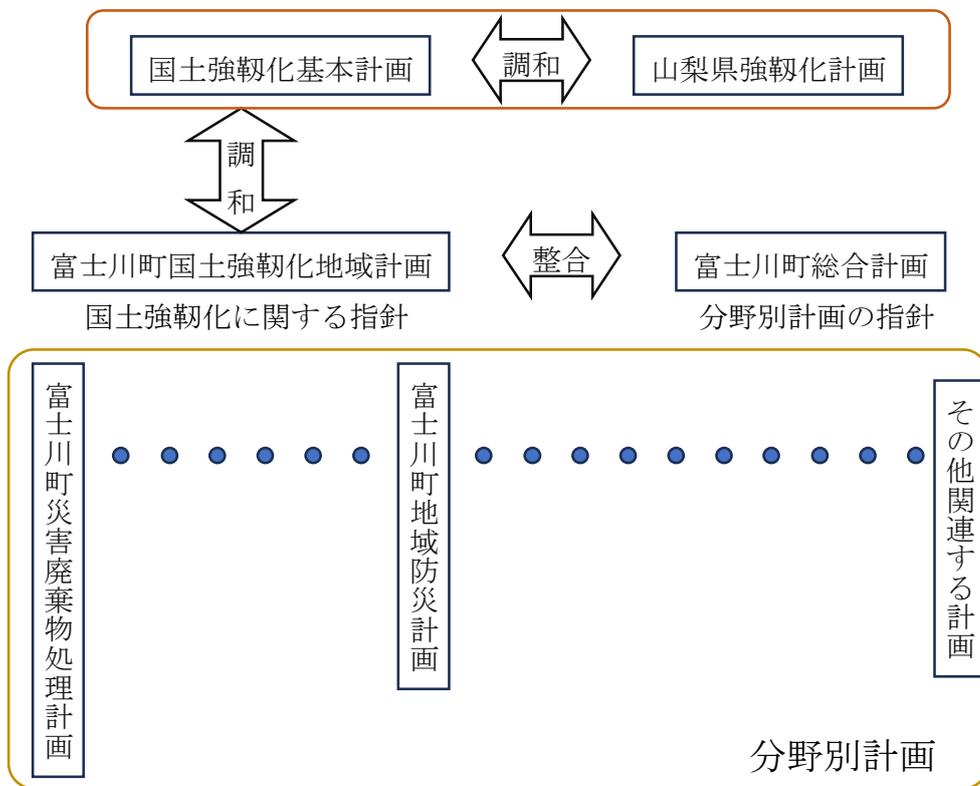
1. 計画の策定趣旨

本町においては、頻発化・激甚化している大規模自然災害等から町民の生命、身体及び財産を守り、いち早く被害からの回復を図れるよう備えておく必要があることから、これまでの取り組みを確認・検証した上で計画を見直すこととする。

2. 計画の位置付け

本計画は、「国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画で、本町における国土強靱化に係る各種計画等の指針となるものである。

本計画は「第三次富士川町総合計画」の基本構想の考え方を基本に、本町の強靱化を国・山梨県の強靱化計画と調和した国土強靱化地域計画として策定する。



3. 計画期間

本計画においては、本町の内外における社会経済情勢の変化や国、県及び本町を通じた国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年間を推進期間とする。

ただし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととする（軽微な計画の変更等については、毎年度の施策推進の中で対応する）。

4. 計画の進捗管理

本計画の推進に当たっては、関連施策の進捗状況を適切に管理しながら、重点化の見直しなども含め計画の推進方策を毎年度策定し、予算編成や国への政策提案に結びつけ、新たに施策展開を図っていくというPDCAサイクルを構築する。

第2章 基本的な考え方

1. 強靱化の理念

災害に対する強靱性を向上するためには、「発災そのものを抑制する」「たとえ発災してもその被害を小さくする」「速やかに復旧する」ことを効果的に展開していくことが重要である。

近年、気候変動等により激甚化・頻発化する自然災害や大規模地震の発生に加え、エネルギー・食料等の安定供給に関するリスクの高まりや、感染症に対する生活様式の進展、デジタル革命、SDGs推進など、強靱化を取り巻く情勢はめまぐるしく変化しており、様々な危機を想定し、最悪の事態を念頭に置いた備えを平時から行い、地域力を高める必要がある。

町土強靱化への投資は、災害への対応だけに留まらず、同時に新しい生活スタイルや地域の魅力創出にも貢献し、町民が生活を取り巻く様々な不安や恐怖から解放され、将来に渡り住み続けたいと思える未来への投資である。

あらゆる強靱化施策を重層的に実行することで町民の自由な選択を妨げる要因を取り除き、誰もが安心して暮らすことができる「ふるさと強靱化」を推進し、豊かさを実現するための強固な土台を構築していく。

2. 基本目標

本町における強靱化を推進する上での基本目標を次のとおり設定する。

いかなる自然災害が発生しようとも、

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

3. 富士川町国土強靱化地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化

今後、中長期の将来にわたる強靱化の取り組みは、次表に示す「富士川町国土強靱化地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化」を踏まえた上で、課題を整理し、政策の展開方向に沿って具体的な施策を推進することとする。

なお、町民生活・町民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかにも新型コロナウイルス感染症のようなパンデミック、テロ・国際紛争等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震、首都直下地震が遠くない将来に発生する可能性が高まっていることや、気候変動の影響等により水災害、土砂災害が多発していること、富士山火山噴火への対応など、ひとたび大規模自然災害が発生すれば、町の広範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では、国・県の基本計画と同様に大規模自然災害を対象とする。

富士川町国土強靱化地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化

(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項	1) 「自律・分散・協調」型社会の促進
	2) 事前復興の発想の導入促進
	3) 地震後の洪水等の複合災害への対応
	4) 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応
(2) 分野横断的に対応すべき事項	1) 環境との調和
	2) インフラの強靱化・老朽化対策
	3) 横断的なリスクコミュニケーション（災害弱者等への対応）
(3) 社会情勢の変化に関する事項	1) 気候変動の影響
	2) グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現
	3) 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
	4) SDGs との協調
	5) デジタル技術の活用
	6) パンデミック下における大規模自然災害
(4) 近年の災害で得られた新たな知見	1) 災害関連死に関する対策
	2) コロナ禍における自然災害対応

(1) 町土強靱化の理念に関する主要事項

1) 「自律・分散・協調」型社会の促進

今後30年以内に高い確率で発生するとされている南海トラフ地震や首都直下地震を踏まえれば、その影響を強く受ける地域に主要な機能が過度に集中する状況は避ける必要がある。

人口が密集する地域が大規模災害に見舞われた際、被災者の受け入れや都市機能の代替を可能とするバックアップ機能を整備することにより、自然災害に対する「しなやかさ」を高めることが重要である。

また、コロナ禍を背景に、リモートワークの普及により暮らし方や働き方が多様化し、二拠点居住や田園回帰への意識が高まっている現況も鑑み、平時と有事の両面から「自律・分散・協調」型社会を形成する必要がある。

2) 事前復興の発想の導入促進

「より良い復興」という概念は定着してきているが、大規模災害が発生した後の混乱の中で、被災前よりも災害に強い地域に復興していく姿を描くことは容易ではない。

平時から、あらかじめ30年、50年の大計を描き、どのような地域を目指すのか、長期的・広域的に考えておくことが重要である。

3) 地震後の洪水等の複合災害への対応

大規模地震後の復旧には相応の時間が必要なことを踏まえれば、その間に風水害等が発生することは十分想定されるため、複合災害を想定し、震災と水害等の双方に有効な事前防災を推進することが重要である。

また、災害発生に備え、近隣市町や都県、さらには想定する災害の影響が及ばない遠隔地の地方公共団体と相互に災害支援協定を締結するなど、多段階の地域連携を構築することが必要である。

4) 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

未曾有の巨大・広域災害への対応に当たっては、最大クラスの地震が発生する場合のみならず、時間差を置いて大規模な地震が発生する場合の時間的・空間的影響を考慮した対応の検討を通じて、事前の備えを強化するほか、あらかじめ過去の災害経験から得られた知見の情報発信・共有化を図り、初動対応に必要な専門スキルを有する人材や物資を広範囲から確保できる体制を構築するなど、ハード・ソフトの両面から取り組む必要がある。

また、経済活動の停滞を回避するため、サプライチェーンの維持・確保が重要であり、長期に及ぶ移転先の確保等について、比較的被害が軽微な地域が、甚大な被害を受けた地域の後方支援を行う体制づくりを進める必要がある。

なお、ひとたび災害が発生すれば、被害状況の迅速かつ正確な把握が必要となるため、情報収集手段の冗長性を確保することも重要である。

(2) 分野横断的に対応すべき事項

1) 環境との調和

気候変動対策に関しては、「パリ協定」(平成27年国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)採択、平成28年発効)で定められた世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて1.5°Cに抑える努力をするという目標の実現に不可欠な「カーボンニュートラル」の実行が国際的な潮流となっている。

また、生物多様性の保全に関しては、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」(令和4年生物多様性条約締約国会議(COP15)採択)に即して、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるという「ネイチャーポジティブ」の考え方にに基づき、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30 by 30目標」の実現等が求められる状況となっている。

例えば、遊水地のように防災機能に加え、生物多様性保全機能も期待できる防災施設は、整備後の土地の利用形態などを含めた検討により、住民が子育てをし、老後も住み続けたいと思えるふるさとの風景を残すために活用されるべきである。

これらの考え方を踏まえれば、「ネイチャーポジティブ」の考え方は、今後国際社会の中でも主流となるものであり、本町が有する豊かな自然の恵みを生かすグリーンインフラの活用を積極的に推進し、NbS(Nature-based Solutions:自然を活用した解決策)の考え方に基づく取り組みを拡大していくことが必要である。

なお、太陽光等の再生可能エネルギー関連施設の設置に関しては地域との共生の観点が必要となっていることから、地域環境の悪化を招かないよう、関係法令等に基づき、適切に対応する必要がある。

2) インフラの強靱化・老朽化対策

自然災害の激甚化・頻発化やインフラ施設の老朽化が加速度的に進行している状況を踏ま

え、インフラが求められる機能を発揮するためには、正しく設計・施工・維持管理を行う必要がある。

このため、防災関連施設はもとより、交通インフラ、エネルギー関連インフラ等、官民を問わず公共性の高いインフラについて、災害外力の見直しに基づき適切な補強等を行うとともに、定期的な点検・診断の結果に基づく老朽化対策を講じていく必要がある。

その際、土木系を含む技術系職員数が課題となるなど、メンテナンスに携わる担い手が不足している状況も踏まえ、新技術の活用促進や点検・補修データの利活用により効率化を図るなど、これに対応していく必要がある。

3) 横断的なリスクコミュニケーション（災害弱者等への対応）

様々な主体がリスク情報の受信者とも発信者ともなる現代において、リスクコミュニケーションは、災害リスクを正確に認識し、生命を守るための的確な行動を促す上で重要な要素であり、災害弱者や情報弱者も含め、確実に実施される体制づくりが必要である。

(3) 社会情勢の変化に関する事項

1) 気候変動の影響

近年、これまで経験してこなかった気象現象が各地域で発生しており、国土交通省が行った検討によると、気温が産業革命以前と比べて2℃上昇した場合、降雨量が約1.1倍、洪水発生頻度が約2倍になると試算されている。

また、IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）報告書によると、平均海面水位は0.29～0.59m上昇し、台風が強大化することが予測されている。

近年、世界各地でこれまで経験のない気象災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しており「気候危機」の時代とも言われている。

今後、地球温暖化の進行に伴って、その強度と頻度が増加することが懸念されており、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策が必要となっている。

災害外力の増大に伴い、防ぐことのできない災害も増加することを想定し、ハード・ソフトを組み合わせ、しなやかに対応することが重要である。

2) グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現

地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につなげるという考えの下、国は令和2（2020）年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和5（2023）年2月には「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定し、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの主力電源化等を進めることとしている。

これらの取り組みの一環として、地域の防災拠点における非常用電源への再生可能エネルギーの活用や、分散型電源等を整備するなど、地域のレジリエンスの向上を図ることが必要である。

3) 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給

エネルギー・食料等の安定供給を取り巻く世界情勢は激動の時代を迎えており、ウクライナ情勢など国際紛争下において一層厳しさを増している。

県では、再生可能エネルギーの余剰電力からCO₂を排出せずに水素を製造する「やまなしモデルP2Gシステム」の開発・実証を世界に先駆けて進めており、再生可能エネルギーの主力電源化の扉を開く「カギ」として国内外から期待されている。

また、全国有数の日照時間、豊富な森林資源や水資源など、本町の特性を生かした太陽光・水力等の再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギー源を確保し、非常時でもエネルギー供給が途絶えにくいシステムを構築する必要がある。

併せて、家庭単位での取り組みも含めた様々な省エネルギーの取り組みを進める必要がある。

食料については、気候変動による生産作物への影響や、大規模自然災害下における家畜伝染病の流行等の影響も考慮した取り組みが必要である。

4) SDGsとの協調

本町では、第三次総合計画をはじめ様々な施策にSDGsの視点を取り入れている。

気象災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震等の大規模地震発生への切迫、富士山火山噴火も懸念される中で、町民の生命・財産を守り、災害の被害に遭う方を一人でも減らすため、防災・減災、町土強靱化に取り組むとともに、質の高いインフラ投資を官民一体となって引き続き積極的に支援することは、SDGsにおいても非常に重要である。

今後も、全町的に社会課題解決に向けた取り組みを進めることが必要である。

5) デジタル技術の活用

世界に類をみない急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行し、地方の過疎化や地域産業の衰退等が大きな課題となる中、ICTの進化やネットワーク化により、地域や社会の在り方、産業構造が急速に変化する大変革期、新しい時代（Society5.0）が到来し、デジタル技術はその実証の段階から実装の段階へと着実に移行しつつある。

避難計画の策定や災害対応の迅速化・適切化、防災情報の高度化等にデジタル技術を活用し、防災・減災、町土強靱化をより効率的に進める必要がある。

その際、インフラ・防災・減災分野において、人工知能（AI）、IoT、クラウドコンピューティング、ソーシャル・ネットワークサービス（SNS）等、その時点の最先端のデジタル技術の活用を進めることが重要である。

また、単なるデジタル技術の活用にとどまらず、業務そのものや組織、プロセスの変革を含む概念であるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の取り組みにより、災害予測、事前復興、災害発生時等、様々な段階においてデジタルの力で対応力を強化することが重要である。

6) パンデミック下における大規模自然災害

長期に及ぶパンデミック下で医療従事者が対応に追われる中、自然災害が発生することも十分あり得ることから、コロナ禍において経験したことを踏まえた備えが重要である。

なお、リモートワークの普及による暮らし方・働き方の多様化は、東京一極集中のリスクを地方に分散する上で有効であり、「自律・分散・協調」型社会を促進する観点からも考慮す

る必要がある。

(4) 近年の災害で得られた新たな知見

1) 災害関連死に関する対策

能登半島地震や熊本地震など近年の災害では、避難生活における疲労や持病の悪化等による災害関連死も多く発生している。

このため、避難生活が長期化する場合、生活環境の改善を図るほか、避難者に対する心身のケアについて具体的な事案に学ぶ形で改善を図るなど、災害関連死を防ぐ取り組みを進める必要がある。

2) コロナ禍における自然災害対応

令和2年には、コロナ禍において全国で大水害が相次いで発生し、避難所における感染症対策が課題となった。

今後も、ひとたび感染症がまん延すれば、一定期間継続することを前提に、感染症と自然災害の同時発生は想定しておく必要がある。

その際、車中泊の活用も含め、感染の可能性がある避難者を他の避難者と隔離する手法や、感染源となり得るトイレの使用区分けなど、具体的な避難所運営を見据えた事前の備えが必要である。

4. 中長期的に取り組むべき課題

前節の「富士川町国土強靱化地域計画の見直しに当たって考慮すべき主要事項と情勢の変化」を踏まえ、中長期的に取り組むべき課題は以下のとおりである。

中長期的に取り組むべき課題

(1) 大規模自然災害への備えをより盤石に
(2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる町土づくり
(3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現
(4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化

(1) 大規模自然災害への備えをより盤石に

大規模地震の切迫性の高まりや、気候変動に伴う洪水発生頻度の増加が予測される中、事前防災対策を強化することが重要であり、排水機場の設備更新や雨水幹線の整備、河川の浚渫など、防災インフラの整備、老朽化したインフラ施設の予防保全に取り組むなど、適切な維持管理を推進する必要がある。

さらに、自然環境が有する防災・減災等の多様な機能を活用し、町土全体の自然災害に対する強靱化を図ることが必要である。

ひとたび自然災害が発生すると、災害対応拠点となる避難者受入施設・災害拠点病院等の環境を構築し、順次改善・充実する必要がある。

その拠点が相応の期間使用される場合には、災害関連死を生じさせない取り組みも重要である。

(2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる町土づくり

大規模地震による直接死を最大限防ぐ観点から、構造物の耐震化・耐災害性強化を促進することが重要である。

また、被害が長期化しても一定の日常生活や社会経済活動が継続されるよう、あらかじめ事前復興を考えておくことが重要である。

このため、被災地域が孤立する可能性も考慮し、救援救護が到着するまでの間、生命を守るために必要な通信・エネルギーを確保できるよう、地産地消の再生可能エネルギーを活用した自立・分散型の仕組みの導入を図るほか、ミッシングリンクの解消やリダンダンシーの確保、交通結節点の機能強化等、総合交通ネットワークの機能強化や、浸水被害等の自然災害から命を守るための避難路の整備を進め、交通・物流手段を確保する必要がある。

さらに、経済がひとつの大規模災害で壊滅的な損害を受けず、粘り強く早期復興を果たすためには、企業の生産活動を支えるサプライチェーンの強靱化を図る必要がある。

ことが重要であり、民間企業の生産拠点・体制の強靱化が図られるよう、支援を充実する必要がある。

このほか、GXの実現のための新たな取り組みを活用して、大規模自然災害発生後における迅速な経済活動の復旧を図ることが必要である。

(3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現

より豊かな社会活動・地域づくりを行う上で、デジタル等新技術の活用が図られることが望ましい。

強靱化の分野においても、様々な気象観測データやスーパーコンピュータ等を活用した気象予測、ヘリやドローンによる情報集約の一層の迅速化・効率化、電子媒体を用いたプッシュ型の情報受発信システムの活用等が期待されている。

また、少子高齢化が進む中、限られた人員でも効率的に災害対応等の活動を可能にする観点から、デジタル技術を最大限活用する必要がある。

一方、デジタル技術の活用には、情報弱者に陥りやすい高齢者、障害者等に対して配慮・工夫が必要である。

これらの点も踏まえ、デジタル技術の活用を通じて、日常生活と災害時等有事の際の双方において、住民が安心して住み続けたいと思える地域づくりを進めることが重要である。

(4) 大規模自然災害への備えをより盤石に

町土強靱化を実効性あるものにするためにも、民間事業者等の主体的な取り組みが極めて重要であり、官と民が適切な連携及び役割分担の下、民の自助や共助の活性化や、民の力の公助への活用を更に進めていく必要がある。

例えば、災害時における事業継続性の確保や、ライフライン・交通ネットワークの維持・早期復旧に当たっては、公共施設の強靱化のみならず、民間施設の強靱化を促進することが重要である。

大規模な再開発や物流拠点の整備等における民間の防災投資を促すため、インセンティブの付与等、幅広い取り組みを促進する必要がある。

また、発災後の迅速な復旧復興に当たっては、被災者の支援体制を充実させる必要があり、災害保険等の活用など相互扶助の分野も含めて総合的に取り組むべきである。

5. 強靱化政策の展開方向

近年、異常気象は激甚化・頻発化し、豪雨発生頻度が増大している一方で、これまでの町土強靱化の着実な取り組みにより、大規模な被害を抑制する効果が発揮されている。

こうした点や前節で述べた「中長期的に取り組むべき課題」を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、町土強靱化の取り組みを一層強化していく必要がある。

「町民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、「災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化」、「デジタル等新技術の活用による町土強靱化施策の高度化」、「地域における防災力の一層の強化による『地域力の発揮』」を施策の柱とし、町土強靱化にデジタルと地域力を最大限生かしていく。

具体的には、以下の「富士川町強靱化政策の展開方向」に沿って取り組みを進める。

富士川町強靱化政策の展開方向

(1) 町民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理	1) 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備
	2) 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策
	3) 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化
	4) 避難所としても活用される学校施設等の環境改善、防災機能の強化
	5) 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用
	6) 建設・医療をはじめ国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成
	7) 町民の命を守る災害拠点病院の機能強化
(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化	1) 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強
	2) 人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保、防災拠点の整備
	3) 予防保全型メンテナンスへの本格転換など交通・通信・エネルギーインフラ施設の老朽化対策
	4) 災害発生時にも可能な限り安定的な通信サービスの確保
	5) 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給

(3) デジタル等新技術の活用による町土強靱化施策の高度化	1) 事前防災、地域防災に必要な情報の創出・デジタルでの共有
	2) 被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル（ロボット、ドローン、A I 等）を最大限活用
	3) 災害時における個人確認の迅速化・高度化
	4) デジタルを活用した地域の安全・安心の確保
	5) 災害時にもデータを失うことがないように分散管理
	6) デジタルを活用した交通ネットワークの確保
	7) その他様々な地域の課題をデジタルで解決
(4) 災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化	1) サプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造
	2) 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援
	3) 防災投資や民間資金活用、公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化
	4) 医療の事業継続性確保の支援
(5) 地域における防災力の一層の強化	1) 避難生活における災害関連死の最大限防止
	2) 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上
	3) 地元企業やNPO等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上
	4) D E I（多様性、公平性、包摂性）の観点を踏まえたSDG sとの協調
	5) 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進
	6) 高齢者、障害者、こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援
	7) 若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション
	8) 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達
	9) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承
	10) 地域特性を踏まえた近隣自治体や関連団体との連携

6. 基本的な進め方

(1) PDCAサイクルの活用

町土強靱化は、

- ①強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ②リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に実施
- ⑤その結果を適正に評価し、全体の取り組みを見直し・改善というPDCAサイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、強靱化の取り組みを推進する。

この際、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクに対する対応方策の策定」に当たっては、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」（以下「最悪の事態」という。）を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をすべきか、という視点から、各課横断的に目標を達成するための施策群を検討することで、各分野間の有機的な連携を促すとともに、各分野の行政の取り組みを各種リスクの存在を明示的に織り込んだものへと逐次的に改善していくこととする。

また、先端技術を活用しつつ、町土強靱化における効果の分析の一助として、各施策及び施策グループにおいて、アウトカム指標の導入に努め、それを活用するなど、町民の理解を得られるような取り組みを行う。

このような、PDCAサイクルの実践を通じて、課題解決のために必要な政策や施策グループの重点化・優先順位付けに関する不断の見直しを行う。

このため、脆弱性評価手法の改善、施策の効果の評価方法の改善（進捗管理及び効果検証のための定量的な指標の導入、見直し等）、施策グループ毎の目標の設定と進捗管理の実施、重要な課題に対応するための仕組みの導入等、強靱化17の取り組みを順次ステップアップするとともに、その取り組みの内容・過程等を可能な限り可視化する。

7. 特に配慮すべき事項

(1) 土地利用、産業構造の脆弱性についての対応

防災・減災、町土強靱化を考える際に前提条件と捉えている土地利用や産業構造の現状について、経済の長期的な安定成長を考える際のリスクヘッジを踏まえた在り方や、「自律・分散・協調」型町土形成を促す効果的な方策を検討し、取り組んでいく必要がある。

例えば、洪水等の災害リスクが高いエリアに多くの人口が集中していないか、地域の活力が低下し、万一の際に復興に必要な人材を被災地内で確保できない状況となっていないか等の課題について対応していく必要がある。

(2) 自然災害の発生頻度や被害の甚大さについての調査研究

大規模自然災害の発生から最悪の事態に至る論理構造の分析を踏まえ、事象の発生確率や被害の大きさ、人的経済的損失、施策推進による脆弱性低減（減災効果）等を定量的にシミュレーションして脆弱度を評価していく手法や、多くの論理構造に共通する部分があること等を踏まえて重点化していく手法等について発展途上であり、官学が連携し調査研究を行い、その結果を普及啓発していく必要がある。

また、町土強靱化の現在の水準を客観的に把握する重要業績評価指標（KPI）については、町民目線でよりわかりやすい指標への見直し等、不断の取り組みを推進する必要がある。

(3) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせとデジタル活用による施策の効率化

地震や台風等の到来が初期の災害につながることを抑制するハード整備と、ハードの想定を超えたときの、避難から復興に至るまでのソフト対策を適切に組み合わせ、初期の災害が最悪の事態に展開してしまうことを、何としても阻止する必要がある。

加えて、人口減少下において、各種の町土強靱化に関する施策を従来よりも効率的に進めていくため、デジタル等新技術の活用による災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化や、防災インフラやライフラインの施工・管理の合理化を図るなど、DXを推進することが必要である。

(4) リダンダンシーの確保とBCPの策定・実効性担保

交通網、エネルギー供給網、通信網の多重化、行政、金融、物流、情報サービスの拠点の代替性確保、それら社会基盤の上に成り立つ産業等におけるBCPの策定とその不断の見直し、訓練実施等による実効性担保と、事業継続性を勘案した耐震性の確保等の各施設の耐災害性強化は、災害発生時にも業務を継続し、町全体の経済の停滞を防止する上で必要不可欠である。

また、被災した施設を復旧していくため、策定したBCPを踏まえて、人員や資機材の平時からの総量確保や非常時の全国的な応援態勢の準備を進めておく必要がある。

さらに、新興感染症や国際情勢を踏まえ進展しているサプライチェーンの強靱化に関する各種取り組みは、自然災害を対象とする町土強靱化に関する施策としても有効であるため、連携を図ることが必要である。

(5) より良い復興（Build Back Better）や様々な場面での活用を意識した備え

災害時の迅速な復旧復興は重要であるが、単に元に戻すことのみを目指すのではなく、復旧復興の機会に、地域の土地利用や産業構造、社会資本の将来の在り方を見据え、また、地域独自の文化や生活様式等の伝承の視点も加えて、より強靱なまちづくり・地域づくりを実践できるよう、地域の将来を担う世代も参画したビジョン形成等の準備を平時から進めておく必要がある。

また、自然災害を対象とした町土強靱化により整備する防災インフラが、平時や自然災害以外の有事の際にも有効活用されるなど、様々な政策について双方向で効果的な機能を発揮するようなハイブリッドな施設整備・活用を推進していくことも必要である。

(6) 国及び地方公共団体相互における体制の構築

町土強靱化を効果的に進めるため、国・県や近隣自治体との十分な情報共有・連携を確保するとともに、峡南消防本部を中心とした広域的な災害対策体制を維持していく。

(7) 近年の災害からの教訓

近年の災害等を踏まえて今回実施した脆弱性評価については、第3章に掲載するが、山梨県は周囲を急峻な山々に囲まれ、他県とつながる交通網が限られていることもあり、中部横断自動車道やJR身延線などの交通網が麻痺した場合、町民生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

また、令和2年7月豪雨で大規模水害に見舞われた熊本県の人吉盆地と同様、本町は甲府盆地の底部に位置することから、水害や土砂災害のリスクも非常に高い状況である。

これらの教訓を踏まえて、第4章で定める町土強靱化の推進方針を個別施策に具体化するとともに、別紙1で定める各施策グループの推進方針の具体化に取り組む。

8. 重要業績指標

以下の重要業績指標を定め推進する。

	単位	R6	R 1 2	担当課
木造住宅耐震化率	%	74.8	95	都市整備課
公営住宅長寿命化	カ所	4	9	都市整備課
橋梁の修繕化率	%	36	44	土木整備課
被災者支援情報提供体制の継続		継続	継続	防災課
耐震性貯水槽の整備	基	107	109	防災課
福祉避難所運営マニュアルの策定		—	策定	福祉保健課
農道整備率	%	66	67	土木整備課
下水道管路とマンホール接続部の可とう化率	%	57.0	81.0	上下水道課
情報システムに関する業務継続計画の策定		—	策定	政策秘書課
住宅用太陽光発電システム補助	件	10	12	町民生活課
災害時生活用水協力井戸	件	7	12	防災交通課

第3章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の方法

本町の強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするために、本町が直面するおそれがある大規模自然災害に対し、脆弱性の評価を行う。

脆弱性評価は、国が令和5年2月10日に国土強靱化推進本部（以下「推進本部」という。）で決定した「脆弱性評価の指針」に基づき実施した。

【評価の枠組み及び手順】

- ① 想定するリスクの特定
- ② 施策分野の設定
- ③ 「起きてはならない最悪の事態」の設定
- ④ 評価の実施手順
「起きてはならない最悪の事態」を回避するために行っている現行の取組を分析・評価

2. 想定するリスク

(1) 本町の特性

A 地形

本町の地形は、大きく西部の山地・丘陵地、その山麓に広がる緩やかに傾斜した扇状地と富士川周辺の低地、さらに富士川と西部の山地に奥深く形成された谷状の地形で構成されている。

西部の山地は楕円山から源氏山、富士見山へと連なる標高1,500m～2,000m級の山々で、地形も急峻となっており、尾根と谷が入り組んだ変化に富む地形構造となっている。

東部の山麓から富士川にかけての一带は顕著な扇状地形となっており、平坦地の少ない本町では、市街地や農業集落地の大部分がこの扇状地に形成されている。

町の北東端部で釜無川と笛吹川が合流して富士川を形成し、西部の山地を源とする利根川、戸川、畔沢川、大柳川などの中小河川が町の東端を流れる富士川に合流しています。この富士川の水量は多く夏期の台風時における氾濫は大なるものがある。

また、富士川沿いには、糸魚川・静岡構造線（フォッサマグナ）が南北に縦断している。

B 地質

本町の地質は、西部の山地から中部にかけてのほぼ全域が、巨摩山地より連なる第三紀層の御坂層となっている。また、利根川や戸川、大柳川などの河川流域の一部に洪積層が点在し、西部の富士川流域には沖積層が広がっている。

御坂層は海底火山噴出物が堆積、隆起した礫岩、泥岩層で、強風化を被った区域は、地盤が軟弱となっている。地力は高いが地盤は軟らかい洪積層、沖積層と合わせて、町域全体の地質は地震に対して非常に弱い地盤構造となっている。

西部は糸魚川静岡構造線に含まれ、東部は甲府構造線が南北に走っており、地質構造線の活動に伴って構造的に地すべり地帯となっている。

C 気候

本町の気候は、いわゆる内陸性の気候であり、年間降水量は2,000ミリメートルを超え、全国平均を上回っている。

D 人口

本町域の人口は、令和2年10月1日現在（国勢調査確定値）で14219人となっており、世帯数は5,626世帯である。

人口は、昭和50年から現在に至るまで減少が続いており、1世帯当たりの人員の減少、65歳以上の人口や単独世帯、夫婦世帯の増加が著しく、少子化、核家族化の傾向が続いている。

E 産業

本町の産業別就業人口は、第1次産業の人数・比率が減少を続けている。また、第2次産業も平成2年以降、減少傾向にある。その一方で、第3次産業は増加傾向が続いている。

F 交通

本町の交通体系は、町東部を南北に通る国道52号と大柵交差点から南アルプス市方面へ至る国道140号の2路線を幹線道路として、主要地方道市川三郷富士川線、葦崎南アルプス富士川線、富士川南アルプス線、一般県道十谷鬼島線、平林青柳線、高下鯉沢線が整備されている。

公共交通機関としてのバス路線は、山梨交通（株）バス、町営バス、コミュニティバスが19ある。

町内には鉄道路線はなく、隣接する市川三郷町のJR身延線鯉沢口駅や市川大門駅が最寄り駅となる。

(2) リスクの特定

国の基本計画と同様、大規模自然災害を対象とし、特定する自然災害は、地震（南海トラフ地震、首都直下地震、糸魚川－静岡構造線断層帯や曾根丘陵断層帯で発生する地震等）、富士山火山噴火、豪雨・豪雪とする。

A 地震（南海トラフ地震、首都直下地震、糸魚川－静岡構造線断層帯や曾根丘陵断層帯で発生する地震等）

1) 南海トラフ地震（うち、東海地震）については、発生の切迫性が指摘されており、本町含め県内ほぼ全域の25市町村が、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある防災対策推進地域に指定されている。

（参考：25市町村）

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、葦崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、

笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

2) 首都直下地震については、発生の切迫性が指摘されており、東部を中心とした14市町村が緊急対策区域に指定されています。本町は含まれませんが発生した場合本町に及ぼす影

響が大きいと予想される。

- 3) 活断層による地震（糸魚川－静岡構造線地震、曾根丘陵断層地震、扇山断層地震、身延断層地震、塩沢断層地震、富士川河口断層地震）については、発生した場合、本町に及ぼす影響が大きいと予想される。

県の地震被害想定調査では、山梨県の中心に位置する曾根丘陵断層帯で発生する地震による被害が最も大きく、全壊する建物が9万棟以上、死者が約4,000人、負傷者が約2万人発生する予測結果となっている。

※災害履歴（明治以降の主な災害）

災害発生日	被害状況（県下）
1891（明治24）12.24	山梨・静岡県境を震央とする地震（M6.5）、北都留郡で地割れ数箇所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
1898（明治31）4.3	山梨県中部を震央とする地震（M5.9）、南巨摩郡睦合村（現南部町）で山岳（安部岳）の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
1902（明治35）5.25	山梨県東部を震央とする地震（M5.4）、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村（現甲州市）に小亀裂等
1915（大正4）6.20	山梨県東部を震央とする地震（M5.9）、甲府市水道管亀裂4～5か所
1918（大正7）6.26	神奈川県西部を震央とする地震（M6.3）、谷村（現都留市）で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰐沢町（現富士川町）でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7～8か所
1923（大正12）9.1	関東大地震（M7.9甲府震度6）、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3か所
1924（大正13）1.15	丹沢地震（M7.3甲府震度6）、県東部で負傷者30人、家屋全壊10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60か所
1944（昭和19）12.7	東南海地震（M7.9）、甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29か所等（山梨日日新聞）
1976（昭和51）6.16	山梨県東部を震央とする地震（M5.5）、県東部で住家等一部破損77棟、道路22か所、田畑31か所、農業用施設79か所等
1983（昭和58）8.8	山梨県東部を震央とする地震（M6.0）、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147か所、農林業用施設55か所、道路21か所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
1996（平成8）3.6	山梨県東部を震央とする地震（M5.3）、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5千万円
2021（令和3）12.3	山梨県東部富士五湖を震央とする地震（M4.9）、町内でも震度3を観測。

B 富士山火山噴火

- 1) 気象庁の定義による活火山とは、過去1万年以内に噴火した証拠がある、または、活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられていない。

富士山も、1707年に噴火記録（宝永噴火）があるので、活火山である。

富士山は、日本の中央に位置し、広大な裾野を形成している。

山梨県では、富士山周辺に多数の県民・観光客等が生活または、来訪していることから、大規模な噴火の場合、影響は広範囲に及び、中小規模の噴火でも影響を被ると予想している。

また、富士山は、火山噴火予知連絡会によって、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な50の火山に選定されている。

- 2) 噴火現象としては火口形成、火砕流（火砕サージ）、噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後の降雨による土石流が想定されている。

平成16年に策定された富士山ハザードマップは、最新の火山に関する情報により令和3年に改定され、新たに確認された噴火口を含む想定火口範囲が設定されるとともに、溶岩流等の噴出物の規模等が大きく見直された。

それにより、富士山火山噴火により影響を受ける地域は、広範かつ大規模なものとなり、富士吉田市街地を始め人口集中地域へ極めて短時間で溶岩流が到達することなどが明らかとなった。

本町は富士山また、こうした噴火現象の影響予想範囲は、富士吉田市、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、身延町、西桂町、都留市、大月市及び上野原市と広範囲にわたり、降灰があった地域では降雨による土石流が予想される。

さらには、過去の歴史を遡ると、降灰については山梨県のみならず、静岡県及び首都圏への影響が予想される。

※災害履歴

- 781（天応1）. 7. 6に富士山が噴火し、麓に降った灰で木の葉が枯れる（続日本紀）
800（延暦19）～802（延暦21）富士山の噴火が甲斐・駿河両国より報告（日本紀略）
864（貞観6）. 5～富士山大噴火、溶岩流が本栖湖を埋める（日本三代実録）
937（承平7）. 11富士山が噴火し溶岩が湖に流れ込んだことを甲斐国が報告する（日本紀略）
999（長保元年）. 3富士山が噴火する（本朝世紀）
1033（長元5）. 1富士山が噴火する（日本紀略）
1083（永保3）. 4富士山の火山活動が記録される（扶桑略記）
1435年（永享7）～1436年富士山に火炎（王代記）
1511年（永正8）富士山の鎌岩が燃える（妙法寺記）
1707（宝永4）. 12. 16～1708. 1. 1富士山大噴火、宝永山が出来る（土屋伊太夫噴火事情書、土屋家絵図など）

C 豪雨・豪雪

- 1) 山梨県は周囲を3,000m級の峰々に囲まれ、急峻な地形を有しており、本県の災害の歴史を見ていくと、台風等の豪雨による河川の氾濫、土砂災害等により大きな被害を受けていることがわかる。
- 2) 豪雪災害については、2014（平成26）年2月の豪雪で、物流ルートが寸断され、陸の孤島となり物資の不足をきたすなど、山梨県の脆弱性を痛感した。

※災害履歴（明治以降の主な災害）水害

災害発生日	被害区域	被害状況
1956（昭和31）9.25	旧鰺沢町全域	台風15号により総雨量104mm、東川浸水家屋10戸
1957（昭和32）9.9	〃	前線による豪雨総雨量128mm、東川浸水家屋10戸
1958（昭和33）9.17	〃	台風21号により総雨量118mm、東川浸水家屋15戸
1958（昭和33）9.22	〃	台風22号により総雨量184mm、東川浸水家屋15戸

災害発生日	被害区域	被害状況
1959（昭和34）8.12	〃	台風7号により総雨量360mm、富士橋・旭橋・鹿島橋流失、浸水家屋300戸
1959（昭和34）8.14	旧増穂町全域	台風7号により死者2名、重傷者7名、家屋の全壊13戸、半壊41戸、田畑の流失5ha、埋没35ha、道路決壊61か所
1959（昭和34）9.26	旧鰺沢町全域	台風15号（伊勢湾台風）により総雨量82mm、強風、倒壊家屋50戸
	旧増穂町全域	台風15号により家屋全壊31戸、流失1戸、半壊56戸、田の流失0.7ha、畑の流失0.9ha、道路の決壊20か所
1961（昭和36）6.23	旧鰺沢町全域	集中豪雨により総雨量313mm、鹿島橋流失、浸水家屋50戸
1961（昭和36）6.25	旧増穂町全域	堤防決壊16か所、田畑の流失、埋没、土砂流入117ha、道路の決壊51か所
1966（昭和41）6.27	旧鰺沢町全域	台風4号により総雨量209mm、東川浸水家屋15戸
1966（昭和41）9.25	〃	台風26号により、旭橋・鹿島橋・上北橋流失、浸水家屋250戸、死者1名
	旧増穂町全域	台風26号により家屋全壊2戸、半壊13戸、田畑の流失11ha、道路の決壊92か所、橋の流失12か所
1982（昭和57）8.1～3	旧鰺沢町全域	台風10号により、県下全域に被害発生、死者7人
1983（昭和58）8.15	〃	台風5・6号、県下全域に被害発生
2019（令和元）10.11～13	県下全域	台風19号により、県下全域に被害発生

（雪害）

災害発生日	被害状況（県下）
2014（平成26）2.14 15	観測史上最大の降雪、最深積雪甲府114cm、河口湖143cm、死者5人、家屋全壊13棟

D その他

大規模な自然災害は、同時発生などにより複合災害になることも想定しなければならない。

3. 施策分野

脆弱性評価は、基本法第17条第4項に基づき、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととし、12の個別施策分野と6の横断的の分野とする。

（個別施策分野）

①行政機能／消防等／防災教育等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤金融、⑥情報通信、⑦産業構造、⑧交通・物流、⑨農林水産、⑩国土保全、⑪環境、⑫土地利用（国土利用）

(横断的分野)

A) リスクコミュニケーション、B) 人材育成、C) 官民連携、D) 老朽化対策、E) デジタル活用

4. 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第17条第3項に規定する、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行った。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画で設定される6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして35の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本町の地域特性等を踏まえ、31の「起きてはならない最悪の事態」を以下のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限図られる II. 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1 - 1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
			1 - 2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			1 - 3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等による脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
			1 - 4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
			1 - 5	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
			1 - 6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2 - 1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2 - 2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2 - 3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
			2 - 4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2 - 5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
			2 - 6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
			2 - 7	大規模な自然災害と感染症との同時発生

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3 - 1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3 - 2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4 - 1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
		4 - 2	金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響
		4 - 3	食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4 - 4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4 - 5	農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下
	5 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5 - 1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5 - 2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5 - 3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5 - 4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5 - 5	幹線道路が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6 - 1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6 - 2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなく

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
			なる事態
		6 - 3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6 - 4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
		6 - 5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6 - 6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

5. 脆弱性評価の結果

(1) 脆弱性評価の実施手順

31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するための現行の取り組みを抽出し、現行の取り組みで対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。さらに、分野ごとの取組状況が明確になるよう施策分野ごとに整理した。

なお、各取組の進捗状況を把握するため、分析・評価にはできる限り指標を活用した。

(2) 脆弱性評価の結果

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価の結果は、別紙2のとおりである。

また、施策分野ごとの脆弱性評価の結果は、別紙3のとおりである。

なお、現行の取り組みのうち、継続実施していく必要がある施策については、今後、限られた財源等の中で、より効果的、効率的に強靱化を推進していくために、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせなど様々な工夫が必要である。

第4章 富士川町強靱化の推進方針

第3章における脆弱性評価の結果を踏まえ、本町の強靱化に向けて取り組むべき、施策分野ごとの推進方針を以下に示す。

なお、脆弱性評価で設定した31の「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策グループ毎の推進方針については別紙1のとおりである。

1. 個別施策分野の推進方針

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を施策分野ごとに整理した。

①行政機能／消防／防災教育等

○町役場の災害対応力の強化

- ・ 公用車両の災害対応機能の強化
- ・ 庁舎内地下タンクの満量化
- ・ 地震発生時等の業務継続体制の確立・検証
- ・ 災害時等の会計事務処理手続の整備及び物品調達等事務の実施体制の構築

○防災体制の充実・強化

- ・ 災害時における町長への連絡体制の強化
- ・ 災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し
- ・ 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進
- ・ 非常参集体制の確立
- ・ 災害対応に関する職員研修の充実・強化
- ・ 大規模災害発生時における受援体制の構築
- ・ 電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携
- ・ 町議会における非常参集体制の強化（連絡手段、連絡体制の整備）
- ・ 災害装備資機材の整備の推進
- ・ 大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

○地域防災力の強化

- ・ 自主防災組織の防災資機材の整備促進
- ・ 個別避難計画の作成
- ・ 備蓄物資の確保
- ・ 災害対応力の強化
- ・ 地域防災リーダーの養成
- ・ 住民参加型の県地震防災訓練への参加・協力
- ・ 避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施
- ・ 消防防災ヘリポートの確保・整備の促進
- ・ 防災拠点の機能強化
- ・ 被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備
- ・ 事前伐採の推進
- ・ 文化施設等における防災対策の推進

- ・水防訓練の実施
- ・住民の防災意識の醸成の推進
- 消防・救急・救助体制の強化
 - ・救急救命士の養成・確保の推進
 - ・消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進
 - ・消防団の救助資機材等の整備促進
 - ・消防職員・消防団員の教育訓練の高度化の推進
- 滞留旅客対策等の推進
 - ・帰宅困難者・滞留旅客対策の推進
- 学校における防災教育等の推進
 - ・公立小中学校における防災対策の推進
 - ・公立小中学校の幼児・児童生徒に対する防災教育の推進
 - ・公立小中学校における児童生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進
 - ・公立小中学校の教職員のカウンセリング知識の向上
- 災害時相談支援体制の充実
 - ・被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口のマニュアルの見直し
 - ・県、市町村による災害時の消費生活相談体制の維持
 - ・災害時におけるDV等被害者生活相談の周知
- 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進
 - ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進
- 感染症対策の強化
 - ・大規模災害時における感染対策の強化

②住宅・都市

- 地域防災力の強化
 - ・耐震性貯水槽の整備の促進
 - ・公立小中学校における避難所運営支援体制の整備
- 帰宅困難者対策等の推進
 - ・庁舎内の避難者の対応検討
 - ・帰宅困難者対策の推進
- 自立・分散型エネルギーの導入
 - ・自立・分散型エネルギーの導入と拡大
- 災害時応急対策の推進
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
 - ・災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進
 - ・公営住宅や職員宿舍の空室の提供マニュアルの整備・運用
- インフラ等の長寿命化、耐震化
 - ・水道施設の耐震化の促進
 - ・事前伐採の推進
 - ・下水道施設の長寿命化の推進

- ・下水道施設の耐震化の推進
- ・町営住宅の長寿命化の推進
- ・空き家対策の推進
- 建築物等の耐震対策の推進
 - ・有形文化財（建造物）の耐震対策の推進
 - ・住宅の耐震化の促進
 - ・公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策の促進
- 地域活性化との連携
 - ・買い物弱者対策への支援
- 関係機関との連携
 - ・電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携
- デジタル技術の活用
 - ・災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

③保健医療・福祉

- 福祉避難所等の運営体制の充実等
 - ・個別避難計画の作成
 - ・避難行動要支援者（災害時要援護者）の個別避難計画による対策訓練の実施
 - ・女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進
 - ・災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施
 - ・災害ボランティア養成等の促進
 - ・災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施
 - ・災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保
- 社会福祉施設の防災資機材等の整備
 - ・高齢者施設における防災資機材等の整備促進
 - ・児童福祉施設における防災資機材等の整備促進
- 災害時要援護者等の支援体制の充実
 - ・災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進
 - ・高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討
 - ・災害時の介護支援者の確保推進
 - ・障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築
 - ・障害者に対する情報支援体制の構築
 - ・災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進
- 災害時医療救護体制の充実
 - ・災害時における保健医療救護の協力体制の構築
 - ・広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施
 - ・医療救護の広域応援体制の整備（DMA T等の保健医療活動チームの機能強化等）
 - ・災害拠点病院の機能確保に向けた施設・設備整備の支援
 - ・災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の活用
 - ・災害時の心のケア支援体制の整備（D P A T（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）

- 建築物等の耐震対策の推進
 - ・保育所等の耐震化の促進
- 地域活性化との連携
 - ・老人クラブの活動への支援
- 感染症対策の強化
 - ・大規模災害時における感染対策の強化

④エネルギー

- クリーンエネルギーの研究
 - ・木質バイオマスの利活用の研究
- 自立・分散型エネルギーの導入
 - ・自立・分散型エネルギーの導入と拡大
- 関係機関との連携
 - ・電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携
 - ・事前伐採の推進

⑤金融

- 災害に備えた融資制度・体制の啓発及び拡充
 - ・中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討
 - ・災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知

⑥情報通信

- 防災・災害情報提供体制の整備
 - ・被災者に対する情報提供
 - ・災害時広報活動マニュアルの運用
- 町役場の災害対応力の強化
 - ・各種システムの緊急時運用体制の確立
 - ・公衆無線LAN環境の整備促進
 - ・被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備
- 通信機能の強化
 - ・災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保

⑦産業構造

- 発災後のインフラ復旧対策の推進
- 自立・分散型エネルギーの導入
 - ・自立・分散型エネルギーの導入と拡大
- 中小企業に対する災害時支援制度の充実等
 - ・「事業継続力強化計画」認定の促進
 - ・「事業継続力強化支援計画」策定の促進

- 災害によるインフラ被害の最小化
 - ・事前伐採の推進
- 産業を担う人材の確保
 - ・建設産業を担う人材の確保・育成の推進
- 地域活性化組織との連携
- 県産材需要拡大の推進
- 防災体制の充実強化
 - ・電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

⑧交通・物流

- 災害時応急対策の推進
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
 - ・道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施
- 社会資本整備重点計画の策定
 - ・社会資本整備重点計画の策定及び推進
- 建設産業を担う人材の確保等
 - ・建設産業を担う人材の確保・育成の推進
- 災害時に備えた町内道路ネットワークの整備推進
 - ・林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）
 - ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
 - ・道路防災危険箇所等の解消
 - ・都市計画道路（街路）の整備
- インフラ等の長寿命化、耐震化
 - ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
 - ・橋梁の長寿命化の推進
- 道路除排雪計画の運用等
 - ・道路除排雪計画の推進
- デジタル技術の活用
 - ・災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

⑨農林水産

- 森林の公益的機能の維持・増進
- クリーンエネルギーの研究
 - ・木質バイオマスの利活用の研究
- 災害時応急対策の推進
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- 土砂災害対策の推進
 - ・治山事業による土砂災害対策の着実な推進
- 農地の保全等による災害対策の推進
 - ・農村資源の保全管理活動の推進
 - ・農業用ため池の耐震化の推進

- ・土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備
- ・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
- ・基幹的農業水利施設等の整備
- ・農業集落排水施設の長寿命化の推進
- 農産物の生産技術の普及等
 - ・農業者に対する経営再建資金制度の周知
- 災害時に備えた町内道路ネットワークの整備推進
 - ・農道の整備
- 農業・農村の多面的機能の維持・増進
 - ・荒廃農地解消対策の推進
 - ・農地の整備（生産基盤の整備）
- 地域活性化との連携
 - ・県産材需要拡大の推進
 - ・新規就農の促進
 - ・就農定着支援の充実
 - ・企業の農業参入の促進

⑩国土保全

- 森林の公益的機能の維持・増進
- 災害時応急対策の推進
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進
 - ・地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用
- 社会資本整備重点計画の策定
 - ・社会資本整備重点計画の策定及び推進
- 土砂災害対策の推進
 - ・治山事業による土砂災害対策の着実な推進
 - ・土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進
- 農地の保全等による災害対策の推進
 - ・農業用ため池の耐震化の推進
 - ・土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備
 - ・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
 - ・基幹的農業水利施設等の整備
- 洪水被害等を防止する治水対策の推進
 - ・河川管理施設及びダムの長寿命化の推進
 - ・雨水貯留浸透施設の整備の推進
 - ・洪水被害を防止する河川整備の推進
- 農業・農村の多面的機能の維持・増進
 - ・荒廃農地解消対策の推進
 - ・農地の整備（生産基盤の整備）

- 水防対策の推進
 - ・「知って備えて命を守る」取組の推進
 - ・水防訓練の実施
 - ・水防用資材の備蓄の推進
- インフラ等の長寿命化、耐震化
 - ・水道施設の耐震化の促進
 - ・下水道施設の長寿命化の推進
 - ・下水道施設の耐震化の推進
- 災害時に備えた町内道路ネットワークの整備推進
 - ・林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）
 - ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
- デジタル技術の活用
 - ・災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

⑪環境

- 災害廃棄物処理体制の強化
 - ・災害廃棄物処理体制の強化
 - ・災害廃棄物処理施設の整備
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）

⑫土地利用（国土利用）

- 農業・農村の多面的機能の維持・増進
 - ・荒廃農地解消対策の推進
 - ・農地の整備（生産基盤の整備）

2. 横断的分野の推進方針

A) リスクコミュニケーション

- 災害時相談支援体制の充実
 - ・被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口のマニュアルの見直し
 - ・県、市町村による災害時の消費生活相談体制の維持
 - ・災害時におけるDV等被害者生活相談の周知
- 防災教育等による地域防災力の強化
 - ・土砂災害防災訓練の実施
 - ・住民の防災意識の醸成の推進
- 学校における防災教育等の推進
 - ・公立小中学校における防災対策の推進
 - ・公立小中学校の幼児・児童生徒に対する防災教育の推進
 - ・公立小中学校における児童生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進

- ・公立小中学校の教職員のカウンセリング知識の向上
- 災害危険箇所等の周知
 - ・農業用ため池の耐震化の推進
 - ・「知って備えて命を守る」取組の推進
 - ・河川情報システムの活用
- 地域防災力の強化
 - ・災害対応力の強化
 - ・住民参加型の県地震防災訓練への参加・協力
 - ・避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施
 - ・避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施
 - ・避難所運営マニュアルの作成支援
 - ・地区防災計画の作成支援
- 町役場の災害対応力の強化
 - ・災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し
 - ・災害時等の会計事務処理手続の整備及び物品調達等事務の実施体制の構築
 - ・非常参集体制の確立
 - ・災害対応に関する職員研修の充実・強化
- 発災後のインフラ復旧対策の推進

B) 人材育成

- 人材育成等による地域防災力の強化
 - ・防災リーダーの養成
 - ・建設産業を担う人材の確保・育成の推進
 - ・水防訓練の実施

C) 官民連携

- 森林の公益的機能の維持・増進
- 地域活性化組織との連携
- 県産材需要拡大の推進
- 防災体制の充実強化
 - ・災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進
 - ・電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携
- 災害廃棄物処理体制の強化
 - ・災害廃棄物処理施設の整備
 - ・災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）
- 災害によるインフラ被害の最小化
 - ・事前伐採の推進
- 感染症対策の強化
 - ・大規模災害時における感染対策の強化
- 中小企業に対する災害時支援制度の充実等

- ・「事業継続力強化計画」認定の促進
- ・「事業継続力強化支援計画」策定の促進

D) 老朽化対策

- 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進
 - ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進
 - ・社会資本整備重点計画の策定及び推進
- 上下水道施設の老朽化対策の推進・促進
 - ・水道施設の耐震化の促進
 - ・下水道施設の長寿命化の推進
- 道路、橋梁等の老朽化対策の推進
 - ・老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
 - ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
 - ・橋梁の長寿命化の推進
- 農業用施設等の老朽化対策の推進
 - ・農村資源の保全管理活動の推進
 - ・農業用ため池の耐震化の推進
 - ・土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備
 - ・浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
 - ・基幹的農業水利施設等の整備
 - ・農業集落排水施設の長寿命化の推進
 - ・農地の整備（生産基盤の整備）
- 河川管理施設、ダム及び土砂災害対策施設の老朽化対策の推進
 - ・河川管理施設及びダムの長寿命化の推進
- 町営住宅の老朽化対策の推進
 - ・町営住宅の長寿命化の推進
- 建築物等の耐震対策の推進
 - ・有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

E) デジタル活用

- デジタル技術の活用による作業の効率化
 - ・災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用
- 防災・災害情報提供体制の整備
 - ・被災者に対する情報提供
 - ・河川情報システムの活用

(別紙1) 各施策グループの推進方針

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

(1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適配置と老朽化対策をはじめとする適正な維持管理を実現するため、「富士川町公共施設等総合管理計画」に基づき策定した施設類型ごとの個別施設計画等により、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する。(政策秘書課)

個別避難計画の作成

災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため個別避難計画を策定する。(防災交通課)

個別避難計画の作成に際し、市町村に対し要配慮者の生活支援に関する助言や、関係団体との調整などの支援を行う。(福祉保健課)

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、民間企業、国・県・他市町村の関係機関、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図る。(防災交通課)

住民参加型の県地震防災訓練への参加・協力

町民の防災意識の高揚を図るため、引き続き県、市町村、防災関係機関、住民等と連携した住民参加型の山梨県地震防災訓練に参加する。(防災交通課)

救急救命士の養成・確保の推進

救急搬送に迅速・適切に対応するため、広域消防において引き続き救急救命士の養成・確保を進める。(防災交通課)

消防団の救助資機材等の整備促進

災害等の発生時に、より効果的な活動ができるよう、国の示す消防団の装備の基準や他の市町村の動向等を踏まえながら、引き続き消防団の救助用資機材等の充実に努める。(防災交通課)

消防職員・消防団員の教育訓練の高度化の推進

消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る。(防災交通課)

消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

ヘリポートの確保・整備を推進する。(防災交通課)

文化施設等における防災対策の推進

文化施設(ますほ文化ホール、歴史文化館塩の華、民俗資料館)の来館者を災害時に安全に避難させるため、引き続き年1回の避難誘導訓練や初期消火訓練等を実施する。(生涯学習課)

災害装備資機材の整備の推進

災害対応力強化のため、引き続き災害発生時の救出救助活動に必要な資機材及び同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討し計画的に整備を進める。(防災交通課)

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

引き続き、富士山噴火を始めとする大規模災害発生時の初動体制の確立、被災情報の収集、救出救助活動等の初動対応訓練を実施し、迅速的確な初動対応の実施に向けた必要な

見直し及び職員のさらなる危機管理意識の醸成を図る。(防災交通課)

住民の防災意識の醸成の推進

令和5年度から実施している、町地域防災リーダー養成講座を継続し、住民の防災意識及び地域防災力の向上を図っていく必要がある。(防災交通課)

【住宅・都市】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

文化財改修・修繕は、所有者負担が原則なため、所有者の負担軽減や文化財保護の観点から耐震改修補助を検討する。また、改修・修繕の際には、文化財としての価値を損なわないよう指導していく。(生涯学習課)

住宅の耐震化の促進

県と協力し耐震診断の無料実施や耐震改修工事等への補助の拡充を行うなど、耐震化を促進するためのきめ細やかな対策を推進する。(都市整備課)

町営住宅の長寿命化の推進

建物の安全性の確保・向上を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、引き続き「富士川町公営住宅等長寿命化計画」(令和4年度～令和13年度)に基づき、町営住宅の修繕事業などを実施する。(都市整備課)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

災害時に、各担当課がその所管する施設をパトロールする際、ドローン等のデジタル技術も必要となる場合があることから、より迅速な対応が可能となるよう、技術者の派遣とデジタル技術の活用を、建設業協会との協定を基に強化していく。(防災交通課、土木整備課)

公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策の促進

多額の費用を要するため、危険性及び対策の必要性について検討し、対策の実施にあたっては極めて危険性の高いものを優先することとし、それ以外のものについては、改修方法を検討しながら順次実施していく。(教育総務課)

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

町立小中学校の体育館を大規模災害時の長期避難収容施設として開放することとなった時は、町と学校とが連携を図り、一定期間は学校教職員の協力による避難所開設及び運営が必要となる。しかし、教員は児童生徒の安全確認や、学校再開の準備に取りかかる必要があるため、「避難所開設・運営マニュアル(学校体育館校舎編)」により、早期に地区や避難者に運営等の役割を引き継ぐことができるよう、定期的に町と地域と学校の打ち合わせを行い、共通認識の下、緊急時に備える。(教育総務課)

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

災害時の対応力向上のため、県・保健所と協力し災害医療訓練に参加する。(福祉保健課)

医療救護の広域応援体制の整備(DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等)

医療救護に関する協定をもとに訓練を実施し、体制整備を行う。(福祉保健課)

保育園等の耐震化の促進

すべての園で耐震化実施済みである。(子育て支援課)

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

耐震化等のための融資制度の利用に向けて、引き続き、商工会と連携し周知を行うとと

もに、金融機関や関係団体等を通じて普及啓発に努める。(産業振興課)

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進

災害時等における町民等の通信手段の確保を図るため、防災拠点等への公衆無線LAN環境の整備の促進を図る。(政策秘書課)

【交通・物流】

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、緊急輸送路上に架かる跨道橋(和平橋)の耐震化を進める。(土木整備課)

橋梁の長寿命化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「橋の長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検や必要な補修を実施し対策を進める。(土木整備課)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

【国土保全】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

住民参加型の県地震防災訓練への参加・協力

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

住民の防災意識の醸成の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

有形文化財(建造物)の耐震対策の推進

(再掲：住宅・都市)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(再掲：交通・物流)

橋梁の長寿命化の推進

(再掲：交通・物流)

町営住宅の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

【デジタル活用】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

(1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

個別避難計画の作成

(参照：1-1)

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(参照：1-1)

住民参加型の県地震防災訓練の実施への参加・協力

(参照：1-1)

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

消防団員の確保対策のため、区長に対して働きかけを行っている。地域の消防力の強化のため、引き続き、消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進に取り組む必要がある。(防災交通課)

消防職員・消防団員の教育訓練の高度化の推進

(参照：1-1)

消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

(参照：1-1)

【住宅・都市】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

(参照：1-1)

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進

(参照：1-1)

町営住宅の長寿命化の推進

(参照：1-1)

空き家対策の推進

空き家対策は、危険な空き家の解消を図るだけでは進まないため、利用可能な空き家をいかに活用していくかという施策にも重点をおきながら取り組む必要がある。(防災交通課、都市整備課)

公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策の促進

(参照：1-1)

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

(参照：1-1)

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進

引き続き、日頃から施設ごとの受け入れ可能数を周知し、高齢者施設の入所者の相互受け入れや在宅要援護者の避難受け入れ体制の整備とその運用を図る。(福祉保健課)

高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討

引き続き、日頃から施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、高齢者施設の入所者の相互受け入れや在宅要援護者の避難受け入れ体制の整備とその運用を図る。(福祉保健課)

災害時の介護支援者の確保推進

町内介護事業所及び県と連携体制等を構築していく。(福祉保健課)

障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築

災害時の障害者福祉施設間において被災障害者の受け入れを円滑に行うため、各事業所に受け入れ後の施設運営が適切に行えるよう職員等の協力体制の構築に取り組む。(福祉保健課)

障害者に対する情報支援体制の構築

災害時の聴覚障害者に対する情報支援のため、協力体制の構築に取り組む。また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置付けられたことを踏まえ、支援体制の具体的な検討を進める。(福祉保健課)

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

(参照：1－1)

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）

(参照：1－1)

災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進

富士川町地域防災計画において、妊産婦・乳幼児の福祉避難所として位置付けられており、災害装備資機材の整備を推進する。(子育て支援課)

保育園等の耐震化の促進

(参照：1－1)

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

(参照：1－1)

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進

(参照：1－1)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

住民参加型の県地震防災訓練への参加・協力

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

(再掲：住宅・都市)

町営住宅の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

(1-3)突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

個別避難計画の作成

(参照：1-1)

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(参照：1-1)

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

(参照：1-2)

消防団の救助資機材等の整備促進

(参照：1-1)

水防訓練の実施

水害から住民の生命と財産を守るため、令和6年度に県と合同して本町において水防訓練を実施した。緊急時に災害対応経験のない水防団員も多いことから、引き続き水防団員の水防技術の向上・継承等を図る必要がある。(防災交通課)

災害装備資機材の整備の推進

(参照：1-1)

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

(参照：1-1)

住民の防災意識の醸成の推進

(参照：1-1)

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進

(参照：1-1)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(参照：1-1)

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

(参照：1-1)

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

(参照：1-1)

医療救護の広域応援体制の整備 (DMA T等の保健医療活動チームの機能強化等)

(参照：1-1)

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進

(参照：1-1)

【交通・物流】

社会資本整備重点計画の策定及び推進

社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、「社会資本総合整備計画」に基づき整備を推進する。(土木整備課)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

【農林水産】

農村資源の保全管理活動の推進

農地等の保全に欠かせない地域ぐるみの共同活動等を引き続き推進する。(産業振興課)

農業用ため池の耐震化の推進

防災重点農業用ため池緊急整備事業により、耐震化対策が必要なため池について、計画的に改修や補強などの対策を実施する。

また、ため池が決壊した場合の被害想定区域等を示したハザードマップの周知や緊急連絡体制の整備を進めるとともに、ため池の管理者が行う保全管理に対して技術的支援を行うことで管理体制の強化を推進する。(土木整備課)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地や農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や、自立的な防災及び復旧活動の体制整備を推進する。(土木整備課)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

農地の浸水・浸食が懸念される地域において、農業用水利施設の被害の未然防止のための整備を進めるとともに、整備済みの排水機場の耐震化を見据えた点検・調査を推進し、施設管理者等と調整の上、計画的な整備を行う。(土木整備課)

荒廃農地解消対策の推進

地域の実情に応じた荒廃農地の再生を進めるとともに、農地中間管理機構等を活用した農地の流動化や企業を含む担い手のニーズに合った集積を図るなど、引き続き荒廃農地の発生防止と解消対策を推進して農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する。(産業振興課)

農地の整備（生産基盤の整備）

狭小で不整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道、農業水利施設などを抱える地域においては、生産基盤の整備を進め、生産性や農家所得の向上、新たな担い手への農地集積・集約化の推進を図ることで生産活動を持続し、農地の荒廃防止及び保全につなげる。また、農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮による農村環境の向上を推進する。

(産業振興課)

【国土保全】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

荒廃農地解消対策の推進

(再掲：農林水産)

農地の整備（生産基盤の整備）

(再掲：農林水産)

社会資本整備重点計画の策定及び推進

(再掲：交通・物流)

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

洪水災害を未然に防止するため、引き続き河川管理施設の維持や流下断面の確保を継続しながら、河道の掘削や拡幅の機能強化等の対策を推進するとともに、河川施設の長寿命化を図る。(土木整備課)

雨水貯留浸透施設の整備の推進

洪水災害を軽減するため、引き続き河川への流出を遅らせる雨水貯留浸透施設の整備による減災対策を推進する。(土木整備課)

洪水被害を防止する河川整備の推進

コスト縮減を図りながら、被害を最小化する「減災」を図るよう、既存施設の有効利用を推進する。

町民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、台風や豪雨による洪水を防止し安全に流下させる河川改修工事を県に要望していく。(土木整備課)

「知って備えて命を守る」取り組みの推進

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、引き続き、洪水ハザードマップにより避難等の周知を行うほか、県の洪水浸水想定区域の見直しに基づいた町ハザードマップの更新を行う。

また、ハザードマップで想定している広範囲な浸水が発生した場合の減災方法等について、国や県等の関係機関と協力しながら検討を行う。(土木整備課)

水防訓練の実施

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

水防用資材の備蓄の推進

水防資材は、土のう、スコップ、ビニールシート、照明器具等があり、道の駅富士川及び各地区水防倉庫内に備蓄している。引き続き、堤防決壊も視野に入れた必要な資材を備蓄していく必要がある。(防災交通課)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

【土地利用（国土利用）】

荒廃農地解消対策の推進

(再掲：農林水産)

農地の整備（生産基盤の整備）

(再掲：農林水産)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

「知って備えて命を守る」取り組みの推進

(再掲：国土保全)

河川情報システムの活用

防災情報入手手段のため、引き続き国及び県の総合河川情報システムを有効活用する。(土木整備課、防災交通課)

住民の防災意識の醸成の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【人材育成】

水防訓練の実施

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

農村資源の保全管理活動の推進

(再掲：農林水産)

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

農地の整備(生産基盤の整備)

(再掲：農林水産)

社会資本整備重点計画の策定及び推進

(再掲：交通・物流)

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

(再掲：国土保全)

【デジタル活用】

河川情報システムの活用

(再掲：リスクコミュニケーション)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

(1-4) 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

個別避難計画の作成

(参照：1-1)

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(参照：1-1)

救急救命士の養成・確保の推進

(参照：1-1)

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

(参照：1-2)

消防団の救助資機材等の整備促進

(参照：1-1)

消防職員・消防団員の教育訓練の高度化の推進

(参照：1-1)

消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

(参照：1-1)

水防訓練の実施

(参照：1－3)

災害装備資機材の整備の推進

(参照：1－1)

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

(参照：1－1)

住民の防災意識の醸成の推進

(参照：1－1)

【住宅・都市】

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進

(参照：1－1)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(参照：1－1)

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

(参照：1－1)

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

(参照：1－1)

医療救護の広域応援体制の整備（DMA T等の保健医療活動チームの機能強化等）

(参照：1－1)

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進

(参照：1－1)

【交通・物流】

社会資本整備重点計画の策定及び推進

(参照：1－1)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進

森林の公益的機能についての普及啓発を行うとともに、引き続き町民参加の森林づくりを進めるための支援を行う。(産業振興課)

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

県と連携し、未着手地区の解消を推進する。(土木整備課)

農業用ため池の耐震化の推進

(参照：1－3)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(参照：1－3)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

(参照：1－3)

【国土保全】

森林の公益的機能の維持・増進

(再掲：農林水産)

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(再掲：国土保全)

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

社会資本整備重点計画の策定及び推進

(再掲：交通・物流)

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

(参照：1－3)

洪水被害を防止する河川整備の推進

(参照：1－3)

地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用

地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、「富士川町地域防災計画」を活用する。(土木整備課、防災交通課)

水防訓練の実施

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

水防用資材の備蓄の推進

(参照：1－3)

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

特に甚大な被害が想定される土砂災害特別警戒区域を優先整備するよう県に要望する。

(土木整備課、防災交通課)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

河川情報システムの活用

(参照：1－3)

土砂災害防災訓練の実施

水害から住民の生命と財産を守るため、令和6年度に県と合同して本町において水防訓練を実施した。緊急時に災害対応経験のない水防団員も多いことから、引き続き水防団員の水防技術の向上・継承等を図る必要がある。(防災交通課、土木整備課)

令和5年度に改訂されたハザードマップを活用し、あらゆる自然災害に対し避難体制の確立・強化を進めるための防災訓練が必要である。地域防災リーダー養成講座においてもこうした訓練の実施の周知に努めることとし、地域における防災力をさらに強化していかなければならない。(防災交通課)

住民の防災意識の醸成の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【人材育成】

水防訓練の実施

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【官民連携】

森林の公益的機能の維持・増進

(再掲：農林水産（森林整備課）)

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

社会資本整備重点計画の策定及び推進

(再掲：交通・物流)

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

(再掲：国土保全)

【デジタル活用】

河川情報システムの活用

(再掲：リスクコミュニケーション)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

(1-5) 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

個別避難計画の作成

(参照：1-1)

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(参照：1-1)

救急救命士の養成・確保の推進

(参照：1-1)

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

(参照：1-2)

消防団の救助資機材等の整備促進

(参照：1-1)

消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

(参照：1-1)

災害装備資機材の整備の推進

(参照：1－1)

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

(参照：1－1)

住民の防災意識の醸成の推進

(参照：1－1)

【住宅・都市】

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進

(参照：1－1)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(参照：1－1)

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

(参照：1－1)

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

(参照：1－1)

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）

(参照：1－1)

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進

(参照：1－1)

【交通・物流】

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、定期的な点検や必要な補修を実施し対策を進める。(土木整備課)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

【農林水産】

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(参照：1－4)

【国土保全】

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(再掲：農林水産)

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(再掲：交通・物流)

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1－4)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

住民の防災意識の醸成の推進
(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進
(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化
(再掲：交通・物流)

【デジタル活用】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用
(再掲：住宅・都市)

(1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

個別避難計画の作成
(参照：1-1)
災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進
(参照：1-1)
消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進
(参照：1-2)
消防防災ヘリポートの確保・整備の促進
(参照：1-1)
災害装備資機材の整備の推進
(参照：1-1)
大規模災害発生時の初動対応訓練の実施
(参照：1-1)
住民の防災意識の醸成の推進
(参照：1-1)

【住宅・都市】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用
(参照：1-1)

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成
(再掲：行政機能／消防／防災教育等)
医療救護の広域応援体制の整備 (DMA T等の保健医療活動チームの機能強化等)
(参照：1-1)

【交通・物流】

道路除排雪計画の推進

道路管理者と協力し、幹線道路を優先的に除雪作業を実施する。(土木整備課、防災交通課)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

【国土保全】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

住民の防災意識の醸成の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【デジタル活用】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

(2-1) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

自主防災組織の防災資機材の整備促進

地域の防災力を強化するため、引き続きコミュニティ助成事業の活用による防災資機材等の整備を図っていく。(防災交通課)

住民参加型の県地震防災訓練の実施への参加・協力

(参照：1-1)

救急救命士の養成・確保の推進

(参照：1-1)

消防団の救助資機材等の整備促進

(参照：1-1)

消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

(参照：1-1)

防災拠点の機能強化

災害時には、新しく整備した庁舎を中心に、各種関係団体との連携をとりながら、各担当が定められた役割を着実にかつ必要に応じて柔軟に執行していくことが重要となる。(防災交通課)

事前伐採の推進

電力供給体制強靱化に向けて、倒木等による二次災害対策として樹木の事前伐採を推進する。(産業振興課、防災交通課)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

電力供給体制強靱化に向けて、関係機関との連携の強化を図る。(産業振興課、防災交通課)

災害装備資機材の整備の推進

(参照：1-1)

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進

下水道工事に伴う水道管の布設替えや単独事業による布設替えを進め、耐震化率を上げていく。

重要給水施設管路(災害時の重要な拠点となる施設、医療施設、避難所等)の耐震化を図るべく、耐震化計画を令和7年度から3か年で策定し、計画的に進める。(上下水道課)

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

下水道施設の長寿命化の推進

令和3年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、リスク評価を踏まえ、下水道施設の長寿命化を図るため、劣化のおそれがある設置後30年経過しているマンホール蓋の改築工事を進める。(上下水道課)

下水道施設の耐震化の推進

下水道総合地震対策計画（第2期）に基づき、緊急輸送路や避難所からの排水を受ける特に重要な下水道幹線等の下水道施設について計画的に耐震化を進め、さらなる耐震化を図る。（上下水道課）

【保健医療・福祉】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、地震防災訓練などを通じて要配慮者を対象とした避難所の設置・運営訓練を実施する。（福祉保健課）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築

災害時に備えて、富士川病院・南巨摩医師会北部班と災害時医療協定を結んだ内容に沿って、継続して協力体制の構築を図っていく。また、年に一回医療救護所の設置訓練を行い非常時に備えていく。（福祉保健課）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

（参照：1－1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）

（参照：1－1）

災害拠点病院の機能確保に向けた施設・設備整備の支援

町内介護事業所及び県と連携体制等を構築していく。（福祉保健課）

災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）

県で実施の災害時の心のケア支援体制整備を支援する。（福祉保健課）

【エネルギー】

事前伐採の推進

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

災害時に各課で所管するインフラ復旧に対する対応力の強化を図るため、関係各課が、関係機関との協議や各種マニュアルの整備、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組む必要がある。（防災交通課）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保

災害時の情報収集、共有、情報提供を確実に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の操作研修や、EMISを利用した情報伝達訓練等に参加する。（福祉保健課）

【産業構造】

事前伐採の推進

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

発災後のインフラ復旧対策の推進

（再掲：情報通信）

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

（再掲：情報通信）

道路除排雪計画の推進

（参照：1－6）

道路防災危険箇所等の解消

通常時のパトロール等で道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の状況把握に努める。(土木整備課)

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

町の総合防災訓練の際、道路等の点検も含めた防災訓練を実施している。(土木整備課)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(参照：1－1)

橋梁の長寿命化の推進

(参照：1－1)

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1－4)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の耐震化の推進

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

住民参加型の県地震防災訓練の実施への参加・協力

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

避難行動要支援者(災害時要援護者)対策訓練の実施

(再掲：保健医療・福祉)

【官民連携】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(再掲：住宅・都市)

橋梁の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

(2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

自主防災組織の防災資機材の整備促進

(参照：2-1)

備蓄物資の確保

引き続き、県と市町村が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、備蓄物資の確保を図る必要がある。(防災交通課)

大規模災害発生時における受援体制の構築

町の受援計画策定及び受援体制の構築を図る必要がある。(防災交通課)

防災拠点の機能強化

(参照：2-1)

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進

耐震性貯水槽、防火水槽等の消防防災施設の整備及び有効活用について、検討を行う。(防災交通課)

水道施設の耐震化の促進

(参照：2-1)

下水道施設の長寿命化の推進

(参照：2-1)

下水道施設の耐震化の推進

(参照：2-1)

【保健医療・福祉】

災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの養成に努める。(福祉保健課)

高齢者施設における防災資機材等の整備促進

介護保険事業所への運営指導により、施設の現状を確認し、防災資機材等が不足している場合は指導していく。(福祉保健課)

災害時における保健医療救護の協力体制の構築

(参照：2-1)

災害拠点病院の機能確保に向けた施設・設備整備の支援

(参照：2-1)

災害時の心のケア支援体制の整備 (D P A T (災害派遣精神医療チーム) の機能強化)

(参照：2-1)

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保

災害時に円滑な栄養・食生活支援を実施するため、引き続き、災害時における保健指導にマニュアルを活用し、準備をしておく必要性を周知する。(福祉保健課)

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(参照：2-1)

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

代替輸送路及び集落の孤立化防止のための林道網整備に努める。（土木整備課）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(参照：1－5)

道路除排雪計画の推進

(参照：1－6)

道路防災危険箇所等の解消

(参照：2－1)

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

(参照：2－1)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(参照：1－1)

橋梁の長寿命化の推進

(参照：1－1)

都市計画道路（街路）の整備

都市計画道路の位置付けや機能を再確認し、都市計画道路の見直しを検討し、効率的・効果的に都市計画道路を整備していく。（都市整備課）

【農林水産】

農業用ため池の耐震化の推進

(参照：1－3)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(参照：1－3)

農道の整備

個別施設計画等に基づき、重要度の高い施設について長寿命化、耐震化対策を推進する。（土木整備課）

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

(再掲：交通・物流)

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(再掲：交通・物流)

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1－4)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の耐震化の推進

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(再掲：交通・物流)

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(再掲：交通・物流)

橋梁の長寿命化の推進

(再掲：交通・物流)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

(2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口のマニュアルの見直し

県と連携し、被災者の生活相談や情報提供を実施するための総合相談体制の充実を図る。
(福祉保健課、防災交通課)

個別避難計画の作成

(参照：1-1)

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

地域の災害対応力の充実・強化のため、今後は地区自主防災会や学校関係者が連携した総合的な避難所訓練を実施する。(防災交通課)

住民参加型の県地震防災訓練の実施への参加・協力

(参照：1-1)

救急救命士の養成・確保の推進

(参照：1-1)

被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

県、近隣市町、県獣医師会や動物愛護団体等と連携してペット等動物への災害対策を実施するための対応方針を検討する。(防災交通課、町民生活課)

「山梨県大規模災害時の被災動物の支援に関する協定」や「山梨県ペット同行避難所等運営ガイドライン」に基づく訓練等を通じ、避難所運用上の課題を整理する。(防災交通課、町民生活課)

【住宅・都市】

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進

(参照：1－1)

下水道施設の耐震化の推進

(参照：2－1)

住宅の耐震化の促進

(参照：1－1)

公営住宅や職員宿舎の空室の提供マニュアルの整備・運用

災害時に被災者に対して公営住宅の空室の提供を行うため、引き続き入居マニュアルの整備、運用を実施する。(都市整備課)

公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策

(参照：1－1)

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

(参照：1－1)

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

(参照：2－1)

女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進

災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、日頃の防災訓練及び母子保健担当防災対応マニュアルにより非常時の際に備える。災害時には妊産婦・乳幼児を対象とした福祉避難所を開設する。(防災交通課、子育て支援課、政策秘書課)

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施

災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、町及び社会福祉協議会が福祉避難所設置・運営訓練を実施し、一定の成果を上げている。(福祉保健課、防災交通課)

災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進

(参照：1－2)

高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討

(参照：1－2)

災害時の介護支援者の確保推進

(参照：1－2)

障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築

(参照：1－2)

災害時における保健医療救護の協力体制の構築

(参照：2－1)

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

(参照：1－1)

災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の活用

災害時に円滑な保健師活動を実施するため、引き続き平時から保健師がそれぞれ災害時における保健指導マニュアルを活用し、準備をしておく。（福祉保健課）

災害時の心のケア支援体制の整備（D P A T（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）

（参照：2－1）

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保

（参照：2－2）

災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進

（参照：1－2）

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進

保育園、児童センターにおいて、おむつや水を含む非常食、一時的な避難に対応する防災資機材は備えている。長期的な避難となる場合の非常食及び資機材について整備を進める。

災害が発生した際には、保護者による児童の引き取りまでの間、児童を保護する必要があるが、食料・飲料水の備蓄はあるが不足すると考えられるため引き続き、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材等を整備し、定期的に備蓄の状況等を確認する。（子育て支援課）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

（参照：2－1）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保

（参照：2－1）

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進

（再掲：情報通信）

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

（再掲：情報通信）

【国土保全】

下水道施設の耐震化の推進

（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口のマニュアルの見直し

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

発災後のインフラ復旧対策の推進

（再掲：情報通信）

住民参加型の県地震防災訓練の実施への参加・協力

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

（再掲：保健医療・福祉）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

避難所運営マニュアルの作成支援

地区自主防災会や学校関係者と協力して、避難者による避難所自主運営のための内容になるよう、更にマニュアルを見直していく必要がある。（防災交通課）

(2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

備蓄物資の確保

(参照：2-2)

大規模災害発生時における受援体制の構築

(参照：2-2)

防災拠点の機能強化

(参照：2-1)

【住宅・都市】

庁舎内の避難者の対応検討

日頃から庁舎設備の点検・修繕を徹底させるとともに、避難所開設の際の職員派遣や物資の供給に備え訓練を行う。(防災交通課、管財課)

耐震性貯水槽の整備の促進

(参照：2-2)

帰宅困難者対策の推進

町民生活課や福祉保健課と連携して、引き続き帰宅困難者対策を推進していく必要がある。(防災交通課)

水道施設の耐震化の促進

(参照：2-1)

【保健医療・福祉】

災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

(参照：2-2)

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保

(参照：2-2)

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進

(参照：2-3)

【交通・物流】

【農林水産】

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(参照：1-4)

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(再掲：農林水産)

◆横断的分野

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

(2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

備蓄物資の確保

(参照：2-2)

帰宅困難者・滞留旅客対策の推進

町民生活課や福祉保健課と連携して、引き続き帰宅困難者対策を推進していく必要がある。(防災交通課)

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進

(参照：2-2)

帰宅困難者対策の推進

(参照：2-4)

【保健医療・福祉】

災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

(参照：2-2)

(2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

自主防災組織の防災資機材の整備促進

(参照：2-1)

備蓄物資の確保

(参照：2-2)

大規模災害発生時における受援体制の構築

(参照：2-2)

消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

(参照：1-1)

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進

(参照：2-2)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(参照：1-1)

【保健医療・福祉】

災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

(参照：2-2)

高齢者施設における防災資機材等の整備促進

(参照：2-2)

災害時における保健医療救護の協力体制の構築

(参照：2－1)

災害時の心のケア支援体制の整備（D P A T（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）

(参照：2－1)

【情報通信】

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保

(参照：2－1)

【交通・物流】

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

(参照：2－2)

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(参照：1－5)

道路除排雪計画の推進

(参照：1－6)

道路防災危険箇所等の解消

(参照：2－1)

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

(参照：2－1)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(参照：1－1)

橋梁の長寿命化の推進

(参照：1－1)

都市計画道路（街路）の整備

(参照：2－2)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

【農林水産】

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(参照：1－4)

森林の公益的機能の維持・増進

(参照：1－4)

農業用ため池の耐震化の推進

(参照：1－3)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(参照：1－3)

農道の整備

(参照：2－2)

【国土保全】

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(再掲：農林水産)

森林の公益的機能の維持・増進

(再掲：農林水産)

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

(再掲：交通・物流)

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(再掲：交通・物流)

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

(参照：1－3)

洪水被害を防止する河川整備の推進

(参照：1－3)

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1－4)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

【老朽化対策】

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(再掲：交通・物流)

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(再掲：交通・物流)

橋梁の長寿命化の推進

(再掲：交通・物流)

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

(再掲：国土保全)

【デジタル活用】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

(2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

大規模災害時における感染対策

自宅療養している感染者が避難所に避難する際における、当該自宅療養者の情報を住民に提供していく。当該自宅療養者の情報を県からの入手体制の構築等、避難所における県との連携体制を強化する。(福祉保健課)

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進

(参照：2－1)

下水道施設の長寿命化の推進

(参照：2－1)

下水道施設の耐震化の推進

(参照：2－1)

【保健医療・福祉】

大規模災害時における感染対策の強化

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

災害時における保健医療救護の協力体制の構築

(参照：2－1)

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

(参照：1－1)

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）

(参照：1－1)

災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の活用

(参照：2－3)

【情報通信】

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保

(参照：2－1)

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の耐震化の推進

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【官民連携】

大規模災害時における感染対策

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

(3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

防災拠点の機能強化

(参照：2-1)

事前伐採の推進

(参照：2-1)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(参照：2-1)

【住宅・都市】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【エネルギー】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【産業構造】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1-4)

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

(3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

災害時における町長への連絡体制の強化

引き続き災害時において、町長が迅速に災害状況を把握し、判断や指示が行えるような体制の整備を図る。(政策秘書課、防災交通課)

非常用発電機用燃料タンクの満量化

災害時の停電が長引くことを想定し、常に設備の燃料タンクの点検・確認を行うとともに、タンクの満量化を図る。(管財課、防災交通課)

庁舎内地下タンクの満量化

災害時の停電が長引くことを想定し、常に地下タンクの点検・確認を行うとともに、タンクの満量化を図る。(管財課、防災交通課)

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

(参照：1-1)

地震発生時等の業務継続体制の確立・検証

業務継続のため業務継続計画に基づく災害時の登庁可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的な見直しと検証を行う。(防災交通課、財務課)

災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

毎年実施している「町総合防災訓練」において、災害対策本部設置訓練を実施している。引き続き、災害時の対応力向上のため、防災体制の不断の見直しを行う必要がある。(防災交通課)

災害対応力の強化

峡南地域県民センターや峡南各町、また峡南消防本部と連携し、引き続き図上訓練等を実施し、災害対応力の強化を図る必要がある。(防災交通課)

非常参集体制の確立

毎年実施している「町総合防災訓練」において、非常参集訓練を実施している。引き続き、災害時の対応力向上のため、防災体制の不断の見直しを行う必要がある。

災害対応に関する職員研修の充実・強化

総合防災訓練時に、各部が所管する業務がスムーズに行えるよう研修や訓練を実施する。(防災交通課)

大規模災害発生時における受援体制の構築

(参照：2-2)

災害時等の会計事務処理手続の整備及び物品調達等事務の実施体制の構築

システム障害時の会計事務処理の実効性を確保するため、関係機関との調整や資料収集等を行い、模擬訓練を実施し、必要に応じてマニュアルの作成を行う。(会計課)

災害時の物品調達を円滑に進めるため、関係機関と物品調達に関する協定の取り交わしを推進するとともに、常に在庫物品の把握を行う。(会計課、管財課、防災交通課)

町議会における非常参集体制の強化（連絡手段、連絡体制の整備）

職員の災害による議会の長期にわたる機能不全を防ぐため、組織体制、配備基準、業務概要及び休日等における緊急連絡網の確認を行う。

また、災害時応急対策の説明を行い情報共有を図る。(議会事務局)

【情報通信】

被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備

各種サーバーを適切に運用管理するとともに復旧を要する事態に備えるため、次の事項を定期的に確認する。

- ・各種サーバーの設置環境やサーバーの稼働状況
- ・バックアップ処理結果やバックアップ領域（残容量）（政策秘書課）

【交通・物流】

道路除排雪計画の推進

（参照：1－6）

道路防災危険箇所等の解消

（参照：2－1）

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

（参照：2－1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

（参照：1－1）

橋梁の長寿命化の推進

（参照：1－1）

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

（参照：1－4）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

非常参集体制の確立

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

災害対応に関する職員研修の充実・強化

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

災害時等の会計事務処理手続の整備及び物品調達等事務の実施体制の構築

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

【老朽化対策】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

（再掲：交通・物流）

橋梁の長寿命化の推進

（再掲：交通・物流）

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

(4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

庁舎内地下タンクの満量化

(参照：3-2)

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

(参照：1-1)

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知

災害発生時の中小企業の資金繰りや復旧に向けた融資の相談に対応する相談窓口について、相談の集中が想定されることから、対応窓口の増員や、職員の専門性の向上を図る。また、融資制度の周知について、県と連携を図る。(産業振興課)

【産業構造】

「事業継続力強化計画」認定の促進

「事業継続力強化計画」策定セミナーの開催や中小企業向けの個別支援の強化により、中小企業者の「事業継続力強化計画」に対する意識改革に努めるとともに、商工会と連携し事業継続力強化計画の国の認定を受けることのメリットを周知し、町内中小企業による計画の認定促進に資する。(産業振興課)

「事業継続力強化支援計画」策定の促進

商工会と連携し「事業継続力強化計画」の周知を行い、中小企業者の災害対応力を強化する。(産業振興課)

【交通・物流】

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(参照：1-1)

【農林水産】

農業用ため池の耐震化の推進

(参照：1-3)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(参照：1-3)

農道の整備

(参照：2-2)

【国土保全】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1-4)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

【官民連携】

「事業継続力強化計画」認定の促進

(再掲：産業構造)

「事業継続力強化支援計画」策定の促進

(再掲：産業構造)

【老朽化対策】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(再掲：交通・物流)

(4-2) 金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

県、市町村による災害時の消費生活相談体制の維持

災害時でも消費生活相談に適切に対応できる体制を県及び甲府市（県央ネットやまなし）とともに確保していく。（産業振興課）

公用車両の災害対応機能の強化

災害時の公用車使用を万全にするため、日頃から点検等適切に実施し、燃料確認を徹底する。また、公用車の入替時には、災害使用を考慮する。（管財課）

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

(参照：1-1)

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知

(参照：4-1)

【産業構造】

「事業継続力強化計画」認定の促進

(参照：4-1)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

県、市町村による災害時の消費生活相談体制の維持

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【官民連携】

「事業継続力強化計画」認定の促進

(再掲：産業構造)

(4-3) 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

防災拠点の機能強化
(参照：2-1)

【情報通信】

【産業構造】

「事業継続力強化計画」認定の促進
(参照：4-1)

「事業継続力強化支援計画」策定の促進
(参照：4-1)

【農林水産】

農村資源の保全管理活動の推進
(参照：1-3)

農業用ため池の耐震化の推進
(参照：1-3)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備
(参照：1-3)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
(参照：1-3)

基幹的農業水利施設等の整備

農業の生産維持及び農家経営の安定化に向けて、基幹的農業水利施設等の、計画的な整備を行う。(土木整備課)

農道の整備
(参照：2-2)

荒廃農地解消対策の推進
(参照：1-3)

農地の整備(生産基盤の整備)
(参照：1-3)

【国土保全】

農業用ため池の耐震化の推進
(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備
(再掲：農林水産)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
(再掲：農林水産)

基幹的農業水利施設等の整備
(再掲：農林水産)

荒廃農地解消対策の推進
(再掲：農林水産)

農地の整備(生産基盤の整備)
(再掲：農林水産)

【土地利用（国土利用）】

荒廃農地解消対策の推進

（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）

（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

農業用ため池の耐震化の推進

（再掲：農林水産）

【官民連携】

「事業継続力強化計画」認定の促進

（再掲：産業構造）

「事業継続力強化支援計画」策定の促進

（再掲：産業構造）

【老朽化対策】

農村資源の保全管理活動の推進

（再掲：農林水産）

農業用ため池の耐震化の推進

（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

（再掲：農林水産）

基幹的農業水利施設等の整備

（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）

（再掲：農林水産）

（4-4）異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

◆個別施策分野

【農林水産】

基幹的農業水利施設等の整備

（参照：4-4）

【国土保全】

基幹的農業水利施設等の整備

（参照：4-4）

◆横断的分野

【老朽化対策】

基幹的農業水利施設等の整備

（参照：4-4）

(4-5) 農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下

◆個別施策分野

【産業構造】

県産材需要拡大の推進

県と市町村、木材産業事業者との連携によるさらなる公共建築物等の木造化、木質化の促進や、住宅等への県産材利用のPRに取り組むとともに、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行を踏まえ、民間建築物の木造化にも取り組み、県産材の需要拡大に向けた生産体制の確立を図る。(産業振興課)

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進

(参照：1-4)

県産材需要拡大の推進

(再掲：産業構造)

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(参照：1-4)

新規就農の促進

新規就農者への補助金を周知し、若い世代の就農意欲の促進を図る。JAや県と協力し、新規就農者の情報を収集する。(産業振興課)

就農定着支援の充実

新規就農者育成総合対策事業を活用し、新規就農者の確保・育成を図る。(産業振興課)

企業の農業参入の促進

荒廃農地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化等を図るため、本町の優位性をPRし、企業の農業参入を促進する。(産業振興課)

農業者に対する経営再建資金制度の周知

農業災害対策資金利子補給制度については、農家経営の維持のため、農家負担がより少なく迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、引き続き活用する。(産業振興課)

農村資源の保全管理活動の推進

(参照：1-3)

荒廃農地解消対策の推進

(参照：1-3)

農地の整備（生産基盤の整備）

(参照：1-3)

【国土保全】

森林の公益的機能の維持・増進

(再掲：農林水産)

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(再掲：農林水産)

荒廃農地解消対策の推進

(再掲：農林水産)

農地の整備（生産基盤の整備）

(再掲：農林水産)

【土地利用（国土利用）】

荒廃農地解消対策の推進

（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）

（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【官民連携】

森林の公益的機能の維持・増進

（再掲：農林水産）

県産材需要拡大の推進

（再掲：産業構造）

【老朽化対策】

農村資源の保全管理活動の推進

（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）

（再掲：農林水産）

5. 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

非常用発電機用燃料タンクの満量化

(参照：3-2)

事前伐採の推進

(参照：2-1)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(参照：2-1)

【住宅・都市】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【保健医療・福祉】

高齢者施設における防災資機材等の整備促進

(参照：2-2)

障害者に対する情報支援体制の構築

(参照：1-2)

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進

(参照：2-3)

【エネルギー】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【情報通信】

被災者に対する情報提供

町民が正確な情報を確実に入手できるよう、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を行う。なお、提供する情報の内容については、災害対策本部において検討する体制を確保する。(政策秘書課、防災交通課)

災害に関するホームページなどからの問い合わせについては、迅速な対応に努める。特に災害時においては、即時性を求める投稿も多いため、迅速な対応が必要な投稿については、災害対策本部において対応を行う体制を確保する。(政策秘書課)

災害時広報活動マニュアルの運用

町民への情報の迅速かつ確実な提供のため、災害時広報活動マニュアルを随時点検し、必要に応じ見直しを行う。(政策秘書課)

各種システムの緊急時運用体制の確立

回線の切断等に伴う情報通信の麻痺・長期停止に備え、回線の冗長化等を一層進める。(政策秘書課)

公衆無線LAN環境の整備促進

(参照：1－1)

発災後のインフラ復旧対策の推進

(参照：2－1)

【産業構造】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1－4)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【官民連携】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【デジタル活用】

被災者に対する情報提供

(再掲：情報通信)

(5-2) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

住民参加型の県地震防災訓練の実施への参加・協力

(参照：1－1)

事前伐採の推進

(参照：2－1)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(参照：2－1)

【住宅・都市】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

自立・分散型エネルギーの導入拡大

住宅におけるCO₂削減に加え、停電時のレジリエンス強化にもつながる自家消費型住宅用太陽光発電の導入を推進する。(町民生活課)

【エネルギー】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

自立・分散型エネルギーの導入拡大

(再掲：住宅・都市)

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(参照：2-1)

【産業構造】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

自立・分散型エネルギーの導入拡大

(再掲：住宅・都市)

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

道路除排雪計画の推進

(参照：1-6)

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1-4)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

住民参加型の県地震防災訓練の実施への参加・協力

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【官民連携】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

(5-3) 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

◆個別施策分野

【エネルギー】

木質バイオマスの利活用の研究

森林資源の有効活用の一環として、森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの利活用の観点から木質バイオマスの利活用について研究を進める。(産業振興課)

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(参照：2-1)

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

道路除排雪計画の推進

(参照：1-6)

【農林水産】

木質バイオマスの利活用の研究

(再掲：エネルギー)

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1-4)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

(5-4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進

(参照：2-1)

下水道施設の長寿命化の推進

(参照：2-1)

下水道施設の耐震化の推進

(参照：2-1)

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(参照：2-1)

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【農林水産】

農業集落排水施設の長寿命化の推進

農業集落排水事業により整備した施設について、今後も、機能維持に向けた取り組みに努めるため、最適整備構想をもとに適正な時期に必要な対策の実施、施設の維持管理を図る。(上下水道課)

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の耐震化の推進

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

農業集落排水施設の長寿命化の推進

(再掲：農林水産)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

(5-5) 幹線道路が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

◆個別施策分野

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進

(参照：2-1)

下水道施設の長寿命化の推進

(参照：2-1)

下水道施設の耐震化の推進

(参照：2-1)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(参照：1-1)

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

(参照：1-1)

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知

(参照：4-1)

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(参照：2-1)

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

(参照：2-2)

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(参照：1-5)

社会資本整備重点計画の策定及び推進

(参照：1-3)

道路除排雪計画の推進

(参照：1-6)

道路防災危険箇所等の解消

(参照：2-1)

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

(参照：2-1)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(参照：1-1)

橋梁の長寿命化の推進

(参照：1-1)

都市計画道路（街路）の整備

（参照：2－2）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

農業用ため池の耐震化の推進

（参照：1－3）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

（参照：1－3）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

（参照：1－3）

農道の整備

（参照：2－2）

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進

（再掲：住宅・都市）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

（再掲：交通・物流）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進

（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

（再掲：農林水産）

社会資本整備重点計画の策定及び推進

（再掲：交通・物流）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

（参照：1－4）

下水道施設の長寿命化の推進

（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進

（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進

（再掲：情報通信）

農業用ため池の耐震化の推進

（再掲：農林水産）

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(再掲：交通・物流)

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

社会資本整備重点計画の策定及び推進

(再掲：交通・物流)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(再掲：交通・物流)

橋梁の長寿命化の推進

(再掲：交通・物流)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

【デジタル活用】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

災害時におけるDV等被害者生活相談の周知

災害時におけるDV等被害者の相談体制の整備のため、引き続き女性相談所及びぴゅあ総合に設置する相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）の周知と対応を県等関係機関と連携して行う。（福祉保健課、政策秘書課）

自主防災組織の防災資機材の整備促進

（参照：2-1）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

（参照：2-3）

救急救命士の養成・確保の推進

（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

（参照：1-2）

消防団の救助資機材等の整備促進

（参照：1-1）

消防職員・消防団員の教育訓練の高度化の推進

（参照：1-1）

公立小中学校における防災対策の推進

町立小中学校における防災対策の充実強化を図るため、引き続き各種研修会の機会を通じて、危機管理マニュアルを定期的に見直すとともに、様々な事態を想定した防災教育、避難訓練を実施し、質を高めていくよう指導する。また、コミュニティスクール制度と連動することにより、地域防災力の向上を図る。（教育総務課）

公立小中学校の幼児・児童生徒に対する防災教育の推進

児童生徒の安全確保の観点から、教職員における学習会や研修会の機会を確保し、引き続き防災教育に活かすとともに、災害時を想定した避難訓練を行い、防災対策の強化を図る。（教育総務課）

公立小中学校における児童生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進

小中学校における防災対策の充実強化を図るため、研修会を通じて、危機管理マニュアルを定期的に見直すとともに、様々な事態を想定した防災教育、避難訓練を実施し、質を高めていくよう指導する。（教育総務課）

公立小中学校の教職員のカウンセリング知識の向上

今後も、児童生徒の心に寄り添った対応が取れるよう、意識的に学習会や研修会を受講し、教職員の技術の向上を図る。（教育総務課）

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

（参照：2-1）

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施

（参照：2-3）

災害ボランティア養成等の促進

災害ボランティア等の資質向上のため、引き続き山梨県社会福祉協議会等と協力し、研修会の実施、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、防災意識の高揚を図る。

災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

(参照：2-2)

老人クラブの活動への支援

老人クラブの活動は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであるため、引き続き支援を行う。(福祉保健課)

【農林水産】

農村資源の保全管理活動の推進

(参照：1-3)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時におけるDV等被害者生活相談の周知

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

避難行動要支援者(災害時要援護者)対策訓練の実施

(再掲：保健医療・福祉)

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

公立小中学校における防災対策の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

公立小中学校の幼児・児童生徒に対する防災教育の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

公立小中学校における児童生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

公立小中学校の教職員のカウンセリング知識の向上

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

農村資源の保全管理活動の推進

(再掲：農林水産)

(6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

自主防災組織の防災資機材の整備促進

(参照：2-1)

個別避難計画の作成

(参照：1-1)

防災リーダーの養成

引き続き、町地域防災リーダー養成講座を開催していく。(防災交通課)

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

(参照：2-3)

救急救命士の養成・確保の推進

(参照：1－1)

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

(参照：1－2)

消防団の救助資機材等の整備促進

(参照：1－1)

消防職員・消防団員の教育訓練の高度化の推進

(参照：1－1)

【住宅・都市】

買い物弱者対策への支援

地域の商店や商店街等が行う買い物弱者対策の取り組みを、県と連携して支援することにより、地域コミュニティとしての役割を担う商店街等の活性化を図る。(産業振興課)

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

(参照：2－1)

女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進

(参照：2－3)

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施

(参照：2－3)

災害ボランティア養成等の促進

(参照：6－1)

災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

(参照：2－2)

老人クラブの活動への支援

(参照：6－1)

【産業構造】

建設産業を担う人材の確保・育成の推進

若年者・女性等の入職・定着の促進や建設業の魅力発信など、建設産業の担い手確保・育成に向けた取り組みを支援する。(産業振興課)

【交通・物流】

建設産業を担う人材の確保・育成の推進

(再掲：産業構造)

【環境】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）

災害の発生時において、廃棄物関係団体との協定に基づく取り組みが円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を実施していく。(町民生活課)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

(再掲：保健医療・福祉)

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

避難所運営マニュアルの作成支援

(参照：2－3)

地区防災計画の作成支援

町内全地区において地区防災計画が策定されるよう、計画の作成支援を行う。(防災交通課)

【人材育成】

防災リーダーの養成

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

建設産業を担う人材の確保・育成の推進

(再掲：産業構造)

【官民連携】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進 (災害廃棄物の除去等)

(再掲：環境)

(6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

◆個別施策分野

【住宅・都市】

住宅の耐震化の促進

(参照：1-1)

【交通・物流】

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

(参照：2-1)

【環境】

災害廃棄物処理体制の強化

災害廃棄物処理計画の定期的な点検や見直しを随時行う。

また、計画の実効性の向上に向けて、市町村災害廃棄物担当者を対象とした訓練や研修を実施していく。

県計画に基づいた計画の見直しを進めていく。(町民生活課)

災害廃棄物処理施設の整備

災害時に発生する一般廃棄物を適正に処理するため、現在ごみ処理を委託している中巨摩地区広域事務組合清掃センターと連携を図るとともに、令和13年度よりごみ処理を委託する新たなごみ処理施設建設(エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設)についても、循環型社会形成推進交付金を活用し、災害に強い施設や地域の防災拠点として活用できる施設となるよう山梨西部広域環境組合と協議する。(町民生活課)

災害時における応急対策業務の協力体制の推進 (災害廃棄物の除去等)

(参照：6-2)

◆横断的分野

【官民連携】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進 (災害廃棄物の除去等)

(再掲：環境)

(6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

◆個別施策分野

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

(参照：1-1)

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知

(参照：4-1)

(6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

◆個別施策分野

【住宅・都市】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

(参照：1-1)

【保健医療・福祉】

老人クラブの活動への支援

(参照：6-1)

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進

(参照：1-4)

【国土保全】

森林の公益的機能の維持・増進

(再掲：農林水産)

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

(再掲：住宅・都市)

(6-6) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

◆個別施策分野

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

(参照：1-1)

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知

(参照：4-1)

(別紙2) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

(1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

これまでに長年にわたり整備を進めてきた公共施設・インフラの老朽化が進み、今後一斉に更新時期を迎える一方、人口減少等による財政状況の悪化や公共施設等の利用状況の変化等、公共施設等を巡る状況の変化から、従前の管理運営では自治体経営が立ち行かなくなる懸念が生じつつあることから、公共施設等の維持・管理にかかる財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適な配置を実現するため、「富士川町公共施設等総合管理計画」を策定した。

今後は、同計画に基づき策定した施設類型ごとの個別施設計画等により、町が管理・所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていく必要がある。(政策秘書課)

個別避難計画の作成

国の法改正後の運用通知により、避難行動要支援者名簿登録者のうち、計画作成の優先度が高い者については、概ね5年程度(令和7年度まで)での計画作成を市町村に求めており、災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため個別避難計画の策定が必要。(防災交通課)

災害発生直後にとどまらず、中長期における要配慮者の生活全般を見据えた個別避難計画の作成を支援していく。(福祉保健課)

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・県・他市町村の関係機関、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化する必要がある。(防災交通課)

住民参加型の県地震防災訓練への参加・協力

町民の防災意識の高揚を図るため、引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施するに参加・協力する必要がある。(防災交通課)

救急救命士の養成・確保の推進

救急搬送に迅速・適切に対応するため、救急救命士の養成・確保を進めている。引き続き、災害時の救急搬送体制の強化を図るため、広域消防において救急救命士の養成・確保を進める必要がある。(防災交通課)

消防団の救助資機材等の整備促進

災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、消防団の救助用資機材等の充実を図っている。国の示す消防団の装備の基準や他の市町村の動向等を踏まえながら、引き続き充実させる必要がある。(防災交通課)

消防職員・消防団員の教育訓練の高度化の推進

消防職員に対する実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る必要がある。(防災交通課)

消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

大規模地震等の発生時、防災ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、

ヘリポートの確保・整備を推進する必要がある。(防災交通課)

文化施設等における防災対策の推進

文化施設（ますほ文化ホール、歴史文化館塩の華、民俗資料館）の来館者を災害時に安全に避難させるため、年1回の避難誘導訓練や初期消火訓練等を実施しており、引き続き、来館者の安全確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。（生涯学習課）

災害装備資機材の整備の推進

災害対応力強化のため、災害発生時の救出救助活動に必要な資機材及び同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について整備を継続実施しているが、引き続き必要な資機材を検討し、整備を進める必要がある。（防災交通課）

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、災害発生時の初動体制の確立、被災情報の収集、救出救助活動等の初動対応訓練を実施し、随時必要な見直しを行うなど一定の成果を上げている。

引き続き、迅速的確な初動対応の実施に向けた必要な見直し及び職員の危機管理意識の更なる醸成を図る必要がある。（防災交通課）

住民の防災意識の醸成の推進

令和5年度から実施している地域防災リーダー養成講座を継続し、住民の防災意識及び地域防災力の向上を図っていく必要がある。（防災交通課）

【住宅・都市】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

有形文化財（建造物）の耐震改修には、多額の費用が掛かる。文化財改修・修繕は、所有者負担が原則なため、所有者の負担軽減や文化財保護の観点から耐震改修補助を検討する必要がある。（生涯学習課）

住宅の耐震化の促進

耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあることから、対策が必要な住宅所有者に対する耐震化への啓発活動を強化し、引き続き木造住宅の耐震化の促進を図る必要がある。（都市整備課）

町営住宅の長寿命化の推進

町営住宅の安全性の確保・向上を図るため、「富士川町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、更新時期を経過した住宅の修繕工事、外壁・防水改修工事などを進めてきており、これまでに外壁・防水改修工事などを行い、一定の成果があった。

しかし、事業が未実施な建物もまだ多く、今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、引き続き、計画に基づいた修繕事業などを実施する必要がある。（都市整備課）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うために、ドローン等によるパトロール体制を整えておく必要がある。（防災交通課、土木整備課）

公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策

今後は、耐震性に問題のある非構造部材について修繕等による耐震対策を図っていく必要がある。（教育総務課）

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

避難所運営は本来的には防災担当課が責任を有するものであるが、災害直後から担当者
に引き継ぐまでの一定期間の間は、教職員が避難所に指定された学校において運営支援を
担う状況が考えられる。その際の「施設設備の安全点検」「開放区域の明示」などについて
は、町が策定した「避難所開設・運営マニュアル（学校体育館校舎編）」の記載されたルー
ルに則り行う必要がある。（教育総務課）

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

災害時の対応力向上のため、県・保健所と協力し災害医療訓練に参加する。（福祉保健課）
医療救護の広域応援体制の整備（DMA T等の保健医療活動チームの機能強化等）

富士川病院・南巨摩医師会北部班との協定をもとに災害時の保健医療活動の推進を図る。
（福祉保健課）

保育園等の耐震化の促進

すべての園で耐震化を実施済みである。（子育て支援課）

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

大規模地震発生に備え、工場や店舗等の耐震化、防災設備の整備等を促す必要があり、
そのための融資制度について、商工会と連携し普及啓発に努めている。引き続き制度の周
知、普及を行う必要がある。（産業振興課）

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進

災害時等における町民等の通信手段の確保を図るため、民間サービス提供事業者や市町
村と連携を図りながら、災害時等を想定した公衆無線LAN環境の整備促進を図る必要が
ある。（政策秘書課）

【交通・物流】

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、緊急輸送路上に架かる跨道橋
（和平橋）の耐震化されている。（土木整備課）

橋梁の長寿命化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「橋の長寿命化修繕
計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。（土木整備課）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

（再掲：住宅・都市）

【国土保全】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

住民参加型の県地震防災訓練への参加・協力

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

住民の防災意識の醸成の推進

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

(再掲：住宅・都市)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(再掲：交通・物流)

橋梁の長寿命化の推進

(再掲：交通・物流)

町営住宅の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

【デジタル活用】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

(1-2) 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

個別避難計画の作成

(参照：1-1)

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(参照：1-1)

住民参加型の県地震防災訓練の実施への参加・協力

(参照：1-1)

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

消防団員の確保対策のため、区長に対して働きかけを行っている。地域の消防力の強化のため、引き続き、消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進に取り組む必要がある。(防災交通課)

消防職員・消防団員の教育訓練の高度化の推進

(参照：1-1)

消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

(参照：1-1)

【住宅・都市】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

(参照：1-1)

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進

(参照：1-1)

町営住宅の長寿命化の推進

(参照：1－1)

空き家対策の推進

空き家の総合的な対策は全国的な問題であり、特に資産としての評価が低い町村においては、少子高齢化による過疎化の進行と恒常的な財源不足により遅々として対策が進まない。しかしながら、移住希望者や若手就農者など、これまでになかった需要も見えていることから、利用可能な空き家情報の提供と併せ、危険な状態となる前の対策を進めていく必要がある。(防災交通課、都市整備課)

公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策

(参照：1－1)

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

(参照：1－1)

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進

高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の避難所として活用するため、協定締結を進めている。

引き続き、在宅の要援護者が高齢者施設を利用する体制の構築を進める必要がある。(福祉保健課)

高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討

高齢者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入所者を受け入れるための体制整備について、日頃から施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、協力を依頼している。

引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制の整備を促進する必要がある。(福祉保健課)

災害時の介護支援者の確保推進

町内介護事業所及び県と連携体制を構築できるよう話し合いを進めていく。(福祉保健課)

障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築

災害時に障害者福祉施設間での被災障害者の円滑な受け入れが可能となるよう情報伝達、被災障害者の移送、受け入れ後の施設(避難所)における支援等が円滑に実施できるよう体制を構築する必要がある。(福祉保健課)

障害者に対する情報支援体制の構築

被災時における聴覚障害者への情報支援について、協力体制の構築に取り組む。また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置づけられたことを踏まえ、支援体制の具体的な検討を進める。(福祉保健課)

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

(参照：1－1)

医療救護の広域応援体制の整備(DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等)

(参照：1－1)

災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進

富士川町地域防災計画において、妊産婦・乳幼児の福祉避難所として位置づけられているが、資機材は不足している。(子育て支援課)

保育園等の耐震化の促進

(参照：1－1)

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

(参照：1－1)

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進

(参照：1－1)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

住民参加型の県地震防災訓練への参加・協力

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

(再掲：住宅・都市)

町営住宅の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

(1-3) 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

個別避難計画の作成

(参照：1－1)

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(参照：1－1)

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

(参照：1－2)

消防団の救助資機材等の整備促進

(参照：1－1)

水防訓練の実施

水害から住民の生命と財産を守るため、令和6年度に県と合同して本町において水防訓練を実施した。緊急時に災害対応経験のない水防団員も多いことから、引き続き水防団員の水防技術の向上・継承等を図る必要がある。(防災交通課)

災害装備資機材の整備の推進

(参照：1－1)

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

(参照：1－1)

住民の防災意識の醸成の推進

(参照：1－1)

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進
(参照：1-1)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用
(参照：1-1)

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備
(参照：1-1)

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成
(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施
(参照：1-1)

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）
(参照：1-1)

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進
(参照：1-1)

【交通・物流】

社会資本整備重点計画の策定及び推進

限られた財源の中で、町民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「社会資本総合整備計画」を策定し、同計画に基づき整備を推進しているが、引き続き整備を推進する必要がある。(土木整備課)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用
(再掲：住宅・都市)

【農林水産】

農村資源の保全管理活動の推進

農地等を保全する共同活動等（草刈り、水路の泥上げや補修等）の取り組みを支援しているが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあるので、活動を継続するために支援を続けていく必要がある。(産業振興課)

農業用ため池の耐震化の推進

ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、耐震化対策が必要なため池の整備を進めており、今後も計画的な整備を進める必要がある。

さらに、これらのハード対策と併せて、地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。(土木整備課)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

老朽化が著しい農業用水利施設等も存在していることから、継続した整備が必要である。
(土木整備課)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。(土木整備課)

荒廃農地解消対策の推進

農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて荒廃農地の発生防止と解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。(産業振興課)

農地の整備（生産基盤の整備）

農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給や農村の健全な発展に寄与するとともに、生産活動の継続により農業・農村が有する多面的機能が発揮され、町土保全に大きな役割を果たしている。しかしながら、狭小で不整形の農地は作業効率が悪く、また、農業者は高齢化によるリタイアが進み、農地を有効に利用する体制が十分でないため、荒廃農地の増加が進行している。このため、農地の大区画化や汎用化により、生産コストの削減や生産量の増大を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するため農業基盤整備の実施が必要である。(産業振興課)

【国土保全】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

荒廃農地解消対策の推進

(再掲：農林水産)

農地の整備（生産基盤の整備）

(再掲：農林水産)

社会資本整備重点計画の策定及び推進

(再掲：交通・物流)

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

洪水災害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等による河川管理施設の維持、樹木の伐採や堆積土の除去による流下断面の確保、河道掘削、河道拡幅や築堤の整備・機能強化等の対策を進めるとともに、排水機場や伏越水門等の排水施設の長寿命化と整備を推進している。(土木整備課)

雨水貯留浸透施設の整備の推進

流域の市街化が進んだ地域では、水田や農地が減少し、地表がアスファルトやコンクリートなどに覆われており、流域の保水・遊水機能が低下している。雨の多くは地中にしみこまず、川や水路に短時間で流れ込むようになり、浸水被害の危険性が增大する傾向となっている。

このため、雨水を一時的に貯め込んだり、地中に浸透させたりする貯留浸透施設の整備により、一定の成果を上げているが、引き続き整備を推進し、洪水被害を軽減する対策が必要である。(土木整備課)

洪水被害を防止する河川整備の推進

コスト縮減を図りながら、社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、既存施設の有効利用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。

町民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、台風や豪雨による洪水を防止し安全に流下させる河川改修工事を県に要望していく。(土木整備課)

「知って備えて命を守る」取組の推進

水害から町民の生命を守るため、①町民意識の啓発、②要配慮者の避難支援、③防災情報の充実と確実な伝達、の3点に重点を置いた取り組みを推進する。

中小河川の洪水浸水想定区域図については、令和3年の水防法改正により対象河川が拡大され、13市町村（令和4年度末）で更新された。

また、新たに作成される洪水浸水想定区域図を反映したハザードマップの浸水エリアにおいて、国（河川管理者）や市町村県等の関係機関と協力しながら、減災方法等を検討する必要がある。（防災交通課）

水防訓練の実施

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

水防用資材の備蓄の推進

水防資材は、土のう、スコップ、ビニールシート、照明器具等があり、道の駅富士川及び各地区水防倉庫内に備蓄している。引き続き、堤防決壊も視野に入れた必要な資材を備蓄していく必要がある。（防災交通課）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

（再掲：住宅・都市）

【土地利用（国土利用）】

荒廃農地解消対策の推進

（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）

（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

農業用ため池の耐震化の推進

（再掲：農林水産）

「知って備えて命を守る」取組の推進

（再掲：国土保全）

河川情報システムの活用

防災に資する情報収集、提供手段の確立のため、国及び県の「河川総合情報システム」の有効活用が必要である。（土木整備課・防災交通課）

住民の防災意識の醸成の推進

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

【人材育成】

水防訓練の実施

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

【老朽化対策】

農村資源の保全管理活動の推進

（再掲：農林水産）

農業用ため池の耐震化の推進

（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

農地の整備(生産基盤の整備)

(再掲：農林水産)

社会資本整備重点計画の策定及び推進

(再掲：交通・物流)

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

(再掲：国土保全)

【デジタル活用】

河川情報システムの活用

(再掲：リスクコミュニケーション)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

(1-4) 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

個別避難計画の作成

(参照：1-1)

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(参照：1-1)

救急救命士の養成・確保の推進

(参照：1-1)

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

(参照：1-2)

消防団の救助資機材等の整備促進

(参照：1-1)

消防職員・消防団員の教育訓練の高度化の推進

(参照：1-1)

消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

(参照：1-1)

水防訓練の実施

(参照：1-3)

災害装備資機材の整備の推進

(参照：1-1)

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

(参照：1-1)

住民の防災意識の醸成の推進

(参照：1-1)

【住宅・都市】

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進

(参照：1－1)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(参照：1－1)

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

(参照：1－1)

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

(参照：1－1)

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）

(参照：1－1)

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進

(参照：1－1)

【交通・物流】

社会資本整備重点計画の策定及び推進

(参照：1－1)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進

森林は放置しておくと荒廃が進み水源かん養機能や土砂流出防止機能が低下するため、継続的に森林整備を行うことにより、森林の持つ公益的機能の維持増進を図る必要がある。
(産業振興課)

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

今後も山地災害の未然防止に向け、未着手地区の解消を推進する必要がある。(土木整備課)

農業用ため池の耐震化の推進

(参照：1－3)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(参照：1－3)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

(参照：1－3)

【国土保全】

森林の公益的機能の維持・増進

(再掲：農林水産)

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(再掲：国土保全)

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

社会資本整備重点計画の策定及び推進

(再掲：交通・物流)

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進

(参照：1－3)

洪水被害を防止する河川整備の推進

(参照：1－3)

地震発生後の河川・砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用

地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、「富士川町地域防災計画」を随時見直しを実施する必要がある。(土木整備課、防災交通課)

水防訓練の実施

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

水防用資材の備蓄の推進

(参照：1－3)

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

多くの土砂災害警戒区域がある中で、全ての区域で施設対策を行うには多くの期間と予算が必要である。そのため、特に甚大な被害が想定される土砂災害特別警戒区域を優先整備するよう県に要望する。(土木整備課、防災交通課)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

河川情報システムの活用

(参照：1－3)

土砂災害防災訓練の実施

水害から住民の生命と財産を守るため、令和6年度に県と合同して本町において水防訓練を実施した。緊急時に災害対応経験のない水防団員も多いことから、引き続き水防団員の水防技術の向上・継承等を図る必要がある。(防災交通課、土木整備課)

令和5年度に改訂されたハザードマップを活用し、あらゆる自然災害に対し避難体制の確立・強化を進めるための防災訓練が必要である。地域防災リーダー養成講座においてもこうした訓練の実施の周知に努めることとし、将来に向けて地域における防災力を強化していかなければならない。(防災交通課)

住民の防災意識の醸成の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【人材育成】

水防訓練の実施

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【官民連携】

森林の公益的機能の維持・増進

(再掲：農林水産(森林整備課))

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

社会資本整備重点計画の策定及び推進

(再掲：交通・物流)

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

(再掲：国土保全)

【デジタル活用】

河川情報システムの活用

(再掲：リスクコミュニケーション)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

(1-5) 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

個別避難計画の作成

(参照：1-1)

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(参照：1-1)

救急救命士の養成・確保の推進

(参照：1-1)

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

(参照：1-2)

消防団の救助資機材等の整備促進

(参照：1-1)

消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

(参照：1-1)

災害装備資機材の整備の推進

(参照：1-1)

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

(参照：1-1)

住民の防災意識の醸成の推進

(参照：1-1)

【住宅・都市】

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進

(参照：1－1)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(参照：1－1)

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

(参照：1－1)

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

(参照：1－1)

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）

(参照：1－1)

【情報通信】

公衆無線LAN環境の整備促進

(参照：1－1)

【交通・物流】

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、必要な対策を実施していく必要がある。（土木整備課）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

【農林水産】

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(参照：1－4)

【国土保全】

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(再掲：農林水産)

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(再掲：交通・物流)

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1－4)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

住民の防災意識の醸成の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(再掲：交通・物流)

【デジタル活用】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

(1-6) 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

個別避難計画の作成

(参照：1-1)

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(参照：1-1)

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

(参照：1-2)

消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

(参照：1-1)

災害装備資機材の整備の推進

(参照：1-1)

大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

(参照：1-1)

住民の防災意識の醸成の推進

(参照：1-1)

【住宅・都市】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(参照：1-1)

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

医療救護の広域応援体制の整備 (DMA T等の保健医療活動チームの機能強化等)

(参照：1-1)

【交通・物流】

道路除排雪計画の推進

他の道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。(土木整備課、防災交通課)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

【国土保全】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

住民の防災意識の醸成の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【官民連携】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【デジタル活用】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

(2-1) 自衛隊、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

自主防災組織の防災資機材の整備促進

地域の防災力を高めるため、自主防災組織に対して、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っている。引き続き、地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図るが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する必要がある。(防災交通課)

住民参加型の県地震防災訓練の実施への参加・協力

(参照：1-1)

救急救命士の養成・確保の推進

(参照：1-1)

消防団の救助資機材等の整備促進

(参照：1-1)

消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

(参照：1-1)

防災拠点の機能強化

令和4年度に新庁舎を整備したため、地域防災計画に則り、この庁舎を中心に各担当部署がそれぞれの役割を果たしていく事が重要である。(防災交通課)

事前伐採の推進

県・町・電力会社等の関係機関が連携し、災害による電力供給インフラ被害の最小化を図る必要がある。(産業振興課、防災交通課)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

県・町・電力会社等の関係機関が連携し、電力供給体制をより一層、強化する必要がある。(産業振興課、防災交通課)

災害装備資機材の整備の推進

(参照：1-1)

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進

水道施設の布設替えを行い耐震化の促進を図ってきており、令和5年度末時点での水道管路の耐震化率は10.0%となっている。

また、応急給水資機材の整備状況については令和5年度に給水タンク(2000ℓ)を購入し整備の促進を図ってきている。

引き続き、水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。(上下水道課)

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

下水道施設の長寿命化の推進

令和3年度に策定した下水道ストックマネジメント計画の年次計画に基づき、冷化のおそれがある設置後30年経過したマンホール蓋の改築工事を実施している。(上下水道課)

下水道施設の耐震化の推進

下水道総合地震対策計画（第2期）に基づき、緊急輸送路や避難所からの排水を受ける特に重要な下水道幹線等のマンホールの浮上防止対策及び管渠の継手対策を実施している。令和6年度末時点での進捗率は、57%となっている。（上下水道課）

【保健医療・福祉】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、地震防災訓練などを通して避難行動要支援者などに配慮した避難所の設置・運営訓練の実施を促していく。

引き続き、地震防災訓練等を通じて、要配慮者に配慮した避難所の設置、運営訓練を実施する。（福祉保健課）

災害時における保健医療救護の協力体制の構築

災害時に備えて、富士川病院・南巨摩医師会北部班と災害時医療協定を結んでおり、協力体制の構築を図っている。また、年に一回医療救護所の設置訓練を行い非常時に備えている。（福祉保健課）

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

（参照：1－1）

医療救護の広域応援体制の整備（DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等）

（参照：1－1）

災害拠点病院の機能確保に向けた施設・設備整備の支援

町内介護事業所及び県と連携体制を構築できるよう話し合いを進めていく。（福祉保健課）

災害時の心のケア支援体制の整備（DPAT（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）

県で実施の訓練に参加し、関係機関との連携と支援体制の整備の推進を図る。（福祉保健課）

【エネルギー】

事前伐採の推進

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

各課で所管するインフラについて、関連マニュアルの整備や日常の確認の強化など、体制の中で最大限に災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。（防災交通課）

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保

衛星電話やEMIS等を活用し、災害時に連絡が取れるよう通信環境の確保を推進する。（福祉保健課）

【産業構造】

事前伐採の推進

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

発災後のインフラ復旧対策の推進

（再掲：情報通信）

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

（再掲：情報通信）

道路除排雪計画の推進

（参照：1－6）

道路防災危険箇所等の解消

道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所が確認された場合は通行規制などを行い、法面対策工等の防災対策を実施して危険箇所の解消を図る必要がある。(土木整備課)

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

地震災害行動マニュアルに基づき、災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するための防災訓練を実施していく必要がある。(土木整備課)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(参照：1－1)

橋梁の長寿命化の推進

(参照：1－1)

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1－4)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の耐震化の推進

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

住民参加型の県地震防災訓練の実施への参加・協力

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

(再掲：保健医療・福祉)

【官民連携】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(再掲：住宅・都市)

橋梁の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

(2-2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

自主防災組織の防災資機材の整備促進

(参照：2-1)

備蓄物資の確保

引き続き、県と市町村が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、備蓄物資の確保を図る必要がある。(防災交通課)

大規模災害発生時における受援体制の構築

熊本地震では、応援の受け入れにあたり、県と市町村の役割分担が明確でなかったことなど被災団体における受援体制が十分に整備されていなかったことから多くの混乱が生じた。このことを教訓に、平成29年3月に「山梨県大規模災害時における応援受入計画」を策定したところである。今後は、受援計画策定、受援体制の構築を図るとともに訓練の実施や検証を行っていく必要がある。(防災交通課)

防災拠点の機能強化

(参照：2-1)

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進

消防防災施設の整備を促進するため、消防防災施設の整備及び有効活用について、検討を行う必要がある。(防災交通課)

水道施設の耐震化の促進

(参照：2-1)

下水道施設の長寿命化の推進

(参照：2-1)

下水道施設の耐震化の推進

(参照：2-1)

【保健医療・福祉】

災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

山梨県社会福祉協議会から協力を得て、富士川町社会福祉協議会が災害ボランティアセンター設置・運営を行っている。

有事の際、ボランティアの受け入れや派遣等、円滑な設置・運営が出来るよう、今後も引き続き訓練を行う必要がある。(福祉保健課)

高齢者施設における防災資機材等の整備促進

近年多発している災害に備えるため、防災資機材等の整備が必要になる。(福祉保健課)

災害時における保健医療救護の協力体制の構築

(参照：2-1)

災害拠点病院の機能確保に向けた施設・設備整備の支援

(参照：2-1)

災害時の心のケア支援体制の整備 (D P A T (災害派遣精神医療チーム) の機能強化)

(参照：2-1)

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保

県で開催の研修会に参加している。また、県作成の「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」をもとに、地域組織（食生活改善推進員会）と協力し災害時の対応について住民への周知を行った。（福祉保健課）

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

（参照：2－1）

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進

（再掲：情報通信）

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

（再掲：情報通信）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

大規模災害発生時、代替輸送路として機能を有する路線の効果発現に向け、優先的に整備を進める必要がある。（土木整備課）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

（参照：1－5）

道路除排雪計画の推進

（参照：1－6）

道路防災危険箇所等の解消

（参照：2－1）

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

（参照：2－1）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

（参照：1－1）

橋梁の長寿命化の推進

（参照：1－1）

都市計画道路（街路）の整備

災害に強い街路網を構築するため、行政、医療、教育、文化施設等の都市機能が集積する拠点市街地内の街路整備を実施してきた。整備完了箇所では、交通の円滑化、歩行者の安全性の向上及び行政施設・病院等都市施設へのアクセス性が向上するなど、一定の成果は得られている。しかし、未整備箇所について、今後、位置付けや機能を再確認し、都市計画道路の見直しを検討する必要がある。（都市整備課）

【農林水産】

農業用ため池の耐震化の推進

（参照：1－3）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

（参照：1－3）

農道の整備

大規模災害発生時、代替輸送路として機能を有する路線の効果発現に向け、優先的に整備を進める必要がある。（土木整備課）

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進

（再掲：住宅・都市）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

（再掲：交通・物流）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進

（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

（再掲：農林水産）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

（参照：1－4）

下水道施設の長寿命化の推進

（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進

（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進

（再掲：情報通信）

農業用ため池の耐震化の推進

（再掲：農林水産）

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進

（再掲：住宅・都市）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進

（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

（再掲：農林水産）

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

（再掲：交通・物流）

橋梁の長寿命化の推進

（再掲：交通・物流）

下水道施設の長寿命化の推進

（再掲：住宅・都市）

(2-3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口のマニュアルの見直し

相談体制を構築できるよう保健師の調整・確保が必要である（福祉保健課、防災交通課）
個別避難計画の作成

（参照：1-1）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

毎年実施している「町総合防災訓練」において、町職員による避難所設置訓練を実施しているが、今後は、長期避難等を想定し、各区自主防災会や学校関係者と連携して、実際に避難所を運営する総合的な訓練を行うなど検討を行う必要がある。（防災交通課）

住民参加型の県地震防災訓練の実施への参加・協力

（参照：1-1）

救急救命士の養成・確保の推進

（参照：1-1）

被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備

「山梨県ペット同行避難所等運営ガイドライン」の策定により、避難所に同行避難したペット等動物への支援体制を整備する。（防災交通課、町民生活課）

庁内各課、市町村関係機関、県獣医師会や動物愛護団体等と連携協力して、ペット等動物への災害対策を実施するための対応方針を検討する。（防災交通課、町民生活課）

山梨県獣医師会から寄贈された「ペット用簡易避難ゲージ」を配備した。（防災交通課、町民生活課）

【住宅・都市】

災害時における建設型応急住宅建設及び賃貸型応急住宅の提供についての協力体制の推進

（参照：1-1）

下水道施設の耐震化の推進

（参照：2-1）

住宅の耐震化の促進

（参照：1-1）

公営住宅や職員宿舎の空室の提供マニュアルの整備・運用

引き続き、公営住宅の空室に対するマニュアルの整備・運用を実施する必要がある。（都市整備課）

公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策

（参照：1-1）

公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成

（再掲：行政機能／消防／防災教育等）

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

（参照：2-1）

女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進

災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、日頃の防災訓練及び母子保健担当防災対応マニュアルにより非常時の際に備える。災害時には妊産婦・乳幼児を対象とした福祉避難所を開設する。(防災交通課、子育て支援課、政策秘書課)

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施

災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、町及び社会福祉協議会が福祉避難所の設置・運営訓練を実施し、一定の成果を上げている。(福祉保健課、防災交通課)

災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進

(参照：1－2)

高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討

(参照：1－2)

災害時の介護支援者の確保推進

(参照：1－2)

障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築

(参照：1－2)

災害時における保健医療救護の協力体制の構築

(参照：2－1)

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

(参照：1－1)

災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の活用

災害時の健康相談や健康指導などの保健師活動の基本的かつ実践的な内容を標準化するための、大規模災害時保健医療救護マニュアルをもとに研修会等を実施している。今後も引き続き、平時から災害時を想定した準備をしておく必要がある。(福祉保健課)

災害時の心のケア支援体制の整備（D P A T（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）

(参照：2－1)

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保

(参照：2－2)

災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進

(参照：1－2)

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進

保育園、児童センターにおいて、おむつや水を含む非常食、一時的な避難に対応する防災資機材は備えている。長期的な避難となる場合の資機材は不足する。

災害が発生した際には、保護者による児童の引き取りまでの間、児童を保護する必要があるが、食料・飲料水の備蓄があれば対応できると考えられる。

引き続き、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材等を整備し、定期的に備蓄の状況等を確認する必要がある。(子育て支援課)

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(参照：2－1)

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保

(参照：2－1)

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【国土保全】

下水道施設の耐震化の推進

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口のマニュアルの見直し

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

住民参加型の県地震防災訓練の実施への参加・協力

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

(再掲：保健医療・福祉)

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

避難所運営マニュアルの作成支援

平成28年9月策定、平成31年2月改定した「避難所開設・運営マニュアル」を、全国各地で発生した災害を教訓に、避難者による避難所自主運営のためのマニュアルになるよう、さらに見直していく必要がある。(防災交通課)

(2-4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

備蓄物資の確保

(参照：2-2)

大規模災害発生時における受援体制の構築

(参照：2-2)

防災拠点の機能強化

(参照：2-1)

【住宅・都市】

庁舎内の避難者の対応検討

大規模災害には、庁舎は災害対策本部となるため、避難所の開設は想定していない。常に災害対策本部の機能低下に陥らないよう、常に点検・修繕を徹底させる必要がある。また、避難所開設の際の職員派遣や物資の供給に備えた訓練を行う。(防災交通課、管財課)

耐震性貯水槽の整備の促進

(参照：2-2)

帰宅困難者対策の推進

町民生活課や福祉保健課と連携して、引き続き帰宅困難者対策を推進していく必要がある。(防災交通課)

水道施設の耐震化の促進

(参照：2-1)

【保健医療・福祉】

災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

(参照：2-2)

災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保

(参照：2-2)

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進

(参照：2-3)

【農林水産】

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(参照：1-4)

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(再掲：農林水産)

◆横断的分野

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

(2-5) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

備蓄物資の確保

(参照：2-2)

帰宅困難者・滞留旅客対策の推進

町民生活課や福祉保健課と連携して、引き続き帰宅困難者対策を推進していく必要がある。(防災交通課)

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進

(参照：2-2)

帰宅困難者対策の推進

(参照：2-4)

【保健医療・福祉】

災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

(参照：2-2)

(2-6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

自主防災組織の防災資機材の整備促進

(参照：2-1)

備蓄物資の確保

(参照：2-2)

大規模災害発生時における受援体制の構築

(参照：2-2)

消防防災ヘリポートの確保・整備の促進

(参照：1-1)

【住宅・都市】

耐震性貯水槽の整備の促進

(参照：2-2)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(参照：1-1)

【保健医療・福祉】

災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

(参照：2-2)

高齢者施設における防災資機材等の整備促進

(参照：2-2)

災害時における保健医療救護の協力体制の構築

(参照：2-1)

災害時の心のケア支援体制の整備（D P A T（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）

(参照：2-1)

【情報通信】

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保

(参照：2-1)

【交通・物流】

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

(参照：2-2)

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(参照：1-5)

道路除排雪計画の推進

(参照：1-6)

道路防災危険箇所等の解消

(参照：2-1)

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

(参照：2-1)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(参照：1-1)

橋梁の長寿命化の推進

(参照：1－1)

都市計画道路（街路）の整備

(参照：2－2)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

【農林水産】

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(参照：1－4)

森林の公益的機能の維持・増進

(参照：1－4)

農業用ため池の耐震化の推進

(参照：1－3)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(参照：1－3)

農道の整備

(参照：2－2)

【国土保全】

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(再掲：農林水産)

森林の公益的機能の維持・増進

(再掲：農林水産)

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

(再掲：交通・物流)

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(再掲：交通・物流)

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

河川管理施設及びダム の長寿命化の推進

(参照：1－3)

洪水被害を防止する河川整備の推進

(参照：1－3)

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1－4)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

【老朽化対策】

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(再掲：交通・物流)

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(再掲：交通・物流)

橋梁の長寿命化の推進

(再掲：交通・物流)

河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

(再掲：国土保全)

【デジタル活用】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

(2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

大規模災害時における感染対策

避難所における感染症の発生及びまん延は、被災者の健康・生命に影響を及ぼすおそれが高いため、避難所において感染対策が円滑に行われるように準備を行っている。(福祉保健課)

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進

(参照：2-1)

下水道施設の長寿命化の推進

(参照：2-1)

下水道施設の耐震化の推進

(参照：2-1)

【保健医療・福祉】

大規模災害時における感染対策

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

災害時における保健医療救護の協力体制の構築

(参照：2-1)

広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施

(参照：1-1)

医療救護の広域応援体制の整備 (DMAT等の保健医療活動チームの機能強化等)

(参照：1-1)

災害時における保健指導マニュアル (保健師活動マニュアル) の活用

(参照：2-3)

【情報通信】

災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保

(参照：2－1)

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の耐震化の推進

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【官民連携】

大規模災害時における感染対策

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

3. 必要不可欠な行政機能を確保する

(3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

防災拠点の機能強化

(参照：2-1)

事前伐採の推進

(参照：2-1)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(参照：2-1)

【住宅・都市】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【エネルギー】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【産業構造】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1-4)

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

(3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

災害時における町長への連絡体制の強化

災害発生時に正確かつ速やかに町長へ災害状況を報告するため、引き続き情報伝達訓練等により災害時において町長が迅速に災害状況を把握し、判断や指示が行えるような体制を整えておく必要がある。(政策秘書課、防災交通課)

非常用発電機用燃料タンクの満量化

災害時の停電が長引くことを想定し、常に設備の燃料タンクの点検・確認を行うとともに、タンクの満量化を図る必要がある。(管財課、防災交通課)

庁舎内地下タンクの満量化

庁舎地下タンクにおいても、同様な措置を講ずる必要がある。(管財課、防災交通課)

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

(参照：1-1)

地震発生時等の業務継続体制の確立・検証

被災を受けた場合でも非常時優先業務を適切に遂行するため、平成28年度に「富士川町業務継続計画（BCP）地震編」を策定し、継続的に検証を行っている。業務継続のため災害時の登庁可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的な見直しと検証を行う必要がある。(防災交通課、財務課)

災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

毎年実施している「町総合防災訓練」において、災害対策本部設置訓練を実施している。引き続き、災害時の対応力向上のため、防災体制の不断の見直しを行う必要がある。(防災交通課)

災害対応力の強化

峡南地域県民センターや峡南各町、また峡南消防本部と連携し、引き続き図上訓練等を実施し、災害対応力の強化を図る必要がある。(防災交通課)

非常参集体制の確立

毎年実施している「町総合防災訓練」において、非常参集訓練を実施している。引き続き、災害時の対応力向上のため、防災体制の不断の見直しを行う必要がある。(防災交通課)

災害対応に関する職員研修の充実・強化

災害時には、地域防災計画に基づき災害対策本部の指揮下で活動が求められることから、この計画に基づき総合防災訓練の内容を見直し、訓練を行っていく必要がある。(防災交通課)

大規模災害発生時における受援体制の構築

(参照：2-2)

災害時等の会計事務処理手続の整備及び物品調達等事務の実施体制の構築

災害等により財務会計システムが使用不能となった場合に備え、会計事務や調達事務が支障なく円滑に行われるよう周知を行うとともに、関係機関との調整や資料収集を行う必要がある。また、システム障害時の会計事務処理の実効性を担保するため、周知や模擬訓練等を行う必要がある。(会計課、管財課、防災交通課)

災害時の物品調達を円滑に進めるため、関係機関と物品調達に関する協定の取り交わしを推進するとともに、常に在庫物品の把握が必要である。(会計課、管財課、防災交通課)

町議会における非常参集体制の強化（連絡手段、連絡体制の整備）

南海トラフ地震等に関連する情報の発表時を含め災害応急対策時における配備組織、配備基準、業務概要等の配備計画の策定や緊急連絡網を整備し、周知を行っている。引き続

き、非常参集体制の実効性を確保するため、緊急連絡網の確認等を行っていく必要がある。

【情報通信】

被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備

主要な情報システムについては、大規模災害を想定した地震対策、水害対策、停電対策等が施され、情報の安全性・可用性の確保が必要である。また、データの破壊・消失時に最新に近い状況に速やかに復旧できるように、バックアップデータについては、システムが設置されているサーバ室とは別の場所にオンラインで日々保管する必要がある。(政策秘書課)

【交通・物流】

道路除排雪計画の推進

(参照：1－6)

道路防災危険箇所等の解消

(参照：2－1)

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

(参照：2－1)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(参照：1－1)

橋梁の長寿命化の推進

(参照：1－1)

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1－4)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

非常参集体制の確立

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

災害対応に関する職員研修の充実・強化

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

災害時等の会計事務処理手続の整備及び物品調達等事務の実施体制の構築

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(再掲：交通・物流)

橋梁の長寿命化の推進

(再掲：交通・物流)

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

(4-1) サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

庁舎内地下タンクの満量化

(参照：3-2)

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

(参照：1-1)

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知

災害発生時は、金融相談窓口に中小企業の資金繰りや復旧に向けた融資の相談が集中することが想定されるため、相談体制を拡充する必要がある。(産業振興課)

【産業構造】

「事業継続力強化計画」認定の促進

令和3年に認定済(産業振興課)

「事業継続力強化支援計画」策定の促進

令和3年に認定済(産業振興課)

【交通・物流】

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(参照：1-1)

【農林水産】

農業用ため池の耐震化の推進

(参照：1-3)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(参照：1-3)

農道の整備

(参照：2-2)

【国土保全】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1-4)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

【官民連携】

「事業継続力強化計画」認定の促進

(再掲：産業構造)

「事業継続力強化支援計画」策定の促進

(再掲：産業構造)

【老朽化対策】

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(再掲：交通・物流)

(4-2) 金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

県、市町村による災害時の消費生活相談体制の維持

町と県では、災害時の消費生活相談に係る情報提供等を行い、消費生活相談への相談体制の確保を図ってきた。災害に備え、引き続き災害時の消費生活相談に適切に対応できる体制を確保していく必要がある。(産業振興課)

公用車両の災害対応機能の強化

災害時の公用車使用を万全にするため、日頃から点検等適切に実施し、燃料確認を徹底する必要がある。また、公用車の入替時には、災害使用を考慮し、四輪駆動車等の機能を搭載した車両を取り入れる必要がある。(管財課)

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

(参照：1-1)

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知

(参照：4-1)

【産業構造】

「事業継続力強化計画」認定の促進

(参照：4-1)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

県、市町村による災害時の消費生活相談体制の維持

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【官民連携】

「事業継続力強化計画」認定の促進

(再掲：産業構造)

(4-3) 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

防災拠点の機能強化
(参照：2-1)

【情報通信】

【産業構造】

「事業継続力強化計画」認定の促進
(参照：4-1)

「事業継続力強化支援計画」策定の促進
(参照：4-1)

【農林水産】

農村資源の保全管理活動の推進
(参照：1-3)

農業用ため池の耐震化の推進
(参照：1-3)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備
(参照：1-3)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
(参照：1-3)

基幹的農業水利施設等の整備

整備から年数が経過し老朽化が進んだ施設も存在しており、突発的な事故の防止や低下した機能を回復するため、補修・補強等の整備が必要である。(土木整備課)

農道の整備
(参照：2-2)

荒廃農地解消対策の推進
(参照：1-3)

農地の整備(生産基盤の整備)
(参照：1-3)

【国土保全】

農業用ため池の耐震化の推進
(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備
(再掲：農林水産)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備
(再掲：農林水産)

基幹的農業水利施設等の整備
(再掲：農林水産)

荒廃農地解消対策の推進
(再掲：農林水産)

農地の整備(生産基盤の整備)
(再掲：農林水産)

【土地利用（国土利用）】

荒廃農地解消対策の推進

（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）

（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

農業用ため池の耐震化の推進

（再掲：農林水産）

【官民連携】

「事業継続力強化計画」認定の促進

（再掲：産業構造）

「事業継続力強化支援計画」策定の促進

（再掲：産業構造）

【老朽化対策】

農村資源の保全管理活動の推進

（再掲：農林水産）

農業用ため池の耐震化の推進

（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

（再掲：農林水産）

基幹的農業水利施設等の整備

（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）

（再掲：農林水産）

（4-4）異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

◆個別施策分野

【農林水産】

基幹的農業水利施設等の整備

（参照：4-4）

【国土保全】

基幹的農業水利施設等の整備

（参照：4-4）

◆横断的分野

【老朽化対策】

基幹的農業水利施設等の整備

（参照：4-4）

(4-5) 農地・森林や生態系等の被害に伴う町土の荒廃・多面的機能の低下

◆個別施策分野

【産業構造】

県産材需要拡大の推進

公共建築物及び民間建築物の木造化・木質化を促進し、県産材の需要拡大に向けた生産体制の確立を図る必要がある。(産業振興課)

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進

(参照：1-4)

県産材需要拡大の推進

(再掲：産業構造)

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(参照：1-4)

新規就農の促進

新規就農者への補助金があることで、若い世代の就農意欲の促進が図れることや荒廃農地の解消も期待できる。(産業振興課)

就農定着支援の充実

新規就農者育成総合対策事業を活用し、新規就農者の確保・育成を図る。(産業振興課)

企業の農業参入の促進

町外の資本力が大きい企業が大規模な経営を目指し参入する事例もあり、荒廃農地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化に大きな成果が期待できる。(産業振興課)

農業者に対する経営再建資金制度の周知

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建支援として、農業災害対策資金利子補給補助を行っており、一定の成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き制度を維持する必要がある。(産業振興課)

農村資源の保全管理活動の推進

(参照：1-3)

荒廃農地解消対策の推進

(参照：1-3)

農地の整備(生産基盤の整備)

(参照：1-3)

【国土保全】

森林の公益的機能の維持・増進

(再掲：農林水産)

治山事業による土砂災害対策の着実な推進

(再掲：農林水産)

荒廃農地解消対策の推進

(再掲：農林水産)

農地の整備(生産基盤の整備)

(再掲：農林水産)

【土地利用（国土利用）】

荒廃農地解消対策の推進

（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）

（再掲：農林水産）

◆横断的分野

【官民連携】

森林の公益的機能の維持・増進

（再掲：農林水産）

県産材需要拡大の推進

（再掲：産業構造）

【老朽化対策】

農村資源の保全管理活動の推進

（再掲：農林水産）

農地の整備（生産基盤の整備）

（再掲：農林水産）

5. 交通ネットワーク、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

非常用発電機用燃料タンクの満量化

(参照：3-2)

事前伐採の推進

(参照：2-1)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(参照：2-1)

【住宅・都市】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【保健医療・福祉】

高齢者施設における防災資機材等の整備促進

(参照：2-2)

障害者に対する情報支援体制の構築

(参照：1-2)

児童福祉施設における防災資機材等の整備促進

(参照：2-3)

【エネルギー】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【情報通信】

被災者に対する情報提供

災害時は、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を行う必要がある。(政策秘書課、防災交通課)

災害に関するホームページなどからの問い合わせについては、即時性を求める内容の投稿もあるため、迅速な対応に努める必要がある。(政策秘書課)

災害時広報活動マニュアルの運用

町民への災害情報の迅速かつ確実な提供体制の確保のため、引き続きマニュアルを随時点検し、必要に応じ見直す必要がある。(政策秘書課)

各種システムの緊急時運用体制の確立

電力供給が停止した場合、非常用発電機により情報システムの稼働継続は可能だが、停電が長期にわたる場合、稼働継続は困難となる。情報通信基盤については、万一の切断等に備え、回線の冗長化等を一層進める必要がある。(政策秘書課)

公衆無線LAN環境の整備促進

(参照：1-1)

発災後のインフラ復旧対策の推進

(参照：2－1)

【産業構造】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1－4)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【官民連携】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【デジタル活用】

被災者に対する情報提供

(再掲：情報通信)

(5-2) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

住民参加型の県地震防災訓練の実施への参加・協力

(参照：1－1)

事前伐採の推進

(参照：2－1)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(参照：2－1)

【住宅・都市】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

自立・分散型エネルギーの導入拡大

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、災害時のレジリエンス強化にも資する自家消費型太陽光発電の導入を拡大する必要がある。(町民生活課)

【エネルギー】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

自立・分散型エネルギーの導入拡大

(再掲：住宅・都市)

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(参照：2－1)

【産業構造】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

自立・分散型エネルギーの導入拡大

(再掲：住宅・都市)

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

道路除排雪計画の推進

(参照：1－6)

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1－4)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

住民参加型の県地震防災訓練の実施への参加・協力

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【官民連携】

事前伐採の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

(5-3) 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

◆個別施策分野

【エネルギー】

木質バイオマスの利活用の研究

森林資源の有効活用の一環として、森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの利活用の観点から木質バイオマスの利活用について研究する必要がある。(産業振興課)

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(参照：2-1)

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

道路除排雪計画の推進

(参照：1-6)

【農林水産】

木質バイオマスの利活用の研究

(再掲：エネルギー)

【国土保全】

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

(参照：1-4)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

(5-4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進

(参照：2-1)

下水道施設の長寿命化の推進

(参照：2-1)

下水道施設の耐震化の推進

(参照：2－1)

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(参照：2－1)

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【農林水産】

農業集落排水施設の長寿命化の推進

平成28年度に策定した農業集落排水施設機能診断に基づき、施設の機能維持及び施設管理が必要である。(上下水道課)

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

下水道施設の耐震化の推進

(再掲：住宅・都市)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

農業集落排水施設の長寿命化の推進

(再掲：農林水産)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

(5-5) 幹線道路が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

◆個別施策分野

【住宅・都市】

水道施設の耐震化の促進

(参照：2-1)

下水道施設の長寿命化の推進

(参照：2-1)

下水道施設の耐震化の推進

(参照：2-1)

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(参照：1-1)

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

(参照：1-1)

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知

(参照：4-1)

【情報通信】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(参照：2-1)

【産業構造】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

【交通・物流】

発災後のインフラ復旧対策の推進

(再掲：情報通信)

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

(参照：2-2)

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(参照：1-5)

社会資本整備重点計画の策定及び推進

(参照：1-3)

道路除排雪計画の推進

(参照：1-6)

道路防災危険箇所等の解消

(参照：2-1)

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施

(参照：2-1)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(参照：1-1)

橋梁の長寿命化の推進

(参照：1-1)

都市計画道路（街路）の整備

（参照：2－2）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

（再掲：住宅・都市）

【農林水産】

農業用ため池の耐震化の推進

（参照：1－3）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

（参照：1－3）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

（参照：1－3）

農道の整備

（参照：2－2）

【国土保全】

水道施設の耐震化の促進

（再掲：住宅・都市）

林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

（再掲：交通・物流）

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

（再掲：交通・物流）

農業用ため池の耐震化の推進

（再掲：農林水産）

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

（再掲：農林水産）

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

（再掲：農林水産）

社会資本整備重点計画の策定及び推進

（再掲：交通・物流）

土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

（参照：1－4）

下水道施設の長寿命化の推進

（再掲：住宅・都市）

下水道施設の耐震化の推進

（再掲：住宅・都市）

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

（再掲：住宅・都市）

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

発災後のインフラ復旧対策の推進

（再掲：情報通信）

農業用ため池の耐震化の推進

（再掲：農林水産）

【老朽化対策】

水道施設の耐震化の促進

(再掲：住宅・都市)

老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

(再掲：交通・物流)

農業用ため池の耐震化の推進

(再掲：農林水産)

土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

(再掲：農林水産)

社会資本整備重点計画の策定及び推進

(再掲：交通・物流)

緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

(再掲：交通・物流)

橋梁の長寿命化の推進

(再掲：交通・物流)

下水道施設の長寿命化の推進

(再掲：住宅・都市)

【デジタル活用】

災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

(再掲：住宅・都市)

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

災害時におけるDV等被害者生活相談の周知

災害時におけるDV等被害者の相談体制の整備のため、女性相談所及びぴゅあ総合に相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）と連携を図っている。引き続き、相談窓口の周知と対応を県等関係機関と連携して行う必要がある。（福祉保健課、政策秘書課）

自主防災組織の防災資機材の整備促進

（参照：2-1）

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

（参照：2-3）

救急救命士の養成・確保の推進

（参照：1-1）

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

（参照：1-2）

消防団の救助資機材等の整備促進

（参照：1-1）

消防職員・消防団員の教育訓練の高度化の推進

（参照：1-1）

公立小中学校における防災対策の推進

防災教育や避難訓練は、各学校で毎年実施され、児童生徒も防災意識が高まってきている。

また、年1回、町内保育園、小学校、中学校が同日に災害時を想定した保護者への引き渡し訓練を行っており、有事の際の子どもの安全確保や保護者への連絡方法など、対策を徹底している。

また、各学校で備える防災マニュアル等は、教職員で共有し災害時に備えている。小中学校施設は、地域防災の中核施設になることから、近隣住民との連携が不可欠であるため、コミュニティスクール制度と連動した地域防災力の向上を図る。（教育総務課）

公立小中学校の幼児・児童生徒に対する防災教育の推進

小中学校では、総合的な学習の時間において、定期的に防災教育の時間を設けており、避難訓練等の具体的な取り組みと併せて行うことで、児童生徒の防災意識の向上と、緊急時を想定した対応に備えている。（教育総務課）

公立小中学校における児童生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進

小中学校に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会・会議を通して、児童生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も100%に達している。

また、学校体育館が指定避難所になっていることから、町防災交通課と学校職員とで初動対応の対策会議を行うなど、より実践的な防災対策に取り組んでいる。

これらの取り組みは、児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、避難訓練後には教職員と児童生徒が振り返りを行うなどして訓練の質を高めていく必要がある。（教育総務課）

公立小中学校の教職員のカウンセリング知識の向上

養護教諭の研修会等で知識や技術の向上を図っている。

県のスクールカウンセラー派遣を利用し、教員も相談や指導を受けるなど、カウンセリングの方法を学んでいる。

しかしながら、研修の機会や取り組みの時間もあまりとれないことから、今後対策を講じる必要がある。(教育総務課)

避難行動要支援者(災害時要援護者)対策訓練の実施

(参照：2-1)

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施

(参照：2-3)

災害ボランティア養成等の促進

社会福祉協議会に配置している災害ボランティア等の資質向上のため、研修会を開催し、災害ボランティア活動に対する心構えや被災者との関わり方、災害ボランティアの運営等について一定の成果を上げている。

今後も継続的な研修会の実施や、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高揚を図る必要がある。(福祉保健課)

災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

(参照：2-2)

老人クラブの活動への支援

高齢社会における生きがいつくり、健康づくりに重要な役割を担う老人クラブの活動への支援は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであることから、引き続き支援を行う必要がある。(福祉保健課)

【農林水産】

農村資源の保全管理活動の推進

(参照：1-3)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

災害時におけるDV等被害者生活相談の周知

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

避難行動要支援者(災害時要援護者)対策訓練の実施

(再掲：保健医療・福祉)

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

公立小中学校における防災対策の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

公立小中学校の幼児・児童生徒に対する防災教育の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

公立小中学校における児童生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

公立小中学校の教職員のカウンセリング知識の向上

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

【老朽化対策】

農村資源の保全管理活動の推進

(再掲：農林水産)

(6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

◆個別施策分野

【行政機能／消防／防災教育等】

自主防災組織の防災資機材の整備促進

(参照：2-1)

個別避難計画の作成

(参照：1-1)

地域防災リーダーの養成

令和5年度から実施している、地域防災リーダー養成講座を継続し、住民の防災意識及び地域防災力の向上を図っていく必要がある。(防災交通課)

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

(参照：2-3)

救急救命士の養成・確保の推進

(参照：1-1)

消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進

(参照：1-2)

消防団の救助資機材等の整備促進

(参照：1-1)

消防職員・消防団員の教育訓練の高度化の推進

(参照：1-1)

【住宅・都市】

買い物弱者対策への支援

地域の商店や商店街等が買い物環境の利便性向上に向けた取り組みを行うことにより、地域コミュニティとしての役割を果たすことが、災害時の連携体制や要援護者の把握など、地域防災力の向上につながるため、県と連携して商店や商店街等が行う買い物弱者対策への支援を行う必要がある。(産業振興課)

【保健医療・福祉】

個別避難計画の作成

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

(参照：2-1)

女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進

(参照：2-3)

災害時要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施

(参照：2-3)

災害ボランティア養成等の促進

(参照：6-1)

災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

(参照：2-2)

老人クラブの活動への支援

(参照：6-1)

【産業構造】

建設産業を担う人材の確保・育成の推進

建設業における労働力確保は主要課題の一つであり、労働者の減少は、将来的な災害対応やインフラ整備など国土強靱化にも支障を及ぼすおそれがある。このため、若年者・女性等の入職・定着の促進を図るとともに、建設業に対するイメージを向上させる必要がある。(産業振興課)

【交通・物流】

建設産業を担う人材の確保・育成の推進

(再掲：産業構造)

【環境】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）

災害の発生時において、各廃棄物関係団体との協定に基づく取り組みが円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。(町民生活課)

◆横断的分野

【リスクコミュニケーション】

避難行動要支援者（災害時要援護者）対策訓練の実施

(再掲：保健医療・福祉)

避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

避難所運営マニュアルの作成支援

(参照：2－3)

地区防災計画の作成支援

地域住民による自発的な防災活動に関する計画である「地区防災計画」は、東日本大震災の教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法の改正において規定され、地域住民が主体となり、全国的に策定を進めてきているが、本町においては策定されていない地区がある。

自助・共助の取組を強化し、地域防災力の向上を図るためにも「地区防災計画」の作成支援を行う必要がある。(防災交通課)

【人材育成】

防災リーダーの養成

(再掲：行政機能／消防／防災教育等)

建設産業を担う人材の確保・育成の推進

(再掲：産業構造)

【官民連携】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）

(再掲：環境)

(6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

◆個別施策分野

【住宅・都市】

住宅の耐震化の促進
(参照：1-1)

【交通・物流】

道路の点検・啓開マニュアルの運用及び訓練の実施
(参照：2-1)

【環境】

災害廃棄物処理体制の強化

国の「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」におけるチェックリストに基づき、定期的に計画の点検や見直しを行い、非常時に実効性がある内容に整備しておく必要がある。

災害時に大量発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制の強化を図るため、計画の実効性の向上に向けた研修や計画改定を図る必要がある。(町民生活課)

災害廃棄物処理施設の整備

災害時に大量発生する廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、災害に強い施設や地域の防災拠点として活用できる施設を整備する必要がある。(町民生活課)

災害時における応急対策業務の協力体制の推進(災害廃棄物の除去等)
(参照：6-2)

◆横断的分野

【官民連携】

災害時における応急対策業務の協力体制の推進(災害廃棄物の除去等)
(再掲：環境)

(6-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

◆個別施策分野

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討
(参照：1-1)

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知
(参照：4-1)

(6-5) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

◆個別施策分野

【住宅・都市】

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

（参照：1-1）

【保健医療・福祉】

老人クラブの活動への支援

（参照：6-1）

【農林水産】

森林の公益的機能の維持・増進

（参照：1-4）

【国土保全】

森林の公益的機能の維持・増進

（再掲：農林水産）

有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

（再掲：住宅・都市）

(6-6) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

◆個別施策分野

【金融】

中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

（参照：1-1）

災害時における金融相談体制の充実・融資制度の周知

（参照：4-1）

(別紙3) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

1. 個別政策分野

①行政機能／消防／防災教育等

【町役場の災害対応力の強化】

- 公用車両の災害対応機能の強化
災害時の公用車使用を万全にするため、日頃から点検等適切に実施し、燃料確認を徹底する必要がある。また、公用車の入替時には、災害使用を考慮し、四輪駆動車等の機能を搭載した車両を取り入れる必要がある。(管財課)
- 庁舎内地下タンクの満量化
庁舎地下タンクにおいても、同様な措置を講ずる必要がある。(管財課、防災交通課)
- 地震発生時等の業務継続体制の確立検証
被災を受けた場合でも非常時優先業務を適切に遂行するため、平成28年度に「富士川町業務継続計画(BCP)地震編」を策定し、継続的に検証を行っている。業務継続のため災害時の登庁可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的な見直しと検証を行う必要がある。(防災交通課、財務課)
- 災害時等の会計事務処理手続の整備及び物品調達等事務の実施体制の構築
災害等により財務会計システムが使用不能となった場合に備え、会計事務や調達事務が支障なく円滑に行われるよう周知を行うとともに、関係機関との調整や資料収集を行う必要がある。また、システム障害時の会計事務処理の実効性を担保するため、周知や模擬訓練等を行う必要がある。(会計課、管財課、防災交通課)
災害時の物品調達を円滑に進めるため、関係機関と物品調達に関する協定の取り交わしを推進するとともに、常に在庫物品の把握が必要である。(会計課、管財課、防災交通課)

【防災体制の充実・強化】

- 災害時における町長への連絡体制の強化
災害発生時に正確かつ速やかに町長へ災害状況を報告するため、引き続き情報伝達訓練等により災害時において町長が迅速に災害状況を把握し、判断や指示が行えるような体制を整えておく必要がある。(政策秘書課、防災交通課)
- 災害対策本部体制などの防災体制の検証見直し
毎年実施している「町総合防災訓練」において、災害対策本部設置訓練を実施している。引き続き、災害時の対応力向上のため、防災体制の不断の見直しを行う必要がある。(防災交通課)
- 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進
災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・県・他市町村の関係機関、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化する必要がある。(防災交通課)
- 非常参集体制の確立
毎年実施している「町総合防災訓練」において、非常参集訓練を実施している。引き続き、災害時の対応力向上のため、防災体制の不断の見直しを行う必要がある。(防災交通課)
- 災害対応に関する職員研修の充実強化
災害時には、地域防災計画に基づき災害対策本部の指揮下で活動が求められることから、この計画に基づき総合防災訓練の内容を見直し、訓練を行っていく必要がある。(防災交通課)

- 大規模災害発生時における受援体制の構築

熊本地震では、応援の受入にあたり、県と市町村の役割分担が明確でなかったことなど被災団体における受援体制が十分に整備されていなかったことから多くの混乱が生じた。このことを教訓に、平成29年3月に「山梨県大規模災害時における応援受入計画」を策定したところである。今後は、受援計画策定、受援体制の構築を図るとともに訓練の実施や検証を行っていく必要がある。(防災交通課)
- 電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

県・町・電力会社等の関係機関が連携し、電力供給体制をより一層、強化する必要がある。(産業振興課、防災交通課)
- 町議会における非常参集体制の強化（連絡手段、連絡体制の整備）

南海トラフ地震等に関連する情報の発表時を含め災害応急対策時における配備組織、配備基準、業務概要等の配備計画の策定や緊急連絡網を整備し、周知を行っている。引き続き、非常参集体制の実効性を確保するため、緊急連絡網の確認等を行っていく必要がある。
- 災害装備資機材の整備の推進

災害対応力強化のため、災害発生時の救出救助活動に必要な資機材及び同活動に従事する部隊員に必要な装備資機材について検討して整備を継続実施しているが、引き続き必要な資機材を検討し、整備を進める必要がある。(防災交通課)
- 大規模災害発生時の初動対応訓練の実施

大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、災害発生時の初動体制の確立、被災情報の収集、救出救助活動等の初動対応訓練を実施し、随時必要な見直しを行うなど一定の成果を上げている。
引き続き、迅速的確な初動対応の実施に向けた必要な見直し及び職員の危機管理意識の更なる醸成を図る必要がある。(防災交通課)

【地域防災力の強化】

- 自主防災組織の防災資機材の整備促進

地域の防災力を高めるため、自主防災組織に対して、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図っている。引き続き、地域の防災力を強化するため、コミュニティ助成事業の利用による防災資機材等の整備を図るが、要望の増加に伴い、どの組織を優先するかをよく見極め、実施する必要がある。(防災交通課)
- 個別避難計画の作成

国の法改正後の運用通知により、避難行動要支援者名簿登載者のうち、計画作成の優先度が高い者については、概ね5年程度（令和7年度まで）での計画作成を市町村に求めており、災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため個別避難計画の策定が必要である。(防災交通課)
- 備蓄物資の確保

引き続き、県と市町村が連携した備蓄必要量の継続確保に向けた備蓄の基本的な考え方を検討するなど、備蓄物資の確保を図る必要がある。(防災交通課)
- 災害対応力の強化

峡南地域県民センターや峡南各町、また峡南消防本部と連携し、引き続き図上訓練等を実施し、災害対応力の強化を図る必要がある。(防災交通課)
- 地域防災リーダーの養成

令和5年度から実施している、地域防災リーダー養成講座を継続し、住民の防災意識及び地域防災力の向上を図っていく必要がある。(防災交通課)
- 住民参加型の県地震防災訓練への参加協力

町民の防災意識の高揚を図るため、引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施するに参加・協力する必要がある。(防災交通課)

- 避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施
毎年実施している「町総合防災訓練」において、町職員による避難所設置訓練を実施しているが、今後は、長期避難等を想定した、各区自主防災会や学校関係者と連携して、実際に避難所を運営する総合的な訓練を行うなど検討を行う必要がある。(防災交通課)
- 消防防災ヘリポートの確保整備の促進
大規模地震等の発生時、防災ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、ヘリポートの確保・整備を推進する必要がある。(防災交通課)
- 防災拠点の機能強化
令和4年度に新庁舎を整備したため、地域防災計画に則り、この庁舎を中心に各担当部署がそれぞれの役割を果たしていく事が重要である。(防災交通課)
- 被災地避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備
「山梨県ペット同行避難所等運営ガイドライン」の策定により、避難所に同行避難したペット等動物への支援体制を整備する。(防災交通課、町民生活課)
庁内各課、市町村関係機関、県獣医師会や動物愛護団体等と連携協力して、ペット等動物への災害対策を実施するための対応方針を検討する。(防災交通課、町民生活課)
山梨県獣医師会から寄贈された「ペット用簡易避難ゲージ」を配備した。(防災交通課、町民生活課)
- 事前伐採の推進
県・町・電力会社等の関係機関が連携し、災害による電力供給インフラ被害の最小化を図る必要がある。(産業振興課、防災交通課)
- 文化施設等における防災対策の推進
文化施設（ますほ文化ホール、歴史文化館塩の華、民俗資料館）の来館者を災害時に安全に避難させるため、年1回の避難誘導訓練や初期消火訓練等を実施しており、引き続き、来館者の安全確保のため、継続して取り組みを行う必要がある。(生涯学習課)
- 水防訓練の実施
水害から住民の生命と財産を守るため、令和6年度に県と合同して本町において水防訓練を実施した。緊急時に災害対応経験のない水防団員も多いことから、引き続き水防団員の水防技術の向上・継承等を図る必要がある。(防災交通課)
- 住民の防災意識の醸成の推進
令和5年度から実施している、地域防災リーダー養成講座を継続し、住民の防災意識及び地域防災力の向上を図っていく必要がある。(防災交通課)

【消防救急救助体制の強化】

- 救急救命士の養成確保の推進
救急搬送に迅速・適切に対応するため、救急救命士の養成・確保を進めている。引き続き、災害時の救急搬送体制の強化を図るため、広域消防において救急救命士の養成・確保を進める必要がある。(防災交通課)
- 消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進
消防団員の確保対策のため、区長に対して働きかけを行っている。地域の消防力の強化のため、引き続き、消防団員の確保対策等による消防団の活性化の推進に取り組む必要がある。(防災交通課)
- 消防団の救助資機材等の整備促進
災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、町消防団の救助用資機材等の充実を図っている。国の示す消防団の装備の基準や他の市町村の動向等を踏まえながら、引き続き充実させる必要がある。(防災交通課)

○ 消防職員・消防団員の教育訓練の高度化の推進

消防職員に対する実技訓練、救急実習及び予防査察実習の充実を図るとともに、消防団員が大規模災害に対応できる実践的な知識及び技術の習得を図る必要がある。(防災交通課)

【滞留旅客対策等の推進】

○ 帰宅困難者滞留旅客対策の推進

町民生活課や福祉保健課と連携して、引き続き帰宅困難者対策を推進していく必要がある。(防災交通課)

【学校における防災教育等の推進】

○ 公立小中学校における防災対策の推進

防災教育や避難訓練は、各学校で毎年実施され、児童生徒も防災意識が高まって来ている。また、年1回、町内保育園、小学校、中学校が同日に災害時を想定した保護者への引き渡し訓練を行っており、有事の際の子どもの安全確保や保護者への連絡方法など、対策を徹底している。

また、各学校で備える防災マニュアル等は、教職員で共有し災害時に備えている。

小中学校施設は、地域防災の中核施設になることから、近隣住民との連携が不可欠であるため、コミュニティスクール制度と連動した地域防災力の向上を図る。(教育総務課)

○ 公立小中学校の幼児児童生徒に対する防災教育の推進

小中学校では、総合的な学習の時間において、定期的に防災教育の時間を設けており、避難訓練等の具体的な取り組みと併せて行うことで、児童生徒の防災意識の向上と、緊急時を想定した対応に備えている。(教育総務課)

○ 公立小中学校における児童生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進

小中学校に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会・会議を通して、児童生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も100%に達している。

また、学校体育館が指定避難所になっていることから、町防災交通課と学校職員とで初動対応の対策会議を行うなど、より実践的な防災対策に取り組んでいる。

これらの取り組みは、児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、避難訓練後には教職員と児童生徒が振り返りを行うなどして訓練の質を高めていく必要がある。

(教育総務課)

○ 公立小中学校の教職員のカウンセリング知識の向上

養護教諭の研修会等で知識や技術の向上を図っている。

県のスクールカウンセラー派遣を利用し、教員も相談や指導を受けるなど、カウンセリングの方法を学んでいる。

しかしながら、研修の機会や取り組みの時間もあまりとれないことから、今後対策を講じる必要がある。(教育総務課)

【災害時相談支援体制の充実】

○ 被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口のマニュアルの見直し

相談体制を構築できるよう保健師の調整・確保が必要(福祉保健課、防災交通課)

○ 県、市町村による災害時の消費生活相談体制の維持

町と県では、災害時の消費生活相談に係る情報提供等を行い、消費生活相談への相談体制の確保を図ってきた。災害に備え、引き続き災害時の消費生活相談に適切に対応できる体制を確保していく必要がある。(産業振興課)

○ 災害時におけるDV等被害者生活相談の周知

災害時におけるDV等被害者の相談体制の整備のため、女性相談所及びぴゅあ総合に相談窓口(配偶者暴力相談支援センター)と連携を図っている。引き続き、相談窓口の周知と対

応を県等関係機関と連携して行う必要がある。(福祉保健課、政策秘書課)

【公共施設等の総合的計画的な管理の推進】

○ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

これまでに長年にわたり整備を進めてきた公共施設・インフラの老朽化が進み今後一斉に更新時期を迎える一方、人口減少等による財政状況の悪化や公共施設等の利用状況の変化等、公共施設等を巡る状況の変化から従前の管理運営では自治体経営が立ち行かなくなる懸念が生じつつあることから、公共施設等の維持・管理にかかる財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適な配置を実現するため、「富士川町公共施設等総合管理計画」を策定した。

今後は、同計画に基づき策定した施設類型ごとの個別施設計画等により、町が管理・所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていく必要がある。(政策秘書課)

【感染症対策の強化】

○ 大規模災害時における感染対策

避難所における感染症の発生及びまん延は被災者の健康・生命に影響を及ぼすおそれが高いため、避難所において感染対策が円滑に行われるように準備を行っている。(福祉保健課)

②住宅・都市

【地域防災力の強化】

○ 耐震性貯水槽の整備の促進

消防防災施設の整備を促進するため、消防防災施設の整備及び有効活用について、検討を行う必要がある。(防災交通課)

○ 公立小中学校における避難所運営支援体制の整備

避難所運営は本来的には防災担当課が責任を有するものであるが、災害直後から担当者に引き継ぐまでの一定期間の間は、教職員が避難所に指定された学校において運営支援を担う状況が考えられる。その際の「施設設備の安全点検」「開放区域の明示」などについては、町が策定した「避難所開設・運営マニュアル(学校体育館校舎編)」の記載されたルールに則り行う必要がある。(教育総務課)

【帰宅困難者対策等の推進】

○ 庁舎内の避難者の対応検討

大規模災害には、庁舎は災害対策本部となるため、避難所の開設は想定していない。常に災害対策本部の機能低下に陥らないよう、常に点検・修繕を徹底させる必要がある。また、避難所開設の際の職員派遣や物資の供給に備え訓練を行う。(防災交通課、管財課)

○ 帰宅困難者対策の推進

町民生活課や福祉保健課と連携して、引き続き帰宅困難者対策を推進していく必要がある。(防災交通課)

【自立・分散型エネルギーの導入】

○ 自立分散型エネルギーの導入拡大

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、災害時のレジリエンス強化にも資する自家消費型太陽光発電の導入を拡大する必要がある。(町民生活課)

【災害時応急対策の推進】

○ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害の発生時において、各廃棄物関係団体との協定に基づく取り組みが円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。(町民生活課)

○ 公営住宅や職員宿舍の空室の提供マニュアルの整備・運用

引き続き、公営住宅の空室に対するマニュアルの整備・運用を実施する必要がある。(都市整備課)

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

○ 水道施設の耐震化の促進

水道施設の布設替えを行い耐震化の促進を図ってきており、令和5年度末時点での水道管路の耐震化率は10.0%となっている。

また、応急給水資機材の整備状況については令和5年度に給水タンク(2000ℓ)を購入し整備の促進を図ってきている。

引き続き、水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。(上下水道課)

○ 事前伐採の推進

県・町・電力会社等の関係機関が連携し、災害による電力供給インフラ被害の最小化を図る必要がある。(産業振興課、防災交通課)

○ 下水道施設の長寿命化の推進

令和3年度に策定した下水道ストックマネジメント計画の年次計画に基づき、冷化のおそれがある設置後30年経過したマンホール蓋の改築工事を実施している。(上下水道課)

○ 下水道施設の耐震化の推進

下水道総合地震対策計画(第2期)に基づき、緊急輸送路や避難所からの排水を受ける特に重要な下水道幹線等のマンホールの浮上防止対策及び管渠の継手対策を実施している。令和6年度末時点での進捗率は、57%となっている。(上下水道課)

○ 町営住宅の長寿命化の推進

町営住宅の安全性の確保・向上を図るため、「富士川町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、更新時期を経過した住宅の修繕工事、外壁・防水改修工事などを進めてきており、これまでに外壁・防水改修工事などを行い、一定の成果があった。

しかし、事業が未実施な建物もまだ多く、今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、引き続き、計画に基づいた修繕事業などを実施する必要がある。(都市整備課)

○ 空き家対策の推進

空き家の総合的な対策は全国的な問題であり、特に資産としての評価が低い町村においては、少子高齢化による過疎化の進行と恒常的な財源不足により遅々として対策が進まない。しかしながら、移住希望者や若手就農者など、これまでになかった需要も見えていることから、利用可能か空き家情報の提供と併せ、危険な状態となる前の対策を進めていく必要がある。(防災交通課、都市整備課)

【建築物等の耐震対策の推進】

○ 有形文化財(建造物)の耐震対策の推進

有形文化財(建造物)の耐震改修には、多額の費用が掛かる。文化財改修・修繕は、所有者負担が原則なため、所有者の負担軽減や文化財保護の観点から耐震改修補助を検討する必要がある。(生涯学習課)

○ 住宅の耐震化の促進

耐震化が未実施の木造住宅はまだ数多くあることから、対策が必要な住宅所有者に対する耐震化への啓発活動を強化し、引き続き木造住宅の耐震化の促進を図る必要がある。(都市整備課)

○ 公立小中学校の校舎、屋内運動場及び武道場の非構造部材の耐震対策

今後は、耐震性に問題のある非構造部材について修繕等による耐震対策を図っていく必要がある。(教育総務課)

【地域活性化組織との連携】

○ 買い物弱者対策への支援

地域の商店や商店街等が買物環境の利便性向上に向けた取り組みを行うことにより、地域コミュニティとしての役割を果たすことが、災害時の連携体制や要援護者の把握など、地域防災力の向上につながるため、商工会と連携して商店や商店街等が行う買い物弱者対策への支援を行う必要がある。(産業振興課)

【関係機関との連携】

○ 電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

県・町・電力会社等の関係機関が連携し、電力供給体制をより一層、強化する必要がある。(産業振興課、防災交通課)

【デジタル技術の活用】

○ 災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うために、ドローン等によるパトロール体制を整えておく必要がある。(防災交通課、土木整備課)

③保健医療・福祉

【福祉避難所等の運営体制の充実等】

○ 個別避難計画の作成

国の法改正後の運用通知により、避難行動要支援者名簿登載者のうち、計画作成の優先度が高い者については、概ね5年程度(令和7年度まで)での計画作成を市町村に求めており、災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため個別避難計画の策定が必要である。(防災交通課)

災害発生直後にとどまらず、中長期における要配慮者の生活全般を見据えた個別避難計画の作成を支援していく。(福祉保健課)

○ 避難行動要支援者(災害時要援護者)対策訓練の実施

災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、地震防災訓練などを通して避難行動要支援者などに配慮した避難所の設置・運営訓練の実施を促していく。

引き続き、地震防災訓練等を通じて、要配慮者に配慮した避難所の設置、運営訓練を実施する。(福祉保健課)

○ 女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進

災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、日頃の防災訓練及び母子保健担当防災対応マニュアルにより非常時に備える。災害時には妊産婦・乳幼児を対象とした福祉避難所を開設する。(防災交通課、子育て支援課、政策秘書課)

- 災害時要援護者の避難誘導福祉避難所の開設訓練の実施
 災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要援護者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、町及び社会福祉協議会が福祉避難所設置・運営訓練を実施し、一定の成果を上げている。(福祉保健課)
- 災害ボランティア養成等の促進
 社会福祉協議会に配置している災害ボランティア等の資質向上のため、研修会を開催し、災害ボランティア活動に対する心構えや被災者との関わり方、災害ボランティアセンターの運営等について一定の成果を上げている。
 今後も継続的な研修会の実施や、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高揚を図る必要がある。(福祉保健課)
- 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施
 山梨県社会福祉協議会から協力を得て、富士川町社会福祉協議会が災害ボランティアセンター設置・運営を行っている。
 非常時の際、ボランティアの受け入れや派遣等、円滑な設置・運営が出来るよう、今後も引き続き訓練を行う必要がある。(福祉保健課)
- 災害時の栄養食生活支援の実施体制の確保
 県で開催の研修会に参加している。また、県作成の「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」をもとに、地域組織(食生活改善推進員会)と協力し災害時の対応について住民への周知を行った。(福祉保健課)

【社会福祉施設の防災資機材等の整備】

- 高齢者施設における防災資機材等の整備促進
 近年多発している災害に備えるため、防災資機材等の整備が必要になる。(福祉保健課)
- 児童福祉施設における防災資機材等の整備促進
 保育園、児童センターにおいて、おむつや水を含む非常食、一時的な避難に対応する防災資機材は備えている。長期的な避難となる場合の資機材は不足する。
 災害が発生した際には、保護者による児童の引き取りまでの間、児童を保護する必要があるが、食料・飲料水の備蓄があれば対応できると考えられる。
 引き続き、適切な食料・飲料水の備蓄と防災資機材等を整備し、定期的に備蓄の状況等を確認する必要がある。(子育て支援課)

【災害時要援護者等の支援体制の充実】

- 災害時要援護者等の避難場所としての高齢者施設の利用の促進
 高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の避難所として活用するため、協定締結を進めている。
 引き続き、在宅の要援護者が高齢者施設を利用する体制の構築を進める必要がある。(福祉保健課)
- 高齢者施設への緊急入所ができる体制の検討
 高齢者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入所者を受け入れるための体制整備について、日頃から施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、協力を依頼している。
 引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を促進する必要がある。(福祉保健課)
- 災害時の介護支援者の確保推進
 町内介護事業所及び県と連携体制を構築できるよう話し合いを進めていく。(福祉保健課)
- 障害者福祉施設間での利用者の受け入れ及び職員等の協力体制の構築
 災害時に障害者福祉施設間での被災障害者の円滑な受け入れが可能となるよう情報伝達、

被災障害者の移送、受け入れ後の施設（避難所）における支援等が円滑に実施できるよう体制を構築する必要がある。（福祉保健課）

- 障害者に対する情報支援体制の構築
被災時における聴覚障害者への情報支援について、協力体制の構築に取り組む。また、新たに発達障害者が情報支援の対象として国の方針に位置づけられたことを踏まえ、支援体制の具体的な検討を進める。（福祉保健課）
- 災害時要援護者等の避難場所としての児童福祉施設の利用の促進
富士川町地域防災計画において、妊産婦・乳幼児の福祉避難所として位置づけられているが、資機材は不足している。（子育て支援課）

【災害時医療救護体制の充実】

- 災害時における保健医療救護の協力体制の構築
災害時に備えて、富士川病院・南巨摩医師会北部班と災害時医療協定を結んでおり、協力体制の構築を図っている。また、年に一回医療救護所の設置訓練を行い非常時に備えている。（福祉保健課）
- 広域医療搬送等の実践的な災害医療訓練の実施
災害時の対応力向上のため、県・保健所と協力し災害医療訓練に参加する。（福祉保健課）
- 医療救護の広域応援体制の整備（DMA T等の保健医療活動チームの機能強化等）
富士川病院・南巨摩医師会北部班との協定をもとに災害時の保健医療活動の推進を図る。（福祉保健課）
- 災害拠点病院の機能確保に向けた施設設備整備の支援
町内介護事業所及び県と連携体制を構築できるよう話し合いを進めていく。（福祉保健課）
- 災害時における保健指導マニュアル（保健師活動マニュアル）の活用
災害時の健康相談や健康指導などの保健師活動の基本的かつ実践的な内容を標準化するための、大規模災害時保健医療救護マニュアルをもとに研修会等を実施している。今後も引き続き、平時から災害時を想定した準備をしておく必要がある。（福祉保健課）
- 災害時の心のケア支援体制の整備（D P A T（災害派遣精神医療チーム）の機能強化）
県で実施の訓練に参加し、関係機関との連携と支援体制の整備の推進を図る。（福祉保健課）

【建築物等の耐震対策の推進】

- 保育園等の耐震化の促進
すべての園で耐震化実施済みである。（子育て支援課）

【地域活性化との連携】

- 老人クラブの活動への支援
高齢社会における生きがいづくり、健康づくりに重要な役割を担う老人クラブの活動への支援は、高齢者福祉の増進とともに、地域コミュニティの活性化や災害時の避難行動等の災害対応力の強化に資するものであることから、引き続き支援を行う必要がある。（福祉保健課）

【感染症対策の強化】

- 大規模災害時における感染対策
避難所における感染症の発生及びまん延は、被災者の健康・生命に影響を及ぼすおそれが高いため、避難所において感染対策が円滑に行われるように準備を行っている。（福祉保健課）

④エネルギー

【クリーンエネルギーの研究】

- 木質バイオマスの利活用の研究

森林資源の有効活用の一環として、森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの利活用の観点から木質バイオマスの利活用について研究する必要がある。(産業振興課)

【自立分散型エネルギーの導入】

- 自立分散型エネルギーの導入拡大

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、災害時のレジリエンス強化にも資する自家消費型太陽光発電の導入を拡大する必要がある。(町民生活課)

【関係機関との連携】

- 電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携

県・町・電力会社等の関係機関が連携し、電力供給体制をより一層、強化する必要がある。(産業振興課、防災交通課)

- 事前伐採の推進

県・町・電力会社等の関係機関が連携し、災害による電力供給インフラ被害の最小化を図る必要がある。(産業振興課、防災交通課)

⑤金融

【災害に備えた融資制度体制の啓発及び拡充】

- 中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

大規模地震発生に備え、工場や店舗等の耐震化、防災設備の整備等を促す必要があり、そのための融資制度について、商工会と連携し普及啓発に努めている。引き続き制度の周知、普及を行う必要がある。(産業振興課)

- 災害時における金融相談体制の充実融資制度の周知

災害発生時は、金融相談窓口で中小企業の資金繰りや復旧に向けた融資の相談が集中することが想定されるため、相談体制を拡充する必要がある。(産業振興課)

【災害に備えた融資制度体制の啓発及び拡充】

- 中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発及び拡充の検討

大規模地震発生に備え、工場や店舗等の耐震化、防災設備の整備等を促す必要があり、そのための融資制度について、商工会と連携し普及啓発に努めている。引き続き制度の周知、普及を行う必要がある。(産業振興課)

- 災害時における金融相談体制の充実融資制度の周知

災害発生時は、金融相談窓口で中小企業の資金繰りや復旧に向けた融資の相談が集中することが想定されるため、相談体制を拡充する必要がある。(産業振興課)

⑥情報通信

【防災災害情報提供体制の整備】

○ 被災者に対する情報提供

災害時は、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を行う必要がある。(政策秘書課、防災交通課)

災害に関するホームページなどからの問い合わせについては、即時性を求める内容の投稿もあるため、迅速な対応に努める必要がある。(政策秘書課)

○ 災害時広報活動マニュアルの運用

町民への災害情報の迅速かつ確実な提供体制の確保のため、引き続きマニュアルを随時点検し、必要に応じ見直す必要がある。(政策秘書課)

【町役場の災害対応力の強化】

○ 各種システムの緊急時運用体制の確立

電力供給が停止した場合、非常用発電機により情報システムの稼働継続は可能だが、停電が長期にわたる場合、稼働継続は困難となる。情報通信基盤については、万一の切断等に備え、回線の冗長化等を一層進める必要がある。(政策秘書課)

○ 公衆無線LAN環境の整備促進

災害時等における町民等の通信手段の確保を図るため、民間サービス提供事業者や市町村と連携を図りながら、災害時等を想定した公衆無線LAN環境の整備促進を図る必要がある。(政策秘書課)

○ 被災時における主要な情報システムの稼働環境の整備

主要な情報システムについては、大規模災害を想定した地震対策、水害対策、停電対策等が施され、情報の安全性・可用性の確保が必要である。また、データの破壊・消失時に最新に近い状況に速やかに復旧できるように、バックアップデータについては、システムが設置されているサーバ室とは別の場所にオンラインで日々保管する必要がある。(政策秘書課)

【通信機能の強化】

○ 災害時の災害拠点病院等における通信機能の確保

衛星電話やEMIS等を活用し、災害時に連絡が取れるよう通信環境の確保を推進する。(福祉保健課)

⑦産業構造

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

○ 発災後のインフラ復旧対策の推進

各課で所管するインフラについて、関連マニュアルの整備や日常の確認の強化など、体制の中で最大限に災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。(防災交通課)

【自立分散型エネルギーの導入】

○ 自立分散型エネルギーの導入拡大

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、災害時のレジリエンス強化にも資する自家消費型太陽光発電の導入を拡大する必要がある。(町民生活課)

【中小企業に対する災害時支援制度の充実等】

- 「事業継続力強化計画」認定の促進
令和3年に認定済（産業振興課）
- 「事業継続力強化支援計画」策定の促進
令和3年に認定済（産業振興課）

【災害によるインフラ被害の最小化】

- 事前伐採の推進
県・町・電力会社等の関係機関が連携し、災害による電力供給インフラ被害の最小化を図る必要がある。（産業振興課、防災交通課）

【産業を担う人材の確保】

- 建設産業を担う人材の確保育成の推進
建設業における労働力確保は主要課題の一つであり、労働者の減少は、将来的な災害対応やインフラ整備など国土強靱化にも支障を及ぼすおそれがある。このため、若年者・女性等の入職・定着の促進を図るとともに、建設業に対するイメージを向上させる必要がある。（産業振興課）
- 県産材需要拡大の推進
公共建築物及び民間建築物の木造化・木質化を促進し、県産材の需要拡大に向けた生産体制の確立を図る必要がある。（産業振興課）

【防災体制の充実強化】

- 電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携
県・町・電力会社等の関係機関が連携し、電力供給体制をより一層、強化する必要がある。（産業振興課、防災交通課）

⑧交通・物流

【災害時応急対策の推進】

- 災害時における応急対策業務の協力体制の推進
災害の発生時において、各廃棄物関係団体との協定に基づく取り組みが円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。（町民生活課）
- 道路の点検啓開マニュアルの運用及び訓練の実施
地震災害行動マニュアルに基づき、災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するための防災訓練を実施していく必要がある。（土木整備課）

【社会資本整備重点計画の策定】

- 社会資本整備重点計画の策定及び推進
限られた財源の中で、町民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「社会資本総合整備計画」を策定し、同計画に基づき整備を推進している。引き続き整備を推進する必要がある。（土木整備課）

【建設産業を担う人材の確保等】

- 建設産業を担う人材の確保育成の推進

建設業における労働力確保は主要課題の一つであり、労働者の減少は、将来的な災害対応やインフラ整備など国土強靱化にも支障を及ぼす恐れがある。このため、若年者・女性等の入職・定着の促進を図るとともに、建設業に対するイメージを向上させる必要がある。(産業振興課)

【災害時に備えた町内道路ネットワークの整備推進】

- 林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止）

大規模災害発生時、代替輸送路として機能を有する路線の効果発現に向け、優先的に整備を進める必要がある。(土木整備課)

- 老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、必要な対策を実施していく必要がある。(土木整備課)

- 道路防災危険箇所等の解消

道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所が確認された場合は通行規制などを行い、法面对策工等の防災対策を実施して危険箇所の解消を図る必要がある。(土木整備課)

- 都市計画道路（街路）の整備

災害に強い街路網を構築するため、行政、医療、教育、文化施設等の都市機能が集積する拠点市街地内の街路整備を実施してきた。整備完了箇所では、交通の円滑化、歩行者の安全性の向上及び行政施設・病院等都市施設へのアクセス性が向上するなど、一定の成果は得られている。しかし、未整備箇所について、今後、位置づけや機能を再確認し、都市計画道路の見直しを検討する必要がある。(都市整備課)

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

- 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、緊急輸送路上に架かる跨道橋（和平橋）の耐震化されている。(土木整備課)

- 橋梁の長寿命化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「橋の長寿命化修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。(土木整備課)

【道路除排雪計画の運用等】

- 道路除排雪計画の推進

道路管理者との連携した除雪体制を確立する必要がある。(土木整備課、防災交通課)

【デジタル技術の活用】

- 災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うために、ドローン等によるパトロール体制を整えておく必要がある。(防災交通課、土木整備課)

⑨農林水産

【森林の公益的機能の維持・増進】

- 森林の公益的機能の維持・増進

森林は放置しておくと荒廃が進み水源かん養機能や土砂流出防止機能が低下するため、継続的に森林整備を行うことにより、森林の持つ公益的機能の維持増進を図る必要がある。(産業振興課)

【クリーンエネルギーの研究】

- 木質バイオマスの利活用の研究

森林資源の有効活用の一環として、森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの利活用の観点から木質バイオマスの利活用について研究する必要がある。(産業振興課)

【災害時応急対策の推進】

- 災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害の発生時において、各廃棄物関係団体との協定に基づく取組が円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。(町民生活課)

【土砂災害対策の推進】

- 治山事業による土砂災害対策の着実な推進

今後も山地災害の未然防止に向け、未着手地区の解消を推進する必要がある。(土木整備課)

【農地の保全等による災害対策の推進】

- 農村資源の保全管理活動の推進

農地等を保全する共同活動等(草刈り、水路の泥上げや補修等)の取組を支援しているが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあるので、活動を継続するために支援を続けていく必要がある。(産業振興課)

- 農業用ため池の耐震化の推進

ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、耐震化対策が必要なため池の整備を進めており、今後も計画的な整備を進める必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。(土木整備課)

- 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

老朽化が著しい農業用水利施設等も存在していることから、継続した整備が必要である。(土木整備課)

- 浸水浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。(土木整備課)

- 基幹的農業水利施設等の整備

整備から年数が経過し老朽化が進んだ施設も存在しており、突発的な事故の防止や低下した機能を回復するため、補修・補強等の整備が必要である。(土木整備課)

- 農業集落排水施設の長寿命化の推進

平成28年度に策定した農業集落排水施設機能診断に基づき、施設の機能維持及び施設管理が必要である。(上下水道課)

【農産物の生産技術の普及等】

- 農業者に対する経営再建資金制度の周知

災害後、迅速かつ効率的に経営再建が図られるよう、農業者に対する経営再建支援として、農業災害対策資金利子補給補助を行っており、一定の成果を上げている。大規模自然災害に備え、引き続き制度を維持する必要がある。(産業振興課)

【災害時に備えた町内道路ネットワークの整備推進】

- 基幹農道の整備

大規模災害発生時、代替輸送路として機能を有する路線の効果発現に向け、優先的に整備を進める必要がある。(土木整備課)

【農業・農村の多面的機能の維持・増進】

- 荒廃農地解消対策の推進

農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。(土木整備課・産業振興課)

- 農地の整備（生産基盤の整備）

農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給や農村の健全な発展に寄与するとともに、生産活動の継続により農業・農村が有する多面的機能が発揮され、町土保全に大きな役割を果たしている。しかしながら、狭小で不整形の農地は作業効率が悪く、また、農業者は高齢化によるリタイヤが進み、農地を有効に利用する体制が十分でないため、荒廃農地の増加が進行している。このため、農地の大区画化や汎用化により、生産コストの削減や生産量の増大を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するため農業基盤整備の実施が必要である。(産業振興課)

- 新規就農の促進

新規就農者への補助金があることで、若い世代の就農意欲の促進が図れることや荒廃農地の解消も期待できる。(産業振興課)

- 就農定着支援の充実

新規就農者育成総合対策事業を活用し、新規就農者の確保・育成を図る。(産業振興課)

- 企業の農業参入の促進

町外の資本力が大きい企業が大規模な経営を目指し参入する事例もあり、荒廃農地の解消や地域雇用の創出など地域の活性化に大きな成果が期待できる。(産業振興課)

⑩国土保全

【森林の公益的機能の維持・増進】

○ 森林の公益的機能の維持・増進

森林は放置しておくと荒廃が進み水源かん養機能や土砂流出防止機能が低下するため、継続的に森林整備を行うことにより、森林の持つ公益的機能の維持増進を図る必要がある。(産業振興課)

【災害時応急対策の推進】

○ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進

災害の発生時において、各廃棄物関係団体との協定に基づく取り組みが円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。(町民生活課)

○ 地震発生後の河川砂防管理者対応マニュアルの円滑な運用

地震発生時に緊急かつ適切な対応を図るため、「富士川町地域防災計画」を随時見直しを実施する必要がある。(土木整備課、防災交通課)

【社会資本整備重点計画の策定】

○ 社会資本整備重点計画の策定及び推進

限られた財源の中で、町民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「社会資本総合整備計画」を策定し、同計画に基づき整備を推進してきている。引き続き整備を推進する必要がある。(土木整備課)

【土砂災害対策の推進】

○ 治山事業による土砂災害対策の着実な推進

今後も山地災害の未然防止に向け、未着手地区の解消を推進する必要がある。(土木整備課)

○ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

多くの土砂災害警戒区域がある中で、全ての区域で施設対策を行うには多くの期間と予算が必要である。そのため、特に甚大な被害が想定される土砂災害特別警戒区域を優先整備するよう県に要望する。(土木整備課、防災交通課)

【農地の保全等による災害対策の推進】

○ 農業用ため池の耐震化の推進

ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、耐震化対策が必要なため池の整備を進めており、今後も計画的な整備を進める必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。(土木整備課)

○ 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

老朽化が著しい農業用水利施設等も存在していることから、継続した整備が必要である。(土木整備課)

○ 浸水浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。(土木整備課)

○ 基幹的農業水利施設等の整備

整備から年数が経過し老朽化が進んだ施設も存在しており、突発的な事故の防止や低下した機能を回復するため、補修・補強等の整備が必要である。(土木整備課)

【洪水被害等を防止する治水対策の推進】

○ 河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

洪水災害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等による河川管理施設の維持、樹木の伐採や堆積土の除去による流下断面の確保、河道掘削、河道拡幅や築堤の整備・機能強化等の対策を進めるとともに、排水機場や伏越水門等の排水施設の長寿命化と整備を推進している。(土木整備課)

○ 雨水貯留浸透施設の整備の推進

流域の市街化が進んだ地域では、水田や農地が減少し、地表がアスファルトやコンクリートなどに覆われ、流域の保水・遊水機能が低下し、雨の多くは地中にしみこまず、川や水路に短時間で流れ込むようになり、浸水被害の危険性が增大する傾向となっている。

このため、雨水を一時的に貯め込んだり、地中に浸透させたりする貯留浸透施設の整備により、一定の成果を上げているが、引き続き整備を推進し、洪水被害を軽減する対策が必要である。(土木整備課)

○ 洪水被害を防止する河川整備の推進

コスト縮減を図りながら、社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、既存施設の有効利用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。

町民の生命・財産を守るための基盤整備を図るため、台風や豪雨による洪水を防止し安全に流下させる河川改修工事を県に要望していく。(土木整備課)

【農業・農村の多面的機能の維持・増進】

○ 荒廃農地解消対策の推進

農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。(土木整備課・産業振興課)

○ 農地の整備（生産基盤の整備）

農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給や農村の健全な発展に寄与するとともに、生産活動の継続により農業・農村が有する多面的機能が発揮され、町土保全に大きな役割を果たしている。しかしながら、狭小で不整形の農地は作業効率が悪く、また、農業者は高齢化によるリタイヤが進み、農地を有効に利用する体制が十分でないため、荒廃農地の増加が進行している。このため、農地の大区画化や汎用化により、生産コストの削減や生産量の増大を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するため農業基盤整備の実施が必要である。(産業振興課)

【水防対策の推進】

○ 「知って備えて命を守る」取組の推進

水害から町民の生命を守るため、①町民意識の啓発、②要配慮者の避難支援、③防災情報の充実と確実な伝達、の3点に重点を置いた取り組みを推進する。

中小河川の洪水浸水想定区域図については、令和3年の水防法改正により対象河川が拡大され、13市町村（令和4年度末）で更新された。

また、新たに作成される洪水浸水想定区域図を反映したハザードマップの浸水エリアにおいて、国（河川管理者）や市町村県等の関係機関と協力しながら、減災方法等を検討する必要がある。(防災交通課)

○ 水防訓練の実施

水害から住民の生命と財産を守るため、令和6年度に県と合同して本町において水防訓練を実施した。緊急時に災害対応経験のない水防団員も多いことから、引き続き水防団員の水防技術の向上・継承等を図る必要がある。(防災交通課)

○ 水防用資材の備蓄の推進

水防資材は、土のう、スコップ、ビニールシート、照明器具等があり、道の駅富士川及び各地区水防倉庫内に備蓄している。引き続き、堤防決壊も視野に入れた必要な資材を備蓄していく必要がある。(防災交通課)

【インフラ等の長寿命化、耐震化】

○ 水道施設の耐震化の促進

水道施設の布設替えを行い耐震化の促進を図ってきており、令和5年度末時点での水道管路の耐震化率は10.0%となっている。

また、応急給水資機材の整備状況については令和5年度に給水タンク(2000ℓ)を購入し整備の促進を図ってきている。

引き続き、水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。(上下水道課)

○ 下水道施設の長寿命化の推進

令和3年度に策定した下水道ストックマネジメント計画の年次計画に基づき、劣化のおそれがある設置後30年経過したマンホール蓋の改築工事を実施している。(上下水道課)

○ 下水道施設の耐震化の推進

下水道総合地震対策計画(第2期)に基づき、緊急輸送路や避難所からの排水を受ける特に重要な下水道幹線等のマンホールの浮上防止対策及び管渠の継手対策を実施している。令和6年度末時点での進捗率は、57%となっている。(上下水道課)

【災害時に備えた町内道路ネットワークの整備推進】

○ 林道網の整備、確保(災害時の代替輸送路、中山間地域集落の孤立化防止)

大規模災害発生時、代替輸送路として機能を有する路線の効果発現に向け、優先的に整備を進める必要がある。(土木整備課)

○ 老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、必要な対策を実施していく必要がある。(土木整備課)

【デジタル技術の活用】

○ 災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うために、ドローン等によるパトロール体制を整えておく必要がある。(防災交通課、土木整備課)

⑪環境

【災害廃棄物処理体制の強化】

○ 災害廃棄物処理体制の強化

国の「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」におけるチェックリストに基づき、定期的に計画の点検や見直しを行い、非常時に実効性がある内容に整備しておく必要がある。

災害時に大量発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制の強化を図るため、計画の実効性の向上に向けた研修や計画改定を図る必要がある。(町民生活課)

○ 災害廃棄物処理施設の整備

災害時に大量発生する廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、災害に強い施設や地域の防災拠点として活用できる施設を整備する必要がある。(町民生活課)

○ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）

災害の発生時において、各廃棄物関係団体との協定に基づく取組が円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。(町民生活課)

⑫土地利用（国土利用）

【農業・農村の多面的機能の維持・増進】

○ 荒廃農地解消対策の推進

農業生産活動や農村景観に影響を及ぼす荒廃農地の有効活用に向けて、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の整備及び関連する支援策を一体的に実施することにより、荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能の維持を推進してきたところ、これまで一定の成果を上げているが、引き続き地域の実情に応じて必要な対策を講じて荒廃農地の発生防止、解消を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要がある。(土木整備課・産業振興課)

○ 農地の整備（生産基盤の整備）

農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給や農村の健全な発展に寄与するとともに、生産活動の継続により農業・農村が有する多面的機能が発揮され、町土保全に大きな役割を果たしている。しかしながら、狭小で不整形の農地は作業効率が悪く、また、農業者は高齢化によるリタイヤが進み、農地を有効に利用する体制が十分でないため、荒廃農地の増加が進行している。このため、農地の大区画化や汎用化により、生産コストの削減や生産量の増大を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するため農業基盤整備の実施が必要である。(産業振興課)

2. 横断的分野

A) リスクコミュニケーション

【災害時相談支援体制の充実】

- 被災者の総合相談体制の充実及び総合相談窓口のマニュアルの見直し
相談体制を構築できるよう保健師の調整・確保が必要である。(福祉保健課、防災交通課)
- 県、市町村による災害時の消費生活相談体制の維持
町と県では、災害時の消費生活相談に係る情報提供等を行い、消費生活相談への相談体制の確保を図ってきた。災害に備え、引き続き災害時の消費生活相談に適切に対応できる体制を確保していく必要がある。(産業振興課)
- 災害時におけるDV等被害者生活相談の周知
災害時におけるDV等被害者の相談体制の整備のため、女性相談所及びぴゅあ総合に相談窓口(配偶者暴力相談支援センター)と連携を図っている。引き続き、相談窓口の周知と対応を県等関係機関と連携して行う必要がある。(福祉保健課、政策秘書課)

【防災教育等による地域防災力の強化】

- 土砂災害防災訓練の実施
水害から住民の生命と財産を守るため、令和6年度に県と合同して本町において水防訓練を実施した。緊急時に災害対応経験のない水防団員も多いことから、引き続き水防団員の水防技術の向上・継承等を図る必要がある。(防災交通課、土木整備課)
令和5年度に改訂されたハザードマップを活用し、あらゆる自然災害に対し避難体制の確立・強化を進めるための防災訓練が必要である。防災リーダー養成講座においてもこうした訓練の実施の周知に努めることとし、将来に向けて地域における防災力を強化していかねばならない。(防災交通課)
- 住民の防災意識の醸成の推進
令和5年度から実施している、地域防災リーダー養成講座を継続し、住民の防災意識及び地域防災力の向上を図っていく必要がある。(防災交通課)

【学校における防災教育等の推進】

- 公立小中学校における防災対策の推進
防災教育や避難訓練は、各学校で毎年実施され、児童生徒も防災意識が高まってきている。また、年1回、町内保育園、小学校、中学校が同日に災害時を想定した保護者への引き渡し訓練を行っており、有事の際の子どもの安全確保や保護者への連絡方法など、対策を徹底している。
また、各学校で備える防災マニュアル等は、教職員で共有し災害時に備えている。
小中学校施設は、地域防災の中核施設となることから、近隣住民との連携が不可欠であるため、コミュニティスクール制度と連動した地域防災力の向上を図る。(教育総務課)
- 公立小中学校の幼児児童生徒に対する防災教育の推進
小中学校では、総合的な学習の時間において、定期的に防災教育の時間を設けており、避難訓練等の具体的な取り組みと併せて行うことで、児童生徒の防災意識の向上と、緊急時を想定した対応に備えている。(教育総務課)
- 公立小中学校における児童生徒の安全確保、安否確認等の対策の推進
小中学校に対し、管理職研修や防災教育研修等の各種研修会・会議を通して、児童生徒への防災教育及び教職員への防災研修や避難訓練の実施を呼びかけてきており、防災教育や避難訓練は全学校で確実に実施され、危機管理マニュアルの作成率も100%に達している。
また、学校体育館が指定避難所になっていることから、防災交通課と学校職員とで初動対応の対策会議を行うなど、より実践的な防災対策に取り組んでいる。

これらの取組は、児童生徒及び教職員の防災意識の高揚及び対応力の向上に一定の成果を上げているが、常に危機感を持ってあらゆる場面に対応できるようにするため、避難訓練後には教職員と児童生徒が振り返りを行うなどして訓練の質を高めていく必要がある。(教育総務課)

○ 公立小中学校の教職員のカウンセリング知識の向上

養護教諭の研修会等で知識や技術の向上を図っている。

県のスクールカウンセラー派遣を利用し、教員も相談や指導を受けるなど、カウンセリングの方法を学んでいる。

しかしながら、研修の機会や取り組みの時間もあまりとれないことから、今後対策を講じる必要がある。(教育総務課)

【災害危険箇所等の周知】

○ 農業用ため池の耐震化の推進

ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、耐震化対策が必要なため池の整備を進めており、今後も計画的な整備を進める必要がある。

さらに、これらのハード対策と併せて、地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。(土木整備課)

○ 「知って備えて命を守る」取り組みの推進

水害から町民の生命を守るため、①町民意識の啓発、②要配慮者の避難支援、③防災情報の充実と確実な伝達、の3点に重点を置いた取組を推進する。

中小河川の洪水浸水想定区域図については、令和3年の水防法改正により対象河川が拡大され、13市町村(令和4年度末)で更新された。

また、新たに作成される洪水浸水想定区域図を反映したハザードマップの浸水エリアにおいて、国(河川管理者)や市町村県等の関係機関と協力しながら、減災方法等を検討する必要がある。(防災交通課)

○ 河川情報システムの活用

防災に資する情報収集、提供手段の確立のため、国及び県の「河川総合情報システム」の有効な活用が必要である。(土木整備課・防災交通課)

【地域防災力の強化】

○ 災害対応力の強化

峡南地域県民センターや峡南各町、また峡南消防本部と連携し、引き続き図上訓練等を実施し、災害対応力の強化を図る必要がある。(防災交通課)

○ 住民参加型の県地震防災訓練への参加・協力

町民の防災意識の高揚を図るため、引き続き、関係者のより一層の対応力の強化を図るため、訓練を実施するに参加・協力する必要がある。(防災交通課)

○ 避難行動要支援者(災害時要援護者)対策訓練の実施

災害時において避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、地震防災訓練などを通して避難行動要支援者などに配慮した避難所の設置・運営訓練の実施を促していく。

引き続き、地震防災訓練等を通じて、要配慮者に配慮した避難所の設置、運営訓練を実施する。(福祉保健課)

○ 避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施

毎年実施している「町総合防災訓練」において、町職員による避難所設置訓練を実施しているが、今後は、長期避難等を想定した、各区自主防災会や学校関係者と連携して、実際に避難所を運営する総合的な訓練を行うなど検討を行う必要がある。(防災交通課)

○ 避難所運営マニュアルの作成支援

平成28年9月策定、平成31年2月改定した「避難所開設・運営マニュアル」を、全国各地で発生した災害を教訓に、避難者による避難所自主運営のためのマニュアルになるよう、さ

らに見直していく必要がある。(防災交通課)

○ 地区防災計画の作成支援

地域住民による自発的な防災活動に関する計画である「地区防災計画」は、東日本大震災の教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法の改正において規定され、地域住民が主体となり、全国的に策定を進めてきているが、本町においては策定されていない地区がある。

自助・共助の取り組みを強化し、地域防災力の向上を図るためにも「地区防災計画」作成支援を行う必要がある。(防災交通課)

【町役場の災害対応力の強化】

○ 災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し

毎年実施している「町総合防災訓練」において、災害対策本部設置訓練を実施している。引き続き、災害時の対応力向上のため、防災体制の不断の見直しを行う必要がある。(防災交通課)

○ 災害時等の会計事務処理手続の整備及び物品調達等事務の実施体制の構築

災害等により財務会計システムが使用不能となった場合に備え、会計事務や調達事務が支障なく円滑に行われるよう周知を行うとともに、関係機関との調整や資料収集を行う必要がある。また、システム障害時の会計事務処理の実効性を担保するため、周知や模擬訓練等を行う必要がある。(会計課、管財課、防災交通課)

災害時の物品調達を円滑に進めるため、協定を取り交わし準備をするとともに、常に在庫物品の把握が必要である。(会計課、管財課、防災交通課)

○ 非常参集体制の確立

毎年実施している「町総合防災訓練」において、非常参集訓練を実施している。引き続き、災害時の対応力向上のため、防災体制の不断の見直しを行う必要がある。(防災交通課)

○ 災害対応に関する職員研修の充実・強化

災害時には、地域防災計画に基づき災害対策本部の指揮下で活動が求められることから、この計画に基づき総合防災訓練の内容を見直し、訓練を行っていく必要がある。(防災交通課)

【発災後のインフラ復旧対策の推進】

○ 発災後のインフラ復旧対策の推進

各課で所管するインフラについて、関連マニュアルの整備や日常の確認の強化など、体制の中で最大限に災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要がある。(防災交通課)

B) 人材育成

【人材育成等による地域防災力の強化】

○ 地域防災リーダーの養成

令和5年度から実施している、地域防災リーダー養成講座を継続し、住民の防災意識及び地域防災力の向上を図っていく必要がある。(防災交通課)

○ 建設産業を担う人材の確保・育成の推進

建設業における労働力確保は主要課題の一つであり、このままでいくと労働者の減少に歯止めがかからず、将来的な災害対応やインフラ整備など国土強靱化にも支障を及ぼす恐れがある。このため、若年者・女性等の入職・定着の促進を図るとともに、建設業に対するイメージを向上させる必要がある。(産業振興課)

○ 水防訓練の実施

水害から住民の生命と財産を守るため、令和6年度に県と合同して本町において水防訓練を実施した。緊急時に災害対応経験のない水防団員も多いことから、引き続き水防団員の水

防技術の向上・継承等を図る必要がある。(防災交通課)

C) 官民連携

【森林の公益的機能の維持・増進】

- 県産材需要拡大の推進
公共建築物及び民間建築物の木造化・木質化を促進し、県産材の需要拡大に向けた生産体制の確立を図る必要がある。(産業振興課)

【防災体制の充実強化】

- 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進
災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業、国・県・他市町村の関係機関、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っている。引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し、関係団体等との連携を強化する必要がある。(防災交通課)
- 電力供給体制強靱化の推進に向けた関係機関との連携
県・町・電力会社等の関係機関が連携し、電力供給体制をより一層、強化する必要がある。(産業振興課、防災交通課)

【災害廃棄物処理体制の強化】

- 災害廃棄物処理施設の整備
災害時に大量発生する廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、災害に強い施設や地域の防災拠点として活用できる施設を整備する必要がある。(町民生活課)
- 災害時における応急対策業務の協力体制の推進（災害廃棄物の除去等）
災害の発生時において、各廃棄物関係団体との協定に基づく取組が円滑に行われるよう、平常時から連携強化のための訓練等を行う必要がある。(町民生活課)

【災害によるインフラ被害の最小化】

- 事前伐採の推進
県・町・電力会社等の関係機関が連携し、災害による電力供給インフラ被害の最小化を図る必要がある。(産業振興課、防災交通課)

【感染症対策の強化】

- 大規模災害時における感染対策
避難所における感染症の発生及びまん延は被災者の健康・生命に影響を及ぼす恐れが高いため、避難所において感染対策が円滑に行われるように準備を行っている。(福祉保健課)

【中小企業に対する災害時支援制度の充実等】

- 「事業継続力強化計画」認定の促進
令和3年に認定済（産業振興課）
- 「事業継続力強化支援計画」策定の促進
- 令和3年に認定済（産業振興課）

D) 老朽化対策

【公共施設等の総合的・計画的な管理の推進】

○ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

これまでに長年にわたり整備を進めてきた公共施設・インフラの老朽化が進み今後一斉に更新時期を迎える一方、人口減少等による財政状況の悪化や公共施設等の利用状況の変化等、公共施設等を巡る状況の変化から従前の管理運営では自治体経営が立ち行かなくなる懸念が生じつつあることから、公共施設等の維持・管理にかかる財政負担の軽減・平準化及び公共施設等の最適な配置を実現するため、「富士川町公共施設等総合管理計画」を策定した。

今後は、同計画に基づき策定した施設類型ごとの個別施設計画等により、町が管理・所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていく必要がある。（政策秘書課）

○ 社会資本整備重点計画の策定及び推進

限られた財源の中で、町民生活の向上や地域経済の発展を支える社会資本の整備を効果的・効率的に推進するため、選択と重点化により重点的に取り組むべき社会資本整備の方向性を明らかにした「社会資本総合整備計画」を策定し、同計画に基づき整備を推進してきている。引き続き整備を推進する必要がある。（土木整備課）

【上下水道施設の老朽化対策の推進促進】

○ 水道施設の耐震化の促進

水道施設の布設替えを行い耐震化の促進を図ってきており、令和5年度末時点での水道管路の耐震化率は10.0%となっている。

また、応急給水資機材の整備状況については令和5年度に給水タンク（2000ℓ）を購入し整備の促進を図ってきている。

引き続き、水道施設の耐震化及び応急給水資機材の整備の促進を図る必要がある。（上下水道課）

○ 下水道施設の長寿命化の推進

令和3年度に策定した下水道ストックマネジメント計画の年次計画に基づき、劣化のおそれがある設置後30年経過したマンホール蓋の改築工事を実施している。（上下水道課）

【道路、橋梁等の老朽化対策の推進】

○ 老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、必要な対策を実施していく必要がある。（土木整備課）

○ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、緊急輸送路上に架かる跨道橋（和平橋）の耐震化されている。（土木整備課）

○ 橋梁の長寿命化の推進

災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、引き続き「橋の長寿命化修繕計画」に基づき、必要な対策を実施していく必要がある。（土木整備課）

【農業用施設等の老朽化対策の推進】

○ 農村資源の保全管理活動の推進

農地等を保全する共同活動等（草刈り、水路の泥上げや補修等）の取組を支援しているが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあるので、活動を継続するために支援を続けていく必要がある。（産業振興課）

○ 農業用ため池の耐震化の推進

ため池等整備事業や土地改良施設耐震対策事業などの農地防災事業により、耐震化対策が必要なため池の整備を進めており、今後も計画的な整備を進める必要がある。

更に、これらのハード対策と併せて、地域防災体制の構築や施設を適切に保全していくための管理体制の整備などのソフト対策を実施する必要がある。(土木整備課)

○ 土砂災害等を防ぐ農業用水利施設等の整備

老朽化が著しい農業用水利施設等も存在していることから、継続した整備が必要である。(土木整備課)

○ 浸水浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備

浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業用水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。(土木整備課)

○ 基幹的農業水利施設等の整備

整備から年数が経過し老朽化が進んだ施設も存在しており、突発的な事故の防止や低下した機能を回復するため、補修・補強等の整備が必要である。(土木整備課)

○ 農業集落排水施設の長寿命化の推進

平成28年度に策定した農業集落排水施設機能診断に基づき、施設の機能維持及び施設管理が必要である。(上下水道課)

○ 農地の整備（生産基盤の整備）

農業生産の基盤となる農地や農業用施設は、食料の安定供給や農村の健全な発展に寄与するとともに、生産活動の継続により農業・農村が有する多面的機能が発揮され、町土保全に大きな役割を果たしている。しかしながら、狭小で不整形の農地は作業効率が悪く、また、農業者は高齢化によるリタイアが進み、農地を有効に利用する体制が十分でないため、荒廃農地の増加が進行している。このため、農地の大区画化や汎用化により、生産コストの削減や生産量の増大を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を推進するため農業基盤整備の実施が必要である。(産業振興課)

【河川管理施設、ダム及び土砂災害対策施設の老朽化対策の推進】

○ 河川管理施設及びダムの長寿命化の推進

洪水災害を未然に防止するため、定期的な巡視や点検等による河川管理施設の維持、樹木の伐採や堆積土の除去による流下断面の確保、河道掘削、河道拡幅や築堤の整備・機能強化等の対策を進めるとともに、排水機場や伏越水門等の排水施設の長寿命化と整備を推進している。(土木整備課)

【町営住宅の老朽化対策の推進】

○ 町営住宅の長寿命化の推進

町営住宅の安全性の確保・向上を図るため、「富士川町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、更新時期を経過した住宅の建替え、全面的改善工事、外壁・防水改修工事などを進めてきており、これまでに外壁・防水改修工事などを行い、一定の成果があった。

しかし、事業が未実施な建物もまだ多く、今後も経年劣化により老朽化が進行していくことから、引き続き、計画に基づいた建替えや改善事業などを実施する必要がある。(都市整備課)

【建築物等の耐震対策の推進】

○ 有形文化財（建造物）の耐震対策の推進

有形文化財（建造物）の耐震改修には、多額の費用が掛かる。文化財改修・修繕は、所有者負担が原則なため、所有者の負担軽減や文化財保護の観点から耐震改修補助を検討する必要がある。(生涯学習課)

E) デジタル活用

【デジタル技術の活用による作業の効率化】

○ 災害時におけるドローン等のデジタル技術の活用

災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での的確な情報収集やそれをもとにした早期の復旧のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に行うために、ドローン等によるパトロール体制を整えておく必要がある。(防災交通課、土木整備課)

【防災・災害情報提供体制の整備】

○ 被災者に対する情報提供

災害時は、ホームページ、SNS等を活用した多様な手段による情報提供を行う必要がある。(政策秘書課、防災交通課)

災害に関するホームページなどからの問い合わせについては、即時性を求める内容の投稿もあるため、迅速な対応に努める必要がある。(政策秘書課)

○ 河川情報システムの活用

防災に資する情報収集、提供手段の確立のため、国及び県の「河川総合情報システム」の適切な活用が必要である。(土木整備課・防災交通課)